

へ 學校長 大正九年十月より昭和二年七月まで金井浩で昭和二年七月より今村直人である。

2 熊本縣立工業學校

イ 定員増加 大正八年二百名を三百四十名に、昭和三年更に四百三十名に増加した。

ロ 大正十一年三月別科を専修科に改め、昭和三年土木科を加設した。

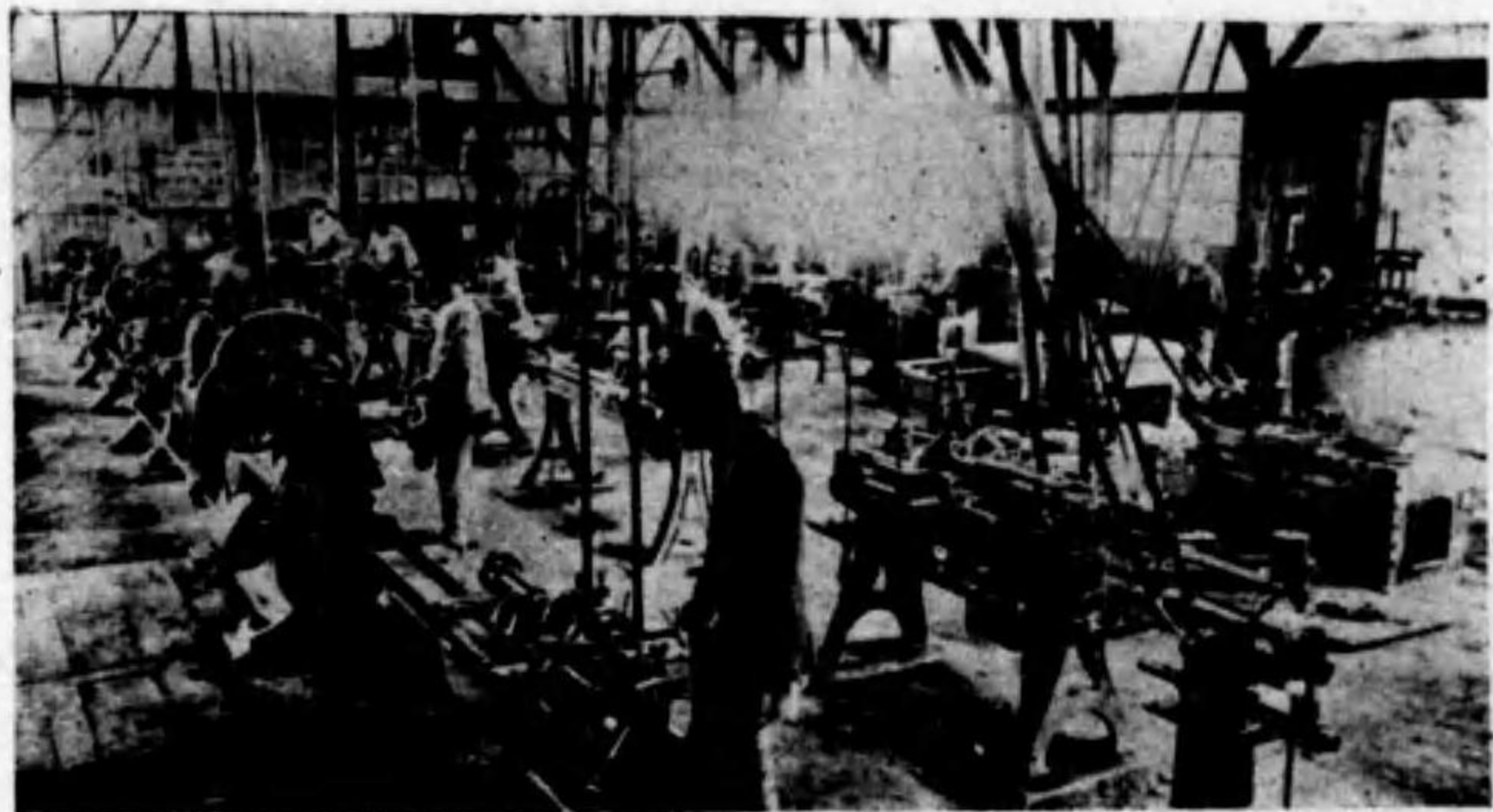
ハ 奉安殿建造 昭和三年十一月御大典記念事業として校庭に建造した。

ニ 本期中に於て建築科工場、生徒控所、職員室、會議室、事務室、機械製圖室、土木科實習教室等を新築又は増築し、又運動場も擴張して大に設備を整へた。

ホ 學校長 明治四十四年以來本期を通じて竹村得太郎であつた。

3 熊本縣立熊本農業學校

イ 農業教員養成所を大正九年四月附設した。



熊本縣立工業學校機械科上實習狀況

ロ 學則改正 大正九年四月別科規程を改め管内便宜の地に自由に開催し得る様にし、大に地方産業

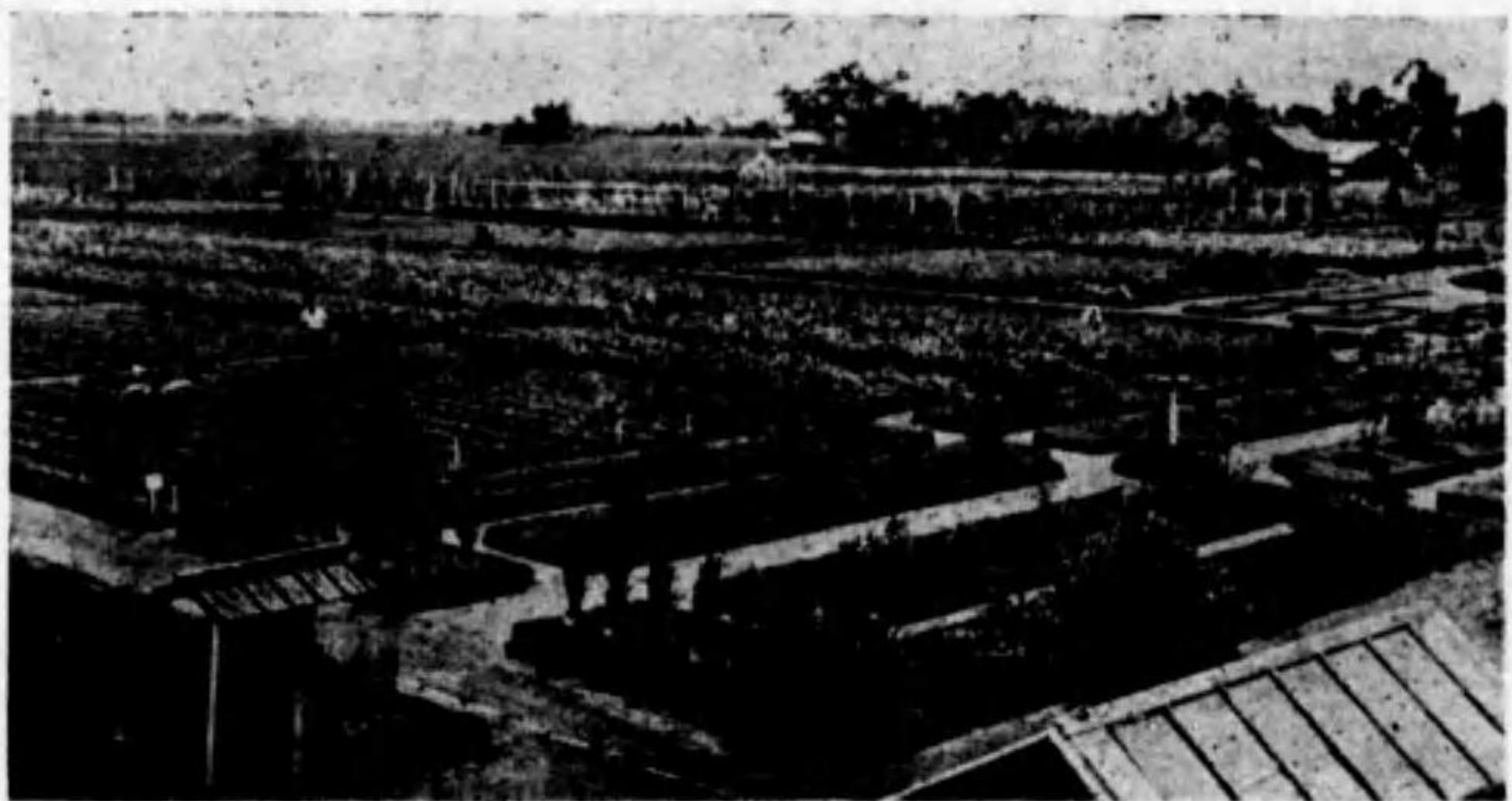
開發に貢獻し得る仕組となつた。大正十二年には更に右規程を改正して修業年限一ヶ年の園藝科とし、大に都會附近農業としての特色を發揮し、地方民の爲に貢獻せん事を期した。

ハ 増築 大正十一年九月化學教室及堆肥舎を新築し昭和三年九月農舎を改築した。

學校長 自大正三年八月至大正十年三月山崎熊太、自全十年四月小池俊三である。

校 歌

- 一 阿蘇がね遠く見遙かす 銀杏城の南なる
- 託摩が原の只中に 築き建てたる一校舎
- 二 我學舎は民草の 命をつなぐ農業の
- 理を説き業教へ 國を富すの本どころ
- 三 思へば遠き神の代に 皇祖の神の御心と
- 開き給ひし此の御業 今に傳るかしこさよ
- 四 瑞穂の國の名もしるく その田なつも畑つもの
- 八東垂穂の年々に 足れる御代こそ貴けれ
- 五 いづみの水の盡せざる 託摩の原の果もなき



熊本農業學校農場

學に業に一筋に

務め勵まん國の爲

六 阿蘇の高根のいや高き

功を立て、諸共に

砂取川の底きよき

名をや擧げなん家の爲 (完)

實習中心主義

熊本農業學校長 小池俊三

私は大正六年二月球磨農學校に奉職大正十年熊本農學校に轉任、爾來今日迄十幾年の間に本縣農學校經營の動きに就て體驗又觀察したる點に就て其一部を述べて見たい。

大正六年頃縣内農學校中縣立として熊本、阿蘇、球磨の三校は甲種程度であり、郡立又組合立として菊池(隈府所在)菊池東部(大津町)鹿本、御船、天草、南關、菊池西部(最後の二校は補習學校)の農學校は何れも乙種程度であつた。

縣立農學校長會議

私は大正八年初夏に球磨農學校長拜命、其秋に菊池農學校に於て縣立農學校長會議が催された時私は始めて農學校長諸賢と一堂に會するの機會を得た。當時熊本農學校長は山崎熊太氏、阿蘇農學校長は二十年近くも勤続の百瀬葉千助氏であり、是等の先輩の間に私は新參校長として卑近な問題を提出して遠慮なしに辯じた所百瀬校長から後で褒められた事を記憶して居る。其時の菊池農學校長は安田儀作氏(後鹿本農學校長に轉任)で食事の際に菊池米の正味を試食して貰ひたいと云ふので御飯と瓜の奈良漬汁を出されたので縣視學として臨席せられたる中島仰氏は胃袋が驚くだらうと笑はれた。其會で今回の主催校が球磨校と指名せられたので私は聊か面喰つたと云ふのは球磨農學校は大正五年に珍らしき大騒擾があつて、私共は二ヶ年掛つて亂雜を極めた其跡の整理をやつたわけであるから

歴々の先輩校長方を迎へて、批評を請ふわけの何等用意がなかつたからで有る。夫れで私は先づ縣内農學校の見學に出掛けた。其時阿蘇農學校の畜産、林學關係の豊富なる標本やら、細菌實驗室を見て之れならば中等農學校の体裁は出来て居る。球磨も此程度に進めたいとの標準を得た。それで設備充實の爲めに大に職員を督勵したので有るが、變な事には球磨は農學校でありながら、化學實驗室と云ふものがない。之は甚しき欠陥であると云ふので然るべき室を物色したり、實驗室を新調したり、標本を急製したり、大騒ぎをやつた。それから顯微鏡も數臺はあるが其實實驗室と云ふのが無い。之も小さい細長い室を探し出して其に充てた。外に林學實驗室とか、博物標本室も整理すると萬更でもない。此上は校舎を清潔にしよう。校舎の清潔に就て忘れ得ない事は、私が球磨に着任すると初めて出校した時に、柳川校長が自ら「ポンプ」の「ホース」を取つて天井を洗つて居る。此様な光景は始めて觀た事なので夫れ以來私は洒掃と云ふ事を解した。硝子を拭く事なども全校長に因つて始めて教へられた。次は農場であるが其整理には私も經驗が有るので其區劃を井然として一絲亂れざるの形態を整へ雑草などは見らるべくも無い様にした。農學校の畑には草が生へないと人は怪んだ位である。校庭も幼稚ながら今日の所謂美化をやつた。其内に柿の色着く秋となつて校長會を球磨に開いたが、内外共に先づ良好であるとの概評を得て大に悦んだ事であつた。

先きに申した化學實驗室の事であるが會計検査に見えた議員に此話をした所、夫れが縣に報告された爲めか、實驗室は無い筈はないと云ふので、當局が大に辯せられ遂に内務部長や知事迄も見えられたが結局「無い物は無いのである」と云ふ事に極まつて夫れから各農學校に此實驗室を造れと云ふ事になり、新設の場合と之より舊き學校にも補設せらるるに到つたので有る。

却説本筋の農學校長會議に於ては、當番校の施設經營に關する見學と、批評を第一とし同時に協議事項を議すると云ふ段取りで、學務課長始め視學等、當局の御出張を願ふたので有るが、當番校は其面目を發揮すべき好機なので、内容の充實に懸命になつた。斯くして農學校は各校共に施設經營の上に飛躍的向上の實を擧げた事は著しきも

のが有つたと信ずる。當局に於ても其價値を認められ、之を縣主催とするが宜しからんとするに當り、當番校が一切の事務を取扱ふ事にして、今日に及び既に十數年を経續して益有益視せられつゝ有るが、縣下農業教育進展の上に貢献する所大なるものが有つたので有ると信じて居る。只今は縣下實業學校更に盲啞學校を加ふるに到つて益々盛況を呈して居る。

實習中心主義

大正十一年頃と思ふが「實習中心の農學校經營」と云ふ事を提唱して農學校當事者が其實施に熱心し、當局も督勵せられた事が有つた。農學校では實習に基礎を置いて、教授と訓練訓育の徹底を期すへきで有ると云ふので農學校長が集まり縣廳より視學が出張せられて座談様懇談會を開き此問題を縦横に論議したのであるが其要領は「一般方針」「實習と設備」「實習と教授」「實習と訓育」の四項に分つて、立派に纏められて居るが今回農學校の經營に就て論ぜられる喫緊の問題は其中に論議し盡くされ居るの感がある。何にせよ當時は農學校の教授の如きも尙教科書による記憶中心の教育に安んじ農場は農業教育の本教室で有ると考ふる様な事を爲し得ない状態であつたので此弊を矯めて講義と實習實驗を一元的に取扱ふ事に教授法を改善し、技能の修練經濟の教養と共に勤勞を通して徳性涵養の結論に向て實習の訓育的價値を收めねばならぬ。即實習の「コース」によつて技術經濟の修得と共に健全徹底せる人生觀を体得せしめようと云ふので有つて元來農學教育は始めから夫れで無ければならぬ筈であるのに、弊害とする所に脱線して居たものであるから、之を基本筋に返へせよと云ふので有つたので有る。それが爲めには校長自身が率先して流汗勤勞の實を以て職員生徒を指導する事が必要であると云ふので此事が縣下農學校に一般に勵行實施せらるゝに到つた事は快き現象であつた、今日本縣農業教育に若し見るべきもの有りませば、此主義が他に優つて實現せられて居る其事で有ると思ふ。大正十三年の秋米國農業教育の權威者である「ドクトルフォード」氏が本縣に見えられたが日本に於て數多農學校を見た中では本縣の農學校が最良であると推稱せられた事が有つた。

4 熊本縣立阿蘇農業學校

イ 別科設置 大正九年四月附設、短期で教場は移動性、普通農事等の特色ある極めて自由性に富む別科である、阿蘇地方開發を企てた。

ロ 定員増加 大正十一年二百二十五名に、昭和三年に二百七十名に増加した。

ハ 専修科設置 昭和三年四月設置、農業牧畜科を授け、修業年限一ヶ年定員五十名、尋卒にして年齢十四年以上の者を入學せしめ勿論徳性の涵養にも力めた。授業料及入學手数料は一切徴收せぬ。

ニ 増築 大正九年に養蠶室、十年に物置増築。

學校長 自明治四十年四月 至大正十年六月 百瀬葉千助

自大正十年六月 至大正十五年十一月 向井 武

自全十五年十一月 嘉村 要式

校 歌

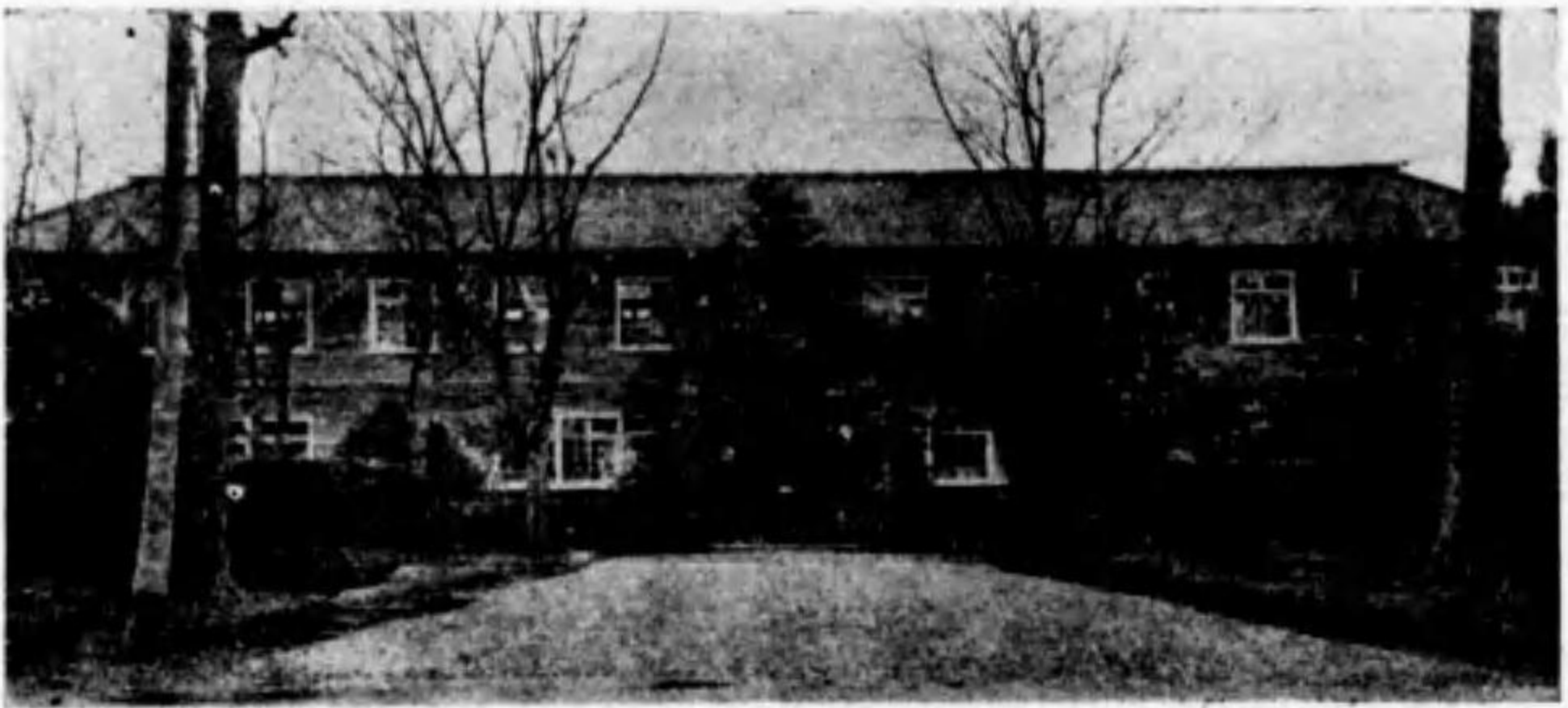
- 一 世界に誇る大阿蘇の 外輪山の眞只中
- 名さへ宮地に地を占めて 山の氣に觸れ靈に觸れ
- 日毎伸び行く學び男が 氣宇の高邁君知るや
- 二 春は耕す千町田に 富國の種子の粹を蒔き
- 夏は苗木に培ふや 棟梁の材おほすべく

家畜も肥えて秋高く
 強兵の實を結ぶかな
 阿蘇の大神みそなはせ
 學理實習いそしみて
 蘇岳健兒の起たん日を (完)

5 熊本縣立球磨農業學校

- イ 別科設置 大正九年修業年限一年普通農科を別科として設置、大正十二年之を專修科と改稱し、普通農科を養蠶科に改めた。
- ロ 學則改正 大正十一年一學級の定員を五十名に改め十二年及十五年に授業料手数料等につき改正、昭和三年入學試験につき改正した。
- ハ 經營の重点 昭和元年度頃より特に實習教授に重点を置き、最近ハ 神殿原農場、原野地の開墾、茶園桑園等の造成整備に努めたので面目大に革つた。
- ニ 増 築 大正九年に農具室 貯桑室 昭和三年度の終りに更衣室

製茶室の移轉模様替をした。



球磨農業學校

學校長 自大正八年四月至大正十年四月小池俊三 自大正十年九月至昭和三年五月金森茂 自昭和三年五月倉田眞吾である。

6 熊本縣立矢部農業學校

- イ 縣立移管 大正十二年四月縣立に移管し、熊本縣立矢部農業學校と改稱し、入學資格尋卒、修業年限三ヶ年とした。
- ロ 組織變更 大正十三年五月入學資格を高等小學校卒業に改め甲種程度の實業學校となつた。十五年三月には中學校程度としての等位認定を得た。
- ハ 増 築 昭和二年度に寄宿舎及屋内体操場新築、昭和三年度に寄宿舎食堂及理化學實驗室を新築した。

學校長 自大正元年八月至大正十二年三月橋源藏 自大正十二年三月至大正十五年十一月嘉村要式 自大正十五年十一月野田信與

校 歌

- 一 阿蘇の噴煙遠方に見て 大矢の山や目丸山 内大臣を名に負へる
- 端山繁山繁ければ 山の氣に觸れ靈にふれ 矢部農健兒意氣高し
- 二 布田の翁が其の昔 濟世の念いと厚く 救民の情火と燃えて
- 通潤橋を築きたる 盛徳偉業これぞこれ 健兒我等が理想なる
- 三 矢部の高原氣は澄みて 山靈こもる學び舎に 學理實習いそしみて
- 健兒我が友いざ共に 通潤魂を發揮して 國利民福いや増さん (完)

7 熊本縣立天草農業學校

イ 創 設 大正九年四月廿四日乙種程度の農業學校として設立認可。天草郡は一般に民度低く農業に従事するものの知識淺薄にして、改良進歩を促す事甚だ困難なる状態に在る。故に同郡農業の進歩發達を圖るには、先づ健全なる農業實務者を養成する必要がある。之即乙種程度の農業學校設置を願出づる所以である」として稟申してゐる。普通農事を授け修業年限を二ヶ年とし高等小學二年修業年齢十四年以上の者を入學せしむる。郡立天草實業學校と稱した。

ロ 縣立移管と程度の昇格 大正十二年縣立に移管し、高等小學校卒業を入學資格としたる修業年限三ヶ年の甲種程度に昇格させた。

ハ 等位認定 大正十五年七月文部省任用令及徴兵令による等位認定を受けた。

學校長 自大正九年至大正十二年竹田甚七 自大正十二年至大正十五年奥村謙吾

自大正十五年和田真

8 熊本縣立葦北農林學校

イ 創 立 大正十年三月三日高小卒(二年)を入學資格とする修業年限二ヶ年の葦北郡立實業學校設置の認可があつた。全年五月二十日授業を開始し、間もなく佐敷小學校宮の浦分教場に移轉した。

ロ 縣立移管と程度の昇格 大正十二年三月縣立移管と同時に、高等小學第二學年修了者を入學資格とする修業年限三ヶ年の甲種實業學校に昇格し名稱も改めた。

ハ 新築等 大正十二年四月佐敷町乙千屋に新校舍落成して移轉

し、昭和三年二月講堂落成した。

ニ 等位認定 大正十五年三月陸軍省及文部省告示を以て徴兵令並文官任用令に基き等位認定を受けた。

學校長 自大正十年五月至大正十一年三月 事務取扱 佐藤眞佐男

自全十一年三月近藤時太郎である。

9 熊本縣立菊池農蠶學校(前身菊池農業學校)

イ 前 身 本校の前身は明治三十六年七月十六日郡立を以て菊池郡隈府町に設置されたる熊本縣菊池農業學校であつて、菊池郡北部地方産業の發展向上に大に貢献せんとする意氣と責任とを以て生れたる縣下最初の乙種實業學校であつた。創立當初は設立の趣旨普く徹底せざりし爲半途退學者等比較的多數に上つたが、漸次内容も充實し設備も改善せられ設置の趣旨も徹底する様になつたから、入學生徒數も頓に増加し、大正二年度には在學生徒三百余名職員十

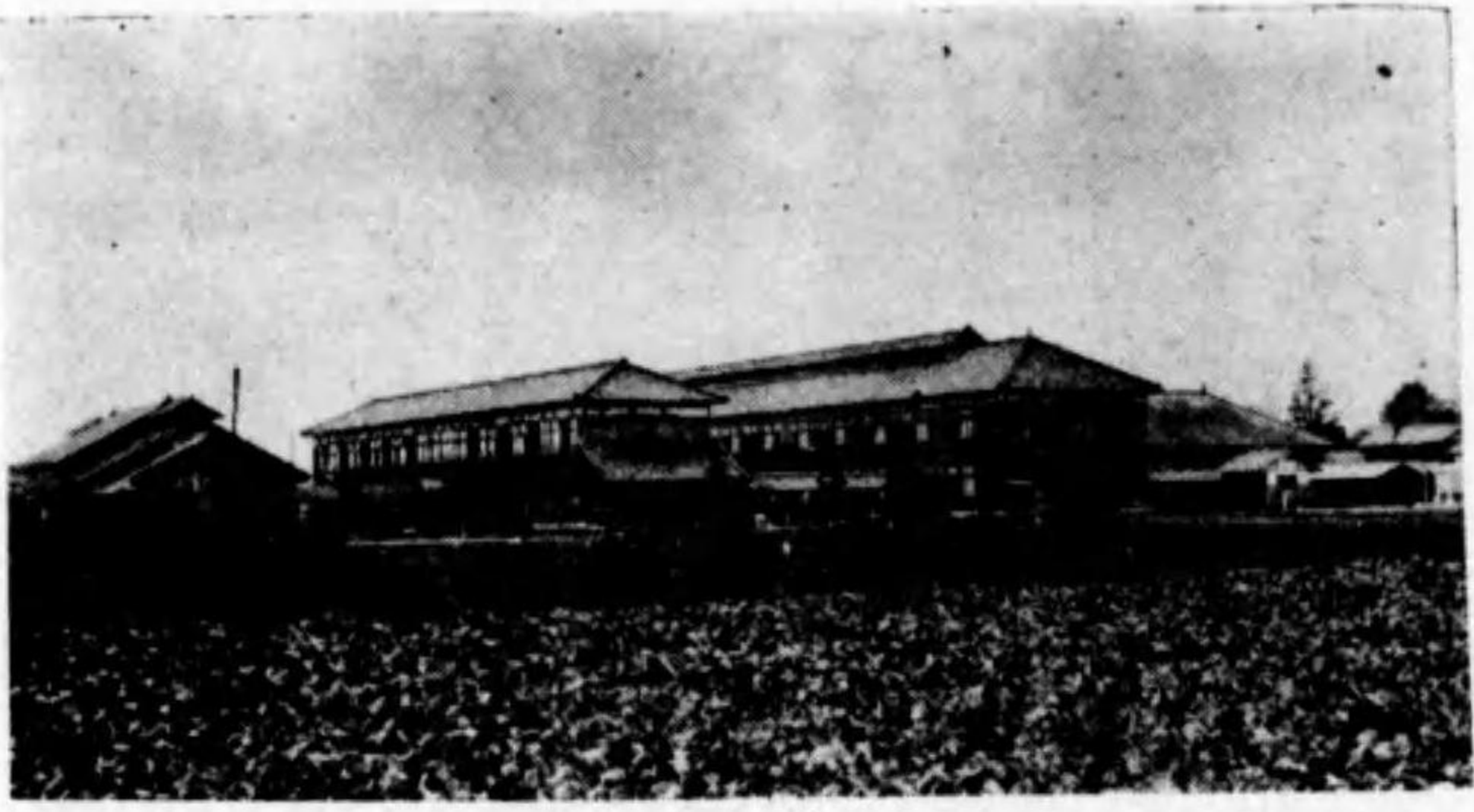


葦北農林學校

二名を數ふるに至り、本校としての最盛期を示してゐる。是より先本校に後れて設置されたる菊池東部實業學校が組合立で設立された權衡上、本校も前期に於て設立者を隈府町外十一ヶ村組合に変更し、又

毎週教授時間数や學科目等に多少の改正を加へたりしたが、時勢の進運は更に本校よりも高き程度の教育機關の設置を促す様になつた。此の時分偶々本縣に於て蠶業學校設置の企劃せらるゝに當り、組合地

方民は等しく隈府町地方に之が設置を冀望し、遂に本校々舎校地及設備其他所要の土地等を新設さるゝ熊本縣立蠶業學校に寄附するの條件の下に、大正十一年四月より本校生徒の募集を中止し、翌十二年三月末日限り有終の美を以て廢校するに至つた。



菊池蠶業學校

ロ 菊池蠶業學校設置 前述の如き事情に依り縣は大正十二年十月廿三日付を以て菊池郡隈府町に熊本縣立菊池蠶業學校を設置し、大正十一年四月一日より開校の旨告示した。十一年二月學則を制定し蠶業に従事する者に必須なる知識技能を授け兼ねて徳性の涵養に力ひるを以て目的とし、修業年限三ヶ年、高等小學校卒業程度にして年齢十四才以上の者を入學せしめ、尙別に修業年限一ヶ年の専修科も置く事にした。即甲種實業學校である。
ハ 等位認定 大正十三年徵兵令及文官任用令に據り等位認定を得た。
ニ 校名改稱 昭和三年四月熊本縣立菊池農蠶學校と改稱し、學

則の一部を改正して第三學年に於ては農業科と養蠶科とに分つた。

ホ 職員生徒の努力 大正十一年開校當初より全十四年度迄特に職員生徒の勞力によつて、農場桑園運動場等の整理を完了した。

ヘ 奉安殿 昭和三年御大典記念事業として御眞影奉安殿及竹林茶園を造成した。

學校長 自大正七年十一月 至同十年五月安田儀作 自大正十年十二月 至同十二年三月(事務)今

村省三 自大正十年十二月 至同十二年五月今村省三 自大正十二年五月 至昭和二年八月林政一 自

昭和二年八月三田村與二郎である。

校歌

- 一 鞍嶽八笈の山秀で 菊池迫間の流澄み 榮ある歴史赫ひて
- 薰る郷の名世に響く 清き靈氣と遺風享け 集ふや健兒意氣昂し
- 二 重き使命を身に帯びて 朝な夕なに修め行く 稼穡の道にいそしみつ
- 蠶飼ひの業をいやはげみ 社の基を築き立て 永久に救はん國と民
- 三 見よ城山に色映ゆる 花に希望の光さし 月に理想の影宿る
- 崇き啓示に目覺めつゝ 己が務をひたすらに 不朽の功績いざ樹てむ (完)

10 熊本縣鹿本農業學校

- イ 校名改稱 町村組合立鹿本農學校を大正八年十月熊本縣鹿本農業學校と改稱
- ロ 定員増加 大正九年四月定員三十名を増加して百五十名とした。

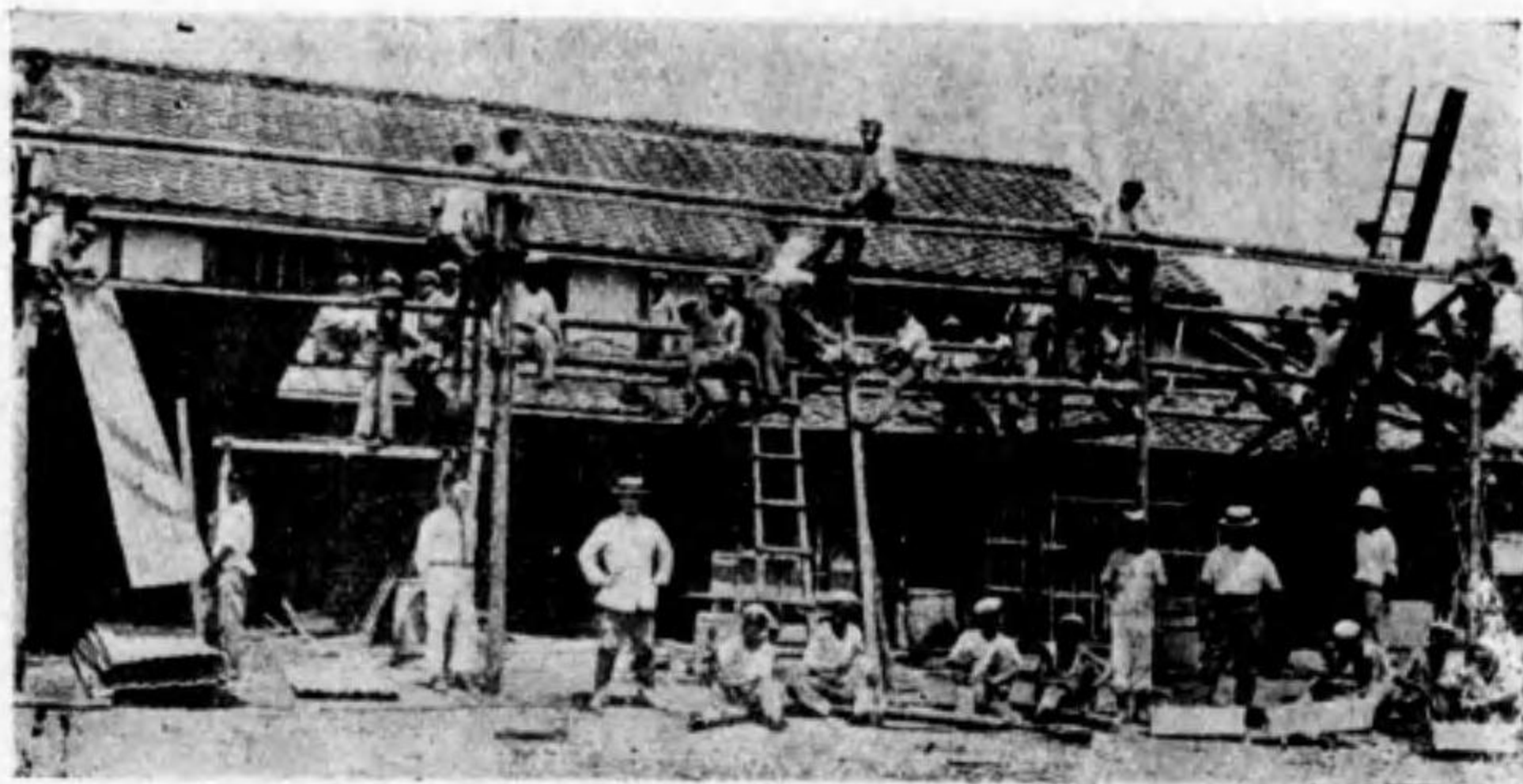
ハ 主なる施設 有畜農業經營樹立の爲牛馬羊豚鶏兔飼養當番、工作實習、卒業生指導として畜力利用牛馬耕講習會、道路整理日、校友會消費組合等の施設をなし相當の成績を擧げてゐる。

ニ 學校長 大正十年五月より安田儀作である。

大正末より昭和三年頃迄の鹿本農業學校狀況

熊本縣鹿本農業學校長 安田儀作

本校は鹿本郡、大道村大字方保田字馬見塚(鹿本中學より約四丁)にあり。大正四年山鹿町外十七ヶ町村學校土木組合の設立にかゝり、生徒は尋卒修業三ヶ年、定員百五十名。職員校長外七名、卒業生十二回、總數四百名を出す。從來農業學校は、中學入學の落伍者、劣等生收容所、其の卒業生は、帶に短し、たすきに長しの評もありしが、創立十餘年卒業生の眞價、漸やく認められ、一方學校内容の充實と共に、家庭との連絡、卒業生指導、地方産業獎勵機との連絡と相俟つて進展せられ、從來、入學志願者辛うじて募集人員に達し、其れも、學年末職員總出、家庭訪問入學勧誘の結果なりしが、大正十二年俄然入學志願者倍増し、爾後、入學難を繼續し、加ふるに、優等生續々志願するに至り、組合外入學志願者を拒絶の止むなく、更に、入學難なるを以て、昭和三年末、遂に學則改正、定員を三百名とせり。入學生徒は揃ひも揃ひ、組合町村中産階級農家の子弟にして、將來の中堅、後繼者なり。此



鹿本農業學校工作實習狀況

等生徒教養方針は『農業に信頼し、將來農業によつて獨立せんする意氣ある農業者の養成を期し』家庭と提携し、實際、實驗、實習により、國民的並に農業的基礎教育を施し、卒業後も指導を與へ以て、學校創立の目的を達せん事を期したり。即ち在學中毎年四月、父兄會を行ひ、一方職員の家庭訪問によりて、家庭との連絡、生徒の個性環境等を周知するにつとむ。然るに指導上、母姉との連絡、一層切要なるを認め毎年一二月農閑時に母姉會を開き教授訓練上の打合せをなすに、父兄會、母姉會何れも出席八〇—九〇%に及び、而も、父兄母姉は、之を年中教育行事として、楽しんで學校に相會するに至る。此に於て學校は家庭を知り、家庭は學校を信頼し教育は農村適切をモットーとして施設を進む。即ち將來の農業は從來の耕種農業に加ふるに養畜を以てし自給經營方針の下に生徒の農業信頼の念を高めんとす。然るに家畜の飼養は、畜舎、器具等の設備を要するも、經費之を許さざるあり。依て手製により假畜舎を年々建築し、牛二、馬一、綿羊十、山羊五、豚五、鶏一〇〇、兔二〇等を育成し、生徒家畜當番を設けて、終年之に親しましめ、畜力利用、製造、加工に至るまで此を指導し一方廢物、農場副産物、金肥料用法等別紙『有畜農業經營と環境』なる、理想案の下に(別紙挿入)指導しつゝあり。元より教育の効果は、短日月の間に、實現を要求すべき性質のものにあらざるべきも、其のあらはれたる一端を示せば、

一家畜糞尿敷藥を田畑に施したる結果先づ學校農場の土壤改良せられ特に水田耕耘容易、水稻の葉枯病著しく減じ米質向上、桑園は葉質の充實絹糸量を増加し蔬菜特に白菜は病害を少なくせり。右は家畜肥料、豊富施用の結果有畜農業、効果のひらめきにして地力維持増進となり、延て生徒家庭を通じて、有畜農業の恩恵を一般當業者に示すと共に、厩肥を、溫床醗熱原料に利用、蔬菜育苗、促成栽培等の發達を促かし、從來茄苗等、福岡縣方面より供給を仰ぎたりしが、忽ち溫床普及によりて、之を驅逐し、疾にトマトの栽培普及試食用には、連年學校が特に五畝歩を栽培し、生徒及び地方各種團體に寄贈し栽培法普及に努めたる結果、衛生蔬菜として、急速普及を見たり

二 畜力利用練習の爲め、連年、牛馬耕講習を、在校生、卒業生に行ひ、更に、郡縣農會主催競犁會に選手を出し

優勝以て蓄力利用の範を示し、農村青年蓄力利用の進歩及び深耕普及上、卒業生が隠然之が中心となり、一方農業上激勞の緩和、作業能率の増進に、貢獻しつゝあり。

三、幼馬の育成、馴致、利用を奨励すると共に、從來少なりし牝牛を、農業組織に採り入るゝ必要を認め、毎年阿蘇郡より、卒業生仔牛共同購入を行ひ、購入後、育成指導、産牛指導をなし産牛の奨励普及、延て將來の肉用牛共同販賣を目ろみ、指導を續けたる結果産牛馬、育成技術向上、頭數の増殖、質の改善、熊本縣内優位を占め生産頭數の累進、縣産業統計に顯著となる。

四、學校實習に於ける、養鶏、育雛、採卵、荷造、商品化、共同販賣の結果は地方當業者を刺戟し、卒業生を中心とする、養鶏組合の勃興となり、熊本市場、鹿本鶏卵の好評を博し、福岡縣方面より、肉用鶏を目ざして、買入商、殺到するを見る。

五、農業組織改善、有畜組織の奨励、家畜趣味の助長は、青年をして、不知不識の間に青年の農村趣味を助長し、研究心を唆り、向上心を高め青年風紀の改善に好影響を與へつゝあり。

六、有畜經營組織樹立の爲には蓄舎器具等の設備を新たに必要とするも學校經費に行き悩み、延て普及上の支障を顧慮し、生徒に、工作實習を課し、農家從來の設備利用又は新設生徒卒業後自ら之をせしむる方策に出て、効果を奏し、特に當校考案の一輪車生徒實習製作し廿五台を常用し、家畜飼養頭數増加に伴ふ、豊富に生産せらるゝ厩肥の、圃場搬入、配給能率を増進せしめ、有畜農業奨励に伴ふ各種の難關突破に努めたる結果、一輪車の普及其の迅速なるを見る。又工作技術は一般農業者に切要なりしと見え、當業者亦工具の共同購入斡旋方を申込むあり。卒業生亦家庭の温床フレーム、下屋、鶏舎、堆肥舎、畜舎、器具の建設、修繕、管理等容易に行はれ、養畜普及上の方策は、延て一般農業經營上、有利なる影響を與ふ。

右有畜農業組織及び工作教授の必要と、其の成績等とは、毎年東京に於て開かるゝ全國農業學校長會議に於て發表

高調する處となり、時勢の進運と共に、遂に全國農業學校の認むる處となりたるの觀あり。

叙上の成績は、全く學校教育が、家庭との連絡を密接にし、之に當ると共に、地方産業各機關との連絡を保ち、且つ設立者が町村組合なるが爲めに、比較的經營上の自由を得たる結果なり。學校は更に卒業生の系統的指導機關として同窓會各町村支部を設置し以て支部の事實を指導し補習學校、青年團等と連絡を保ち、農村産業協同の秩序的發表に着手せり。

此の間卒業生の他國修業と稱して特種の卒業生を先進地に派し、長きは五ヶ年農村に必要な技術の修得知見の啓發に資せしむる等各種の方面に亘り、人物の養成充實につとめ一層協同を容易ならしむるに便す。

斯かる。他國修業精練の結果は郷村の發展と共に海外發展又は臺灣、北海道、南洋、朝鮮等の殖民地に於て、空卒自己信賴によりて獨立せんと着手せるものあるに至る。卒業生の九割は農業従事者にして地方農村に定住す。卒業生の入營せるもの多くは上等兵或は下士たり。かくて思想的に産業的に、農村開發の中堅たる實狀實に良兵良農是れ設立組合が連年一萬數十圓を町村に賦課し人物養成につとめつゝある結果の端緒と見るべきなり。以上

11 熊本市立商工學校

イ 前身 は熊本市立工業學校である。此の學校は元熊本市立工業徒弟學校と稱してゐたが、實業學校令改正の結果當然改稱せなければならぬ事になつて標題の如く校名改稱を行つたのである。

ロ 組織變更校名改稱 大正十一年四月時勢の進運に伴つて商業科を加へ、學科を整理して、校名を市立商工學校と改稱した。

定員 商業科三〇〇、建築科一〇五、木材工藝七五、塗工三〇、修業年限三ヶ年 尋卒にして年齢

十二才以上の者を入學せしむる。

研究生制度を置く。商業科を除きたる工業方面の卒業者にして實習希望者には二ヶ年以内在學して研究する事を許す

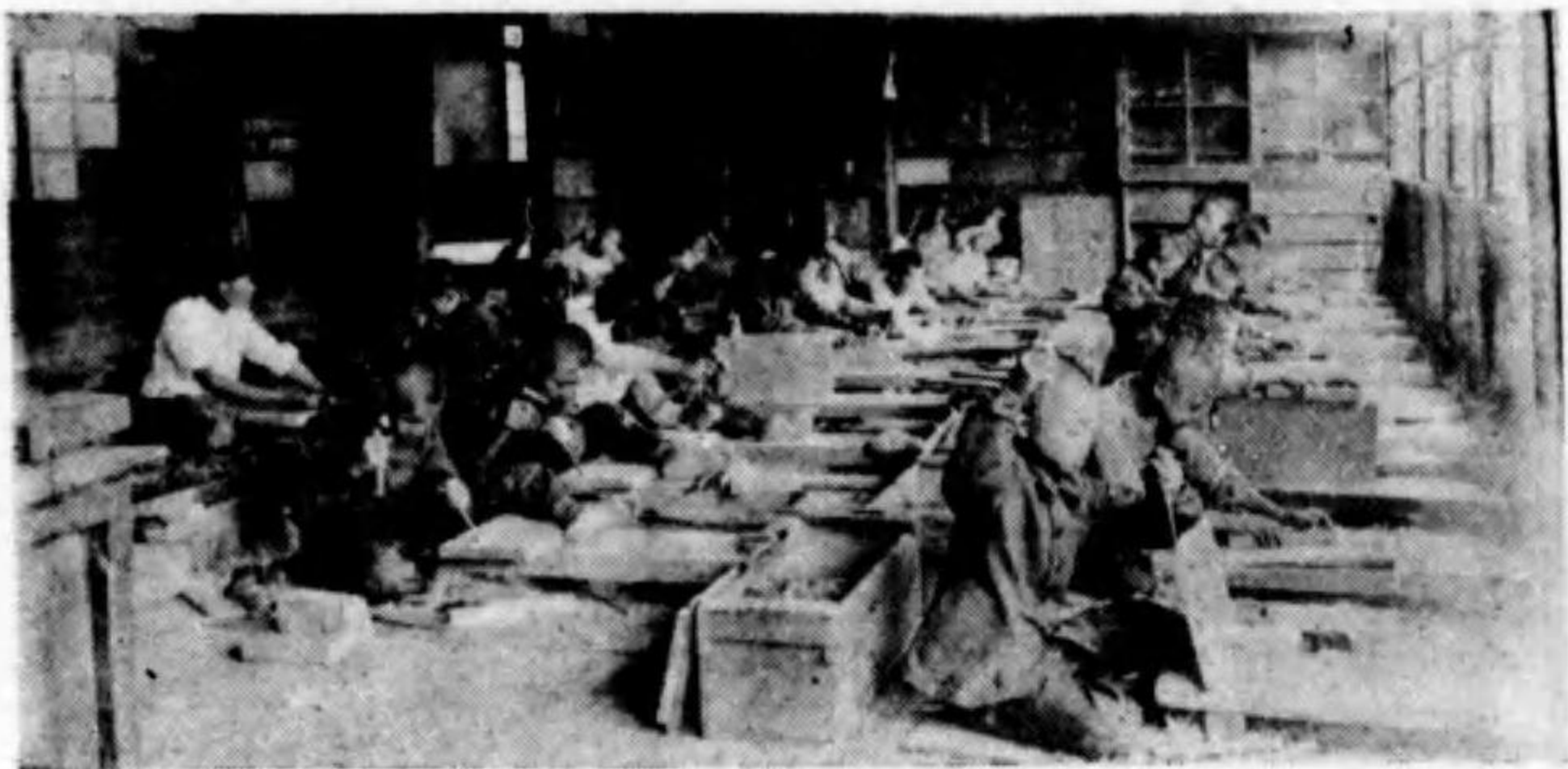
選科生制度 本校學科目中一科又は數科のみを選択して專修せんとする實務希望者で、尋卒十二才以上の者には二ヶ年以内に於て入學を許す

かくて本校は只管乙種程度の實務者養成に大に努力した。

ハ 増 築 此の頃校運大にあがつて校舎の増築、運動場の整理、優良職員の招聘等順次實現されて、隣接町村を併合したる大熊本の産業振興に大に貢献する所があつた。

學則變更と昇格 昭和二年四月より入學資格高等小學校卒業修業年限三ヶ年の甲種商業科を併設して、甲乙兩種混合の商工學校に昇格せしめた。

ニ 尙本校には夜間商工學校も附設してゐる。



市立商工學校木工實習狀況

學校長 大正十年より佐藤松次郎である。

自大正十年
至昭和三年 商工學校狀況

佐藤 松治郎

私は大正十年十月に朝鮮公立嶺南浦商工學校から熊本市立工業學校に轉任して來た。この工業學校が商工學校の前身である。

當時の設置教科は建築、家具、木地、轆轤、髹漆、描金の六科に分れてゐたが建築家具の他は生徒數が一科で四五名といふ甚だ少い數であり、又學校全體としても徒弟學校時代の臭味が抜けず萎靡甚だ振はずといふ狀況であつた。

兩三年以來學校の存廢問題までも市當事者間に論議されたとの事であつたが其の頃接續町村を合併せし大熊本市は産業の振興を市是の一つとし隨て實業教育も其の振興を計るべしとのことに方針が確立し、實業教育振興計畫が畫策されたのである。

其の一つたる「商業實務者養成機關として低度の商業學校を設立することは本市緊要の施設なるべし、然し一學校を新設するには相當多額の經費を要す、又一方從來の工業學校の振興を計るべき急に迫り居るあり、茲に於て、工業學校に商業科を併置して商工學校となし、校地の擴張、校舎の増改築、設備の充實優良教職員の採用等を行ひなば如上二つの目的を達成し得べし」との案が力を得、市當局の容るゝ處となり大正十一年三月廿七日文部省告示第二三八號を以て商工學校に組織變更の件認可せられ、大正十一年四月より熊本市立商工學校と改稱されたのである。組織變更の重なる點は、工業學校時代の設置教材の六科を建築、木材工藝、塗工の三科とし、新たに商業科を置き四つの科となつたこと、各科とも尋卒年齢十二歳以上の者を入學せしめ修業年限は三年なること、生徒定員は商業科三百名、工業各科合計にて二百十名總計五百十名となつたことなどであつた。

大正十一年四年商工各科の生徒を募集せしに、商業科百名に對し百八十余名の應募者あり、工業各科も募集定員に欠くることなく計百八十名計りに入學を許可したと記憶してゐる。これは工業學校時代に漸く五十名内外の應募

生よりしか得られなかつたのに比ぶると格段の進みであると云はねばならぬ。同時に又数名の教員の新任を見、校舎は増築さるゝといふ状況にて学校の面目、気分は急に一變じた。斯る發展振興的變化が大正十三年まで経続した爲めに従來の徒弟學校気分は全く其の跡を絶ち、中等實業學校として恥かしからざる實力を有する學校となつたのである。

大正十四年三月に商業科の第一回卒業生を出した。商業實務生として養成されたがため熊本市内各商店の希望に添ひ大に歓迎を受け家事に従事する者の外は殆んど全部市内各商店に採用された。

實に大正十一年より全十五年頃までは商工學校の隆昌時代であつたと思ふ。

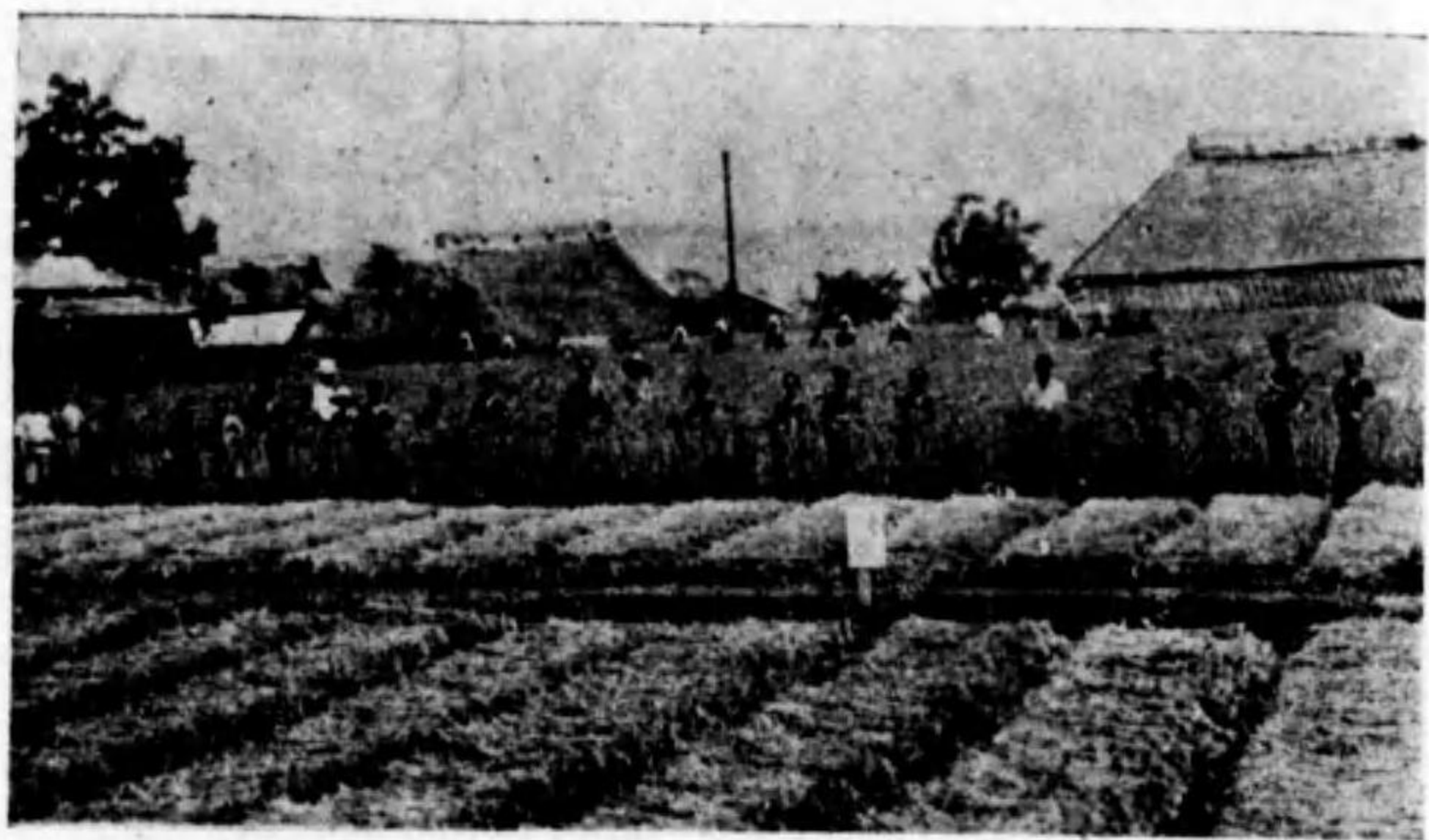
大正十四年頃から商業及建築科の昇格運動が起り始めた。即ち商業科に二コースを置き一コースは從來通り尋卒を入學せしめ三年修業、他の一コースは尋卒を入學せしめ五年修業とする事であつた。然し市財政上の都合と市の實業學校は青年養成と共に市の産業發達に深き關係を有すべき性質のものであるといふ見地から昇格運動の指標とする處には多分の修正が加えられ、昭和二年四月より商業科に第一種（高卒を入學せしめ修業年限三ヶ年の中等程度）第二種（尋卒を入學せしめ修業年限三ヶ年の從來通りのもの）を置き、建築科は之を廢して新に金屬工藝科を置くことになつた。この改正が後日に至り商工學校の校運に頓挫をもたらす原因となつたことは遺憾に堪えない。

然し盛あれば衰あり、衰あれば盛あるは世の常であるを思ふ時商工學校は今や隆昌に向つて進みつゝあるのではないかと思ふ、私は然があることを祈つてゐる。終り

12 菊池東部實業學校

イ 實習中心の勤勞教育主義確立

大正八九年頃より此の主義により生徒を訓育教化した。其の爲に



菊池東部實業學校麥刈實習の状況

出来る丈の工夫をして漸次實習用具の完備を圖り、又實習地の擴張を行ひ、農舍農場の増設整理を行つた。此の教育主義は本校の性質と地方の實狀とに善く適合して、極めて良好なる結果を産んだ。

ロ 女子部併置 大正十一年には女子部を併置して、益々前項の教育主義の徹底を圖つた。

ハ 校運發展 大正三年度に於ては生徒數男一五九、女一九四職員十七名となつた。本期末に至りては創立當時に比し建物坪數も實習地反別も約五倍に發展し、生徒數に於ても最も少數なりし時に比し約五倍となつてゐる。而して其の實習地經營は實に周到なる計劃によるものであつて、寸地も空しうせずして實益と美化とを併せ收め而も常に社會の需要と嗜好とに投ぜんことに着眼し、進歩的、積極的の用意到らざるなしといふ程である。

本校の内容及内部の變遷に就ては同校職員の述懐所感等の記事に詳かであるから茲には省略する。

學校長 自大正三年至大正五年松島茂 自大正五年至大正七年辛島臺作 自大正八年至大正十一年竹尾守 自大正十二年友添佐一である。

菊池東部實業學校實習の變遷

實習主任教諭

池田芳治

私は大正八年四月赴任しましたから創立より丁度六年目にきました。創立當時は生徒數も非常に多かつたさうですが私の赴任當時は本校の最も不況の時で生徒數は五六十名に過ぎず生徒の募集も至つて困難でした、學年末になると校長先生が各小學校を勧誘して廻り其上職員が手分して戸別訪問して勧誘してかり集めて居ました、學校不振のため組合會では解散の動議が出るし職員も自分の地位が不安なので轉動する有様で、私が赴任當時は校長も教頭も缺員でした。右の状態でしたから自然と生徒の氣分も廢頓してしまつて生徒は學校へ雇はれて來て居る様な氣分で若し自分達が出なくなつたら此の學校は潰れるもの様に考へてゐますから少し實習がひどい時は逃げ歸るし時間外まで延ばすと何時か一人へり二人へりして後には正直な子ばかり僅かに残ることも屢ありました。こんな鹽梅ですから實習の能率は一向ありません。それかといつてそのまま放任して置く譯にも参りませんから生徒を歸して自分で跡をかたづけ日曜には農夫と二人でどうか片付けたものです。

其の年の五月前校長竹尾守先生を迎へました竹尾先生は赴任早々我菊池東部の郷土を仔細に踏査し學校の現状に照し本校教育の基礎を確立せられました即ち本校は實習中心主義(勤勞主義)で進まうそれには第一に實習設備の完成を期せねばならぬといふので學校經常費の内遣り繰りの出来るものは延ばして先づ農具の設備を計り農場の擴張をなすといふ事になりました。當時農具は毎日使用する鋤が生徒五六十名に僅か三十挺足らずですから一年二年三年生が一人宛一挺の鋤を共同使用といふ事になりますから一時に全生徒が鋤を必要とする實習は出来ませんでした其他の農具の設備も推して知るべしであります。農場も全部借地で水田が二反歩、畑が五反足らずでしたから只今縣

下各町村にある高等小學校の實習設備位のものでした。これを菊池東部各町村の農家一戸當耕作反別水田五反歩畑一町五反歩を學校農場の擴張面積とし、収入を田畑反當平均百圓を目標としたのです。而し經費と生徒數との關係上、一時に充實擴張すること許しませんから、漸進的に目標に向つて接近することに努めました。農具の購入は少し宛購入すれば宜しいですが、農場の擴張には色々面倒が横はつて居ました。借地するには第一に組合會を通過せねば地主と交渉が出来ません。其頃農學校の農場はどの學校でも、収支が相償はないのが通例となつてゐるので農場を擴張すればそれだけ組合費が増加するものとして、組合でもなかなか承知して呉れませんでした。豫算は通つても會計年度と、一般の經濟年度とが違ひますから、借地するに適當な機會があつても、其の好機を逸してしまひます。これに窮した結果生徒自營地を考案しました。是は地主から直接生徒が借地して其の利益を生徒が分配するものです。此の方法で大正八年度から二ヶ年目に、水田三反歩、畑二反歩餘り借地し、別に學校へ約三反歩借地し、校地の原野を開墾して五反歩ばかりを得ましてやつと目標に達することが出来、農具の設備も次第に整ひました。生徒の實習も思ふ通りに出来、實習の時間も増加し作物の成績も次第によくなると、生徒も元氣付き興味も増し、實習の成績も益向上するので自營地の利益分配額も年々増加しました。此の好成绩を組合も認めて農場の擴張を快諾して呉れる様になりました。生徒も又勤勞教育に慣れて、校内は勿論家庭でも喜んで働くようになりました(大正十年頃から)、一時組合解散の動議まで出で、其の存在を内外から疑はれた本校も、此の頃より次第に向上發展の端緒にたどりついた時であります。斯くならずと生徒の募集も非常に樂になつて勧誘の必要も全然認めない様になりました。ところが大正十三年度末此の良校長竹尾守先生が家事の都合で退職されましたが、幸に間もなく現校長友添佐一先生を迎へることが出来ました、友添先生も前校長の主義方針に輪をかけて此種農學校の經營は實習中守主義にありと、私達の向ふ所を示し大に鞭撻せられ、農具の設備農場の擴張を計られ、水田一町一反歩餘畑約五町歩演習林約三十町歩に達し、農場の生産高目標反當百圓の収入は既に早くより達成し、校運は旭日昇天の勢

を以て開け、本校の現状は大正八年頃と比較し十倍に相等するの盛況であります。既に本校が十三年前に樹立して一貫して今尙變らぬ實習中心主義即ち勤勞教育の必要を高唱せらるる今日過きし昔を追憶して感慨無量であります。

13 熊本縣八代農業學校

イ 創立 大正九年六月九日文部省告示第三四一號を以て、熊本縣八代郡鏡町に農業學校規程乙種組織に依り郡立を以て熊本縣八代農業學校を設立し大正九年六月より開校の件を認可した。
修業年限三ヶ年、定員百五十名、尋卒を入れて普通農科を授ける。

ロ 學則改正 大正十一年に學期休業日學科課程教授時間等に就いて、又昭和三年に試験制度に就て夫れ／＼學則の改正を行つた。

ハ 設立者變更 大正十二年郡制廢止に伴ひ、設立者を八代町外二十三ヶ町村公益の事務組合に變更す。
學校長 大正九年六月八代郡視學唐仁原景盛校長事務取扱大正十年三月より井芹直人

校 歌

- 一 龍峯の空眞紅に映えて
高き氣節と久遠の恵
- 二 尊き聖旨畏み仰き
一意御國の基に培ふ

球磨の清流廣野を灌ふ

我等健兒の理想を知れや

自治協同の歩武を描へて

是ぞ純農健兒の誇

三 見よ不知火の峯打つ波に

出でや化育の理法を覺り

自強不息の力籠るよ

永久に富國の實を擧げん (完)

14 菊池西部實業學校

イ 創立 大正十四年五月十六日付文部省熊實第六號を以て、菊池郡泗水村外四ヶ村教育土木組合立農業學校設置の件を認可した。是より先本組合に於ては、明治三十九年其の經營に係る菊池西部高等小學校内に晝間教授通年制の實業補習學校を併置して相當の農業教育を施して來たが、中等程度の教育施設を近所に有しない該地方民としては、補習學校程度の教育では満足する事が出来なくなつて、遂に本校設置の輿論が起つたのである。今其學則の大要を示せば、

- 本校を男子部女子部に分ち男子部には農科を主とし、女子部には裁縫科を主として授く。
- 各部を本科、専修科、研究科の三科に分つ
- 本科は尋卒を入學させて修業年限三ヶ年とし全科目を習得させる。専修科は尋卒を入れて修業年限二ヶ年以内とし生徒の希望する數教科目を習得させる。研究科は本校卒業生又は特に研究せんとするものを入れて二ヶ年以内にて各自の希望學科の研究補習をさせる。



菊池西部實業學校講堂新築地固め
地搗の生徒の作業の状況

○ 男女共に本科生は授業料を徴収するが、専修科生及研究生は之を徴収せぬ
 ○ 定員 男子部計百二十名 女子部計二百四十名 合計三百六十名
 学校長は創立當初より副島儀作である

15 郡立御船實業學校

イ 校舍落成 大正八年九月廿六日郡立御船實業學校々舎落成
 ロ 學則改正 大正九年三月卅一日修業年限を一ヶ年定員を百名學年始期を四月に改正した。
 ハ 廢校 大正十二年三月、郡制は廢止され入學希望者は漸減し經營は困難となるから、此の地方郡民としては縣立移管を請願したけれ共、縣は縣立農業學校の縣下全体に於ける配置上、其の縣立移管を認めなかつたから（之に代ふるに此の地方の爲には矢部農業學校移管で適當であると認めてゐる）遂に廢校の已むなきに至つた。校長は廢校まで副島儀作であつた。

16 阿蘇郡小國實業學校

イ 創立 大正六年四月創立、北小國村外一ヶ村學校組合の設立に係るもので、阿蘇郡北部高等小學校に置いた乙種程度の實業學校である、學校長及職員は初は殆ど高等小學校職員の兼務であつたが、後若干の専任教諭をも置く様になつた。
 ロ 廢校 大正十一年四月より同組合に於て實科高等女學校を設置したから、本校の生徒は全部女學校に收容する事として之を廢止した。

17 組合立多良木女子實業學校

イ 創立 大正七年四月多良木村外八ヶ村學校組合立として設置した乙種程度の實業學校で多良木高等小學校内に之を置き、校長も職員も常に其校より兼任した。
 ロ 廢校 大正十一年四月より多良木實科高等女學校設置されるに及び、本校は三月限り之を廢止し校具生徒の全部を女學校に引繼いだ。

四 實業補習教育

一 熊本縣實業補習教育實施要項 實業補習教育の振興は時勢の趨向に鑑み、又國家の要望に照らして、刻下最も喫緊なる事項に屬するものであるが、本縣當時の狀況は、其の設置普及上から見ても、教育内容の徹底上より見ても、猶未だ遺憾の點極めて多きの状態であつた。仍て縣は本期初頭に於て實業補習教育調査委員會を設け、大正九年十二月文部省令第三十二號改正實業補習學校規程の内容に準據し本縣補習教育の實狀に顧みて慎重考査せしめ其の成案に依りて標題の様な要項を制定し、大正十年十二月縣訓令第六三號にて之を公布し、以て當事者の由るべき所を明にし、本縣補習教育の一大進展を企圖した。本要項は詳細に亘り、深く研究されたもので、從來區々の内容を持つてゐた縣下の補習學校が之によりて漸次統一されて健全なる發達に向ふ様になつた。今其の要點を摘記すれば、

一 設置ニ關スル件

出來ルダケ小學校ニ併置セシメ、從來ノ私立夜學校式ノモノヲ學校組織ニ改メ、女子部併置ヲ常例トシタコト

一 就學及出席ニ關スル件

男子八ケ年女子六ケ年ハ準義務トシテ就學セシメ、學齡簿ト學籍簿ト出席簿等トヲ備ヘテ、市町村長小學校長父兄雇備主等ト連絡ヲ十分ニスルコト

一 編制及修業期間ニ關スルコト

男子 前期二年後期三年研究科三年女子ハ各期二年宛

一 教科目、教科課程、教授季節、教授時數等ニ關スル件

實習ハ課外トシ男子ハ成ルベク晝間教授、通年制ヲ本休トス

農業工業水産ノ各種ノ學校ニツキ各期各學年ニ應ジテ詳細ナル課程表ヲ示シ、教授時數ハ實習時間ヲ除キ一年二百時ヲ下ルコトヲ得ズトシ、前期ニ於テハ晝間教授ヲ本休トシ、後期研究科ハ朝間晝間又ハ夜間ニ行フコトモ認メタ。

一 教授訓練ニ關スル件

家庭實習ノ獎勵祭日祝日記念日ノ召集、体操武道ノ獎勵、國民道德ノ涵養、地方各種団体トノ提携、個別取扱、身体検査、自主自營ノ訓練ヲナスコト

一 設備ニ關スル件

専用教室實驗室實習室ノ特設、備品ノ整備、簡易圖書館ノ施設

一 實習ニ關スル件

農業補習學校ニ於テハ、個人實習地共同實習地ヲ設ケ、各自ニ其ノ經過收支ノ情况ヲ記載セシメ、多方面ニ亙リテ實習セシメ、品評會報告會競技會等ヲ開催スルコト

商業補習學校ニ於テハ會社商店ニ依囑實習セシメ、實地調査見學ヲ重シズルコト

工業補習學校ニ於テハ小學校ノ設備ヲ利用シ、用器畫法、工作圖實習、當業者ノ意見參酌スルコト

水産補習學校、漁船操從、漁業實務、獲物處理、用具製作修繕

一 職員及經費ニ關スル件

専任教員設置、其地技術員實務者ノ利用、兼務給年百圓以上

一 學校ト外部トノ連絡ニ關スル件

商議員設置、卒業生就職ノ周旋、軍隊商店會社等トノ連絡

等であつたが、各學校は之に據りて夫れ々改善を圖つた。本令實施に際し明治三十五年訓令第十五號は不必要となり廢止した。

2 熊本縣實業補習教育規程施行細則 本令は大正十五年十一月縣令第百十六號を以て公布したものである。前項に述べた要項を實施して得たる經驗と、時世の進運に伴ふ諸種の事情及要求とに鑑みて、前

記の要項を整理し修正し増補し、且つ章を分ち條を逐ふて制定したのが即此の細則である。故に之を前記の要項に比較すれば、内容の豊富なる點に於て、又其の進歩せる點に於て、又其の整備せる點に於て數段の進展を示してゐる。かくて本縣補習學校は大正七年度末二百五十四であつたものが此の年度に於ては四百五十二即約二倍になつて、縣下各町村に設置せらるゝの盛況を見るに至り、其の内容も愈々統一せられ深めらるゝに至つた。之の細則は昭和三年極僅少の(第二十四條に明治節を加へた)改正を加へたばかりの現行法規であるから、其の條文の内容に就ては詳説の要はあるまいが、之を前記の要項と比較しながら其の異りたる點及最重要と見るべき點を簡單に併せ記す事にしよう。

實業補習學校規程施行細則要點

1000

章 名	重 點 並「實施要項」ト異ル點
第一章 設置廢止及名稱	小學校ニ併置、女子部併置、設置稟申書記載事項、學則記載事項
第二章 編制修業年限修業及卒業	前期二年後期二年高等科四年(女子ハ二年)專攻科一年以上別科ヲ置クコトヲ得、男女合併ヲ禁ズ
第三章 學科目學科課程、教授時數	修身公民ヲ重シ、男子ニ教練体操ヲ必須トス。女子ニ音樂体操ヲ加フ實習ハ課外、本科ハ年三百時又ハ三百五十時以上專攻科ハ二百五十時以上
第四章 學期及休業年	四大節ニハ職員生徒參集ノコト。學年ハ四月始翌年三月終三學期制
第五章 教授用圖書	教科書ハ知事ノ認可ヲ要シ且二年以上繼續使用スルコト
第六章 設備	専用ノ教室、實驗室、實習室ヲ設ケヨ、校地校舍ノ選定變更ハ知事ノ認可ヲ經ルコト。圖書表簿等
第七章 學出席	準義務就學男八年女六年。學齡簿、學籍簿、村長ノ就學通知書、保護者又ハ雇傭主ノ届出
第八章 教授訓練	教授細目、自學的學風ノ樹立、實習主義勤勞主義公民科重視、國民精神涵養、國家觀念養成、個性尊重
第九章 學校衛生	設備衛生、教授衛生、休育運動、疾病異常ニ注意、飲酒喫煙ヲ禁ズ、傳染性疾患患者注意、身体検査
第十章 職員	專任教員ヲ置クコト、學校醫ヲ置ケ 教職員勤務狀況報告
第十一章 經費	設立者ハ經費ヲ支出セヨ、授業料ハ徵收セザルヲ本休トス。 兼務教職員ノ手當ハ年額百圓標準

右の如く本令は實施要項、設備廢止手續、教科書問題等の全般に亘るから、本令の施行に依つて曩の熊本縣實業補習教育實施要項、熊本縣實業補習學校設置廢止規則、實業補習學校教科用圖書に關する件等は總べて不用となり、従つて同日付を以て廢止された。

實業補習學校則例と申請書様式

前節の施行細則に準據して設置せんとする時の手引とも言ふべきである。次の各章を具して細則公布と同年同日に公布された。

- 第一章 目的名稱位置、
- 第二章 編制及修業年限
- 第三章 教授季節及教授時刻、
- 第四章 休業日
- 第五章 學科目並其程度及教授時數
- 第六章 講習會其他諸會
- 第七章 課程ノ終了及卒業ノ認定
- 第八章 入學退學
- 第九章 賞罰
- 第十章 授業料

附則

となつてゐるが、其の内容は略同様であるから省略する。
尙實業補習學校設置認可申請書及學則變更認可申請様式も、右細則公布と同年同日に告示してあるが、大勢には關係ないから茲には名稱を挙げただけで省略しよう。

3 各種會議と内容改善研究

イ 郡市長會議 に於ても略毎年の様に補習教育振興に關し指示論議され、漸次重要視されてゐる。其

1001

の要領は大体に於て郡市視學會議又は社會教育主事會議等に於ける内容と同一であるから、此處には記述を省略する。

ロ 郡市視學會議 に於ては毎年重要な議題の一つとなつてゐる。従つて年々の状況は之を詳記するの隙を有しないが、一、二の例を述べよう。大正十年一月の會議に於て其の指示事項中に補習教育の徹底に關する件として、

- 現在設置数は三百余校で其の内女子部を併置せるは百十六校に過ぎぬから、各町村残る限なく設置する様獎勵せよ
- 生徒の就學出席を準義務制に自覺させ大に督勵せよ。
- 善く土地の事情に順應し適切なる施設經營を講せしめよ。
- 修身公民科体操教練實業科の徹底、學習態度の樹立に力むる事。
- 通年制晝間制を本体とし教授時數の増加を企圖すること。
- 適任者の選擇専任教員の設置等に深く意を用ふること。
- 補習教育の成果を以て地方啓發の中心勢力たらしめ、之に關し町村又は公共團體自覺を促し、進んで其の施設經營に興味を持つ如くせよ。

等の指導を與へてゐる。時弊を匡救せんとした良案と言ふべきである。而して大正十一年以降毎年の會議に於ても殆ど前年同様の注意を與へてゐる。之で見ても斯種教育の普及徹底が如何に難事であるかも證明されるが、此頃はまだ随分心細い状況であつたと言ふ事が窺はれる。然し乍ら前にも述べた様に、數に於ては大正十三年頃になると殆ど縣下全町村に普く設置されるに至り、其の内容も社會教育主事

補等の設置せらるゝに及びて長足の進歩を見るに至つた。けれ共女子部併置は中々後れたと見えて、大正十四年の會議事項中にも特に其の獎勵指示してゐる。

ハ 社會教育主事補會議 是より先大正五年玉名郡教育支會に於ては社會教育主任として津幡隆を招き、之に補習教育青年團處女會等の指導を依頼した。之れ本縣内に於ける社會教育職員設置の濫觴とも言ふべきであらう。此の制度の沿革に就ては教育行政の部に於て詳述するから此處に省略するとして、大正九年十年頃には殆ど全部に亘りて社會教育主任者が設けられた。縣は之の大勢に押されて大正十年十二月社會教育職員職務規程を設けて愈々眞劍味を増した。かくて大正十一年より毎年主事補會議が縣に召集され、其の議題の重要な一として本問題が取扱はるゝ様になつた。例へば大正十三年二月の會議に於て、其の指示事項中に補習教育に關する件、注意事項中に補習學校視察に關する件、協議事項中に補助金交付方針に關する件、補習教育を主とする縣指定視察會の件、縣に實業補習教育視察員設置の件、聽取事項中に補習教育狀況聽取(特に晝間教授女子教育設備狀況)の件、來年度施設豫定事項の件、來年度縣行事豫定中に専任教員の研究協議會開催の件等實に澤山の案件に就て二日に亘り研究協議してゐる。かゝる毎年の會議内容に付一々列擧すれば之れ日も足らずである。大正十二年郡制廢止により縣職員として各郡に駐在し、越えて十五年郡役所廢止によりて縣に引上げて其の員數約半減したとは言へ本制度が此の教育の普及徹底に及ぼした効果は蓋少すではあるまい。

補習教育の回顧 (大正時代を語る)

上益城郡濱町校長 古内常雄

青年處女の教育である補習教育の過去を回顧して見るのもまた一面意義深いものがあるであらうと思ふ。

各地の青年會は其の起原が相當舊いものがある。日清、日露の戦役記念として生れたものや、或は古く、昔の若衆組の名残として、續いて來たもの等もあるが、丁度明治四十年頃から之等を統一して、統制ある青年會にしようとする運動が起つて來て、當時私が居つた甲佐町でも、明治四十一年十月十日に、各部落にあつた青年會を統一して、甲佐町青年會なるものを組織したのであつた。それから三日目の、十月十三日に、彼の戊申詔書を御下賜になつたのであつたが、之を記念に各町村に青年會が成立して、御詔書にちなんで或は青年信義會とか、自強青年會とかいふものが、生れ出たのである。そして、其の修養機關として、青年夜學がポツ／＼行はれるやうになつた。甲佐町でも各部落に青年俱樂部を設置して、盛んに青年夜學の指導をやつたものである。

丁度私は大正五年に龍野校長になつたのだが當時殆んど巻脚絆の巻き通しであつたといつてよい。青年指導のために奮闘を續け、大正七年七月七日(七夕)には處女會を創立して、處女教育に努力したのであるが、其の補習教育の成績が良好であると認められ、上益城郡で第一回の補習學校指定視察が、我が龍野校で行はれて、郡内の町村長、學校長の視察員約六十名が、全部校内に宿泊して大がかりな視察が行はれたものである。

大正九年に私は甲佐校長に轉任したが、私が龍野で補習教育の成績を挙げたやうに、甲佐でも補習教育に努力して呉れるやうにとの父兄有志の希望であつたから、出來るだけ努力したが思はぬ障害のために、非常に困難をしたものだ。それは私が前に甲佐校在勤時代、青年夜學のために各部落に、青年俱樂部を設立する事を奨励して、殆ん

ど全部落その設置を見たのであるが、今度は補習教育は學校に集めて、學校は學校らしく教育せねばいかぬといふ事で、青年を學校に集めやうとすると、父兄の方から反對が出るやら、青年が出席せぬやらで、之を説得するのに相當骨が折れたものである。

大正十二年に津森校長に轉任したが、全校では村長の矢野幸司君が、非常に教育に理解ある方で、面白く努力する事が出來たので、小學教育は勿論殊に補習教育や社會教育の方面に於て相當の成績を挙げ得たものである。その頃から補習専任が設置せられて、上益城郡では廣安の廣田君や、白旗の緒方君など有名なものである。津森でも後で縣の處女會から表彰を受けた。

昭和三年秋には、熊本市で全國の補習教育大會が開催せられ私も熊本縣の代議員として「補習教育振興の根本は熱心な校長及職員が、永く同一學校に勤務する事より外に良策はない然るに近時或種の勢力のために意外の轉任を見て、補習教育の振興を阻害せられつゝあるは、吾人の深く遺憾とする所であるから、我々は一致協力して教權の確立に努力せねばならぬ。」と絶叫したものである。そして、其の大會の最後に、我が郡では廣安、白旗、津森の三校が他縣會員の視察を受けて、天下に其の名を挙げたのも愉快な事の一つであつた。

こんなに回顧して見ると、補習教育も大分に進歩したものである。始めは就學とか、出席とかの督促に、多大の努力を拂つたものであるが、近時は教育の普及發達に伴つて、男女青年も大いに自覺するに至り、自己の修養、勉學といふ事に眞劍になつて、進んで補習學校に入學、出席するやうになつて來た。國家將來のため、實に慶賀に堪へない所で、私共國民教育に携はつてゐるものは、益々此の青年男女の風尚を善導して、斯教育の發達のために貢献する覺悟がなければならぬと考へる。

最後に私は昨年から當校に出て、熱烈な湯淺君、愉快な下田君と一緒に補習教育に努力を續けてゐる。よい實を結ぶまで……。(昭和六年九月三日)

4 南九州補習教育講演會並協議會 主催者と日時 文部省主催で大正十二年四月廿四日より三日間熊本市公會堂に於て開催され、毎日午前中は講演、午後は協議會であつた。

參集者と講師 本會に參集したるものは熊本縣、鹿島縣、宮崎縣、沖繩縣の四縣に於ける縣官、縣市學務課員、視學、主事、主事補、學校長、町村長、縣市會議員、地方有志等であつたが、全く立錐の余地なき盛況であつた。主催者側兼講師として次の方々が臨席された。

文部省實業學務局長	栗屋謙	文部省書記官	木村正義
桐生高等工業學校長工學博士	西田博太郎	文部省督學官	小出滿二
鹿兒島農林學校教授	谷口熊之助	長崎高等商業學校長	田尻常雄

文部大臣の臨席 此の頃會々九州各縣視察中であつた謙田文部大臣は、特に本講演會に臨席して次の如き訓示を與へた。

謙田文部大臣の訓示

諸君、只今知事より御話になつた通り、今回南九州一圓の補習教育に關係せられる諸君の集會を催したるに、非常な盛況を極め、此の如きは未だ嘗て見ざる所で、是は諸君が斯道に御熱心の致す所と、縣當局の周到なる斡旋の致す所であつて、感佩に堪えないのであります。

此の補習教育も段々進歩致して、當初に較ぶれば非常なる盛況を呈して居りますが、大正元年には凡そ之が七千五六百校、其れが今日は一萬四五千の校數、又生徒の數も三四十萬のが今日は百四十何萬といふ非常な多數、輕費は百萬圓が今日は八百萬圓で、是等の數に就て見ても長足の進歩をしたと申して宜しいのであります。然し乍ら一萬四五千

の校數も、市町村の數に比すれば半數にも及ばぬので満足は出来ないのであります。益々進んで此の教育の進歩を圖らねばなりません。今日此の教育の大切なる事は諸君の御承知の通りで、諸君は既に十分御努力をなされつゝある事を察して居るのであります。

要するに國民の自治生活に最も必要なる教育を與へて、義務教育と相俟つて完全なる國民を作らんとするのであります。自治生活と申せばこの一身一家を立つる生活、進んでは町村、一國の國民となつて身を修め社會を利する有益なる教育を與へて、個々皆獨立の生計を營むのであります。

先づ此の職業に就ては少年の間に修得して、己の職業を以て一家を支ふる能力素質がなくてはならないのであります。兎角世の中には貧富の差別は免れぬれ共、富庶なる者親の厄介になり、貧困な者は己のみならず一族迄も社會の厄介になるが、かゝる人間が多ければ多い程國家は衰弱する。寄生虫が居つては國家は非常な故障を生ずるから、國民の中に無能なる人間が無くなる迄努めなければならぬのであります。職業によりて己を維持し一家を支へる事は、是が又國家社會を盛ならしむる所以であつて、一身一家を支へる事が國家を盛ならしむる事になる。國家社會の一員即メンブルとなる教育を與へるのが即公民教育で、之に就ては諸君に於て段々御心配になり、文部省に於ても公民會を起して段々審議して居る次第であります。

國家が國民として立憲治下に於て國家の發展を圖るには公民教育に俟たなければならぬ。尙進んで國際的の一員、列國のメンブルなる一員となつて世界の文化を進める一員とならなければならぬのであります。各別に申せば人々が完全なる生活が出来るとなれば、世界の文化に貢献する事になるから、要するに物は一つであつて、私人としての職業教育公人としての公民教育であつて、而して此の二者共に從來尙々完全で無く、職業教育といつては定案が無く、獨立の人たる上に於て甚だ缺如たるものがあり、公民教育としても不完全であります。即シベクインストラクションに不完全であります。故に國民の自治生活に最も密接なる人々に、自らは等の教育に當るには第一人物即指導者がなく

ではならぬ。諸君の如きは此の點に於て熱心なる努力者であつて私の敬意を表する所であります。

前に申した様な補習教育を益々盛ならしむるのみならず一市町村一校宛設けても非常な數になつて、是には人を要することは申すまでもなく、補習教育令を改正して補習を増額するやう當局は努力して居るので、今後は益々發展せしめたいのであります。當局の熱心のみでは足れりとせず、諸君の如き實際に當つてゐる人々の熱心なる努力が大切であります。今日は是等の點に向つて局長よりもお話を致しますが、諸君の十分なる討議を経て居ると思ふので、大休に於て補習教育の大切なること、是等に就ては私の希望する以上に諸君が努力して居らるゝと思ふので、諸君の熱誠と努力とに對し又當局の周到なる斡旋に對して感謝するのであります。(完) (雜誌熊本縣教育第五十八號に據る)

協議會狀況 文部省諮問案「實業補習學校に於て公民教育の徹底を期するに適切なる方案如何」に對する答申案の要點は

- 一 文部省ハ速カニ實業補習教育ノ義務制ヲ實施シ制度ノ完備ヲ圖ルコト
 - 二 文部省ハ速カニ公民教育ノ要旨ヲ明カニシ教授要目ヲ制定シ且教科書ヲ編纂スルコト
 - 三 縣ハ其地方ニ適切ナル公民教育資料ヲ編纂スルコト
 - 四 公民教育ニ關シ教師ノ實力ヲ養成スル爲適切ナル施設ヲナスコト
 - 五 教師ヲ地方ノ事情ニ通曉セシメ公民教育ノ徹底上遺憾ナキヲ期スルコト
 - 六 市町村其他各種団体ト連絡ヲ圖リ公民的訓練ノ實際的指導ヲナスコト
 - 七 生徒ヲシテ郷土ニ關スル調査研究ヲナサシメ愛郷ノ念ヲ養ヒ地方改善ニ努メシムルコト
- 尙協議題として次の六問を掲げ、各問毎に夫れ々々委員を設けて原案を作製し且、之を總會にかけて議決してゐる、問題は

(1) 實業補習學校ニ於ケル晝間教授ノ實施ニツキ特ニ留意スベキ事項如何

- 2 實業補習學校ニ於テ實業科教授ノ徹底上改善スベキ事項如何
- 3 實業補習學校ノ適當ナル設備ノ標準如何
- 4 實業補習學校生徒ノ自學自習ノ習慣ヲ養成スルニ最モ有効ナル指導方法如何
- 5 都市(町モ)ニ於ケル實業補習教育ヲ振興セシムベキ適切ナル方案如何
- 6 被傭人ニ對スル補習教育ノ適當ナル指導方法如何

文部省が斯くの如き大仕掛の宣傳に奔走してゐる所から推せば、この頃迄の所全國的に見て補習教育はまだ宣傳獎勵の時代を脱してゐないことが首肯される。

5 縣下補習教育大會

主催 熊本縣立實業補習學校教員養成所は數回補習教育大會を開催して、補習教育進行の氣運を作興し又教育内容の研究を促進した。今大正十三年二月に於ける概況を左に略記しよう。

會は二月十五、十六の二日間縣會議場に於て開會、縣下各郡より來集するもの六百名、岡文部省主事及本縣に於ける全國實業教育養成所長會議列席の爲來集したる數名の所長を初とし本縣内各方面の來賓を集めて極めて緊張裡に開會した。同會にては「補習教育の振興は帝國現下の狀態に鑑みて最も喫緊重要事なる旨の宣言をなし、主として次の様な問題に就き熱心に研究討議を遂げた。其の決議内容の詳細は紙面の都合によりて今此處には掲げ兼ねるが、之によりて當時の補習教育界が如何なる方面に如何様に注目してゐたかが略窺はれるから、題目だけを掲げてみよう。

- 1 公民教育徹底上団体訓練の實際方案如何

- 2 教育の基礎たるべき郷土の調査方式及是が實行上注意すべき要件如何
- 3 補習學校と産業自作當局農會其他實業團體との連絡提携の方法如何
- 4 實業補習學校と小學校とを兼ねたる農會及補習教室の構造及設備事項如何
- 5 實業補習學校に於て設備すべき参考書目生徒自學用書目如何
- 6 研究科に於ける稻、胡瓜、梨の學習要項及補導上特に留意すべき事項如何 (以上養成所提出)
- 7 町及漁村の實業補習學校經營上特に注意すべき事項如何
- 8 實業補習學校卒業生をして農事改良の先驅者たらしむる實際方案如何
- 9 時運に適する町村娛樂の種類及實施方法如何
- 01 町村技術員を補習學校に兼務せしむるの可否及其理由如何

6 出水代用附屬の研究 大正四年縣下補習教育の研究指導を任務として代用附屬となつた出水小學校は、數年間青年夜學の形式に依つて其の研究を續けて來たが、大正十年四月から縣訓令に基きたる實業補習學校を併置し、專任教員を置き晝間教授を始めたよりして大に斯種教育の實際的研究をした。尙大正八年以來毎年補習教育協議會を開催し、本校に於て實施研究したる成案を豫め各郡市推薦の委員に送附して研究考覈を乞ひ、日時を定めて各委員の集合を求め、研究物及實地授業等に就て討議考究を行ひ大に縣下の補習教育改善に貢献した。各年次に於ける協議會狀況の詳細は第六節師範教育中第二師範附屬小學校の部に説述したから茲には之を省略する。

7 補習學校教員養成所の設置 實業補習學校教員養成所の出現は何と言つても斯種教育界の福音で

ある。先づ教育の徹底は人に存すといふから、熱あり力あり見識ある專任教員の出現は、本縣補習教育進展の大動力である。修業年限も初め一年のものが後二年となつたが、大正十一年から卒業生が出でゐる。本期の補習教育が大正十二三年頃を劃期として本當に内容へ進展したのは、此の養成所卒業生の出た事に俟つ所が多い。かくて之等卒業生の活動は、補習教育を通して國民教育の全野に、又社會教育の部に迄頗る効果を寄與したので、漸次世人に於ても當局に於ても認むる所となつて或は表彰せられ或は學校長となつて、益々其の職能を發揮する様になつた。同所に關する詳細のことは學校の性質上師範教育の項にゆづることとする。

8 公民教育研究の先鞭 大正九年の本縣訓令補習教育實施要項の内容は、如何にして之を徹底せしむべきかを主たる調査事項として召集されたる縣下補習學校長會は、大正十年十月十八十九の兩日に亘り左の重要な二題を議決した。此の頃文部省に於て法規中に公民教育を加へたけれ共、其の内容に就ては何物も與へてゐなかつたし、全國的に見ても之の事項は猶未だ幼稚であつた。之の時に於て次の如き研究調査を發表したのは餘程進んだものであつた。

其一 實業補習學校ニテ教授スベキ公民科教授事項如何

一 公民科ノ意義及目的

公民科トハ國民ノ公的生活ニ關スル教育詳言スレバ現在ノ公民及國民ニ對シテ公的生活ノ知識ヲ授ケ且之ニ關スル徳性ヲ涵養シテ實生活ニ必要ナル事實ヲ了得セシムルト共ニ常識アリ信アル公人ヲ養成シ以テ國家及自治ノ開發進運ニ貢献セシムルニアリ

二 公民科教授ノ時期

尋常小學校卒業後直ニ公民科教授ヲ施スコトハ時期尙早ク生徒ノ理解困難ニシテ趣味之ニ伴ハサルノ嫌アルヲ以テ前期二ケ年間ハ普通ノ修身科ヲ課シ後期ニ至リ始メテ公民科ヲ授ケ之ヲ以テ修身科代用タラシメ三ケ年ニテ一應完結セシメ研究科ニハ公民科ノ實習及訓練ニ重キヲ置キ且事實問題ニ付應用的ニ研究セシムルガ如キ方法ヲ取ル方ナランカ

三 公民科教授ノ内容

始メ國家ノ基礎タル一字一郷ノ成立ヲ説キテ國民道德ノ根底ヲ築キ次ニ自治ノ本義ヲ明ニシテ市町村改善ノ道ヲ講シ以テ公民思想ノ涵養ヲ圖リ進ンデ帝國ノ成立及團體ノ精華ヲ述ヘ最後ニ經濟ニ關スル事項ヲ授ケ以テ所期ノ目的ヲ達セントス

但左記要目ハ思ヒ付ノ儘ヲ羅列セルモノニテ之ガ整理ノ餘裕ナク且教授時數トノ關係的研究等考慮ヲナスノ時日ナカリシハ一同ノ遺憾トセシ處ナリ

公民科教授要目

第一 家族制度ニ關スル事項

我等ノ家、親族及婚姻、家督相續、住所ト戸籍、家族主義、一家ノ經濟、齊家治國、我方村、愛郷心ト愛國心

第二 地方自治ニ關スル事項

我國ニ於ケル自治ノ沿革、自治制ノ本旨、自治体ノ種類、公民ノ資格及權利義務、市町村自治体ノ機關、議員選舉、市町村會、市町村吏員、市町村ノ經營、市町村ノ財政、市町村ノ監督、自治ノ改善、郡及府縣ノ自治

第三 國家ニ關スル事項

國家ノ概念、國体、政体、憲法ノ精神、帝國議會、政府及主ナル官廳、裁判所ト訴訟、皇室、神社、國家ノ財政、

帝國ノ軍備、平和ト戰爭、國交ト外國貿易、國勢ノ大要

第四 經濟ニ關スル事項

生産ト消費、物價ト新聞ノ經濟記事、銀行及會社、保險、農會產業組合及農業倉庫、地主ト小作人、資本家ト勞働者、生活並改善

其二 縣訓令實業補習學校實施要項ニ關シ徹底上注意スベキ點如何

調査内容ハ紙面ノ都合ニヨリ省略

9 本期に於ける獎勵狀況

イ 専任教員設置の獎勵

何と言つても教育は人に因つて興る。優良なる専任教員設置が、補習教育徹底に對する一番早道で且正道であることは言ふ迄もない。縣は此點に鑑みて、嘗て經費一般に對して與へてゐた補助金を、専任教員の俸給に對してのみ補助する事に規定を改正した。之れ大正十年であるこの専任教員は初は有資格者のみであつたが、後には無資格者も専任校長も含む様に數回に亘りて規程改正があつた。此の規程は洵に有効な規程である。其の増加の狀況は統計に明記してある。

ロ 待遇と給與の向上

大正九年實業學校令の改正と同時に公立學校職員制に改正を行ひ、實業補習學校長は奏任又は判任の待遇となつたので、法令上から言へば誰でも奏任を以て過せられる事が出来るが、然し此の折角の優遇も事實上には中々實現しなかつた。然るに大正十二、三年頃に至り本省は獎勵の意味を以て待遇向上を行つたので、本縣に於ても此の頃より奏任補習學校長を見るに至つた。之等と前後して専任兼任の俸給も努めて優遇する事となつた。之等は自然に教育内容進展の動力となつた。

八 學校と教員の表彰 本期に於ても獎勵の爲に優良補習學校及効績著しい教員を選賞して他の範とし、以てこの教育の振興發展に資する所があつた。其の校名人名等の詳細は表彰者一覽にあるからこゝには省く。

郡制廢止前後の補習社會教育小史

竹 熊 利 雄

私が社會教育主事として菊池郡に職を奉じたのは大正十一年の櫻花咲く四月であつた。

社會教育主事としての職務は補習教育關係並に一般社會教育の指導といふことであつた。

時の郡長は教育者出の入江景正氏であり、郡視學は立山松次氏であつた。この兩人は共に最も補習教育社會教育に理解をもつ人であつた。

私は赴任して間もなく、二回ほど上京して補習教育並に社會教育に關する文部省の意見を徴した。都合のよいことに私の知人である木村正義氏が補習教育課長であり文部大臣祕書官であつたため、かかる問題を知見するに最も好都合であつた。

補習教育に關する文部省の方針も全國に於ける斯教育の状況も、うかがうことが出来たし、私としての補習教育に關する意見も此の間遺憾なく吐露して批正を仰いだ。

兎も角も、かくして私は補習教育に關する熱心家の列に伍することを得た。

其年の八月に郡下の補習學校長を始め男女専任教員（其數は僅だつた）町村技手を召致して一ヶ月間に亘る長期の講習會を、開催することにした、六十數時間といふ長い時間を擔當して補習教育及び社會教育に關する講義を試みた（其後急速に各町村に専任教員をおくことになつた）。

爾來急に補習教育社會教育に關する理解が教育者の間に得られポツ／＼格別なる熱心家も出来るといふ有様であつた。しかしまだ、一般民は補習教育社會教育に關して餘り耳をかすものがなかつた様である。

私は「補習教育總動員」といふ語を強く叫んで町村に望んだ。即ち補習教育中心の施設であつて、先づ町村當局を始め有識名望の人を集めて補習教育熱心家たらしめようと期したのである。

果然、大學卒業中學卒業女學校卒業のものを數多く補習生徒たらしむることが出来た——自發的に又、町村長を始め町村會議員等舉つて補習校の特別生徒として入學をなし、補習教育の内容充實に極力力を盡す様なところも出来るといふわけで、補習教育を語らざるもの時代を知らざるの觀を呈するに至つた。

一面教育者間に補習教育研究會を起し其研究と普及徹底に殆んど全力を盡すといふ有様であつた。従つて各青年團處女會の如きも自發的決議をもつて補習教育義務出席を斷行するに至つた。

形式方面も、さることながら内容の充實には最も力を致したものである。

即ち——個人實習地——朝間教授——出張教授——通信教授——揭示教育——移動教室の提唱等到るところに補習教育活動の姿を認むることが出来た。

而して、生徒の向學熱勃興と共に痛切に必要を感ぜられるのは優良書の提供といふことであつた。是が動機となつて遂に郡下全町村一齊に附屬圖書館を設置するに至つた（經費は郡より一町村百圓宛を補助し各

町村之と同額を出費)

當時菊池圖書館長を兼ねてゐたのであるが大々的に擴張を圖り圖書の整理等に力をつくしたものである。

かゝる状態であつたため補習教育の任にあつてゐる教育者は随分羽振りがきける様になつた。又辛勞も確かに從來に倍してゐたと思ふ。(第一年に拾圓第二年に八圓といふ破格の増俸が行はれた事實は、その當時の實狀を物語り得るものであると思ふ)

この頃は補習教育即社會教育の立場であつて、社會教育は全く補習教育中心によつて行はれたものである。

毎年教育召集といつて各町村の青年團を集め、一々(唯今行はれる青訓査閲の様な)査閲を行つたものである。大正十三年の二月であつたと思ふ郷里歸省中の菊池少將(武夫)閣下に参列をこひ、講評を求めたるに閣下は服装整々意氣堂々團體的の訓練の行き届いてゐるところは現役兵に比して少しも遜色がないと激賞せられた。

この青年團の服装は、玉名、鹿本のと共に後年熊本縣聯合青年團服制定の基準をなしたものである。

處女會にあつても總集會を催はし服装其他一般に亘る査閲を行ひ大いに風紀の刷新をはかつたものである。

この他、社會教育方面で二つ特記すべきことがある。

その一は町村社會教育振興の目的をもつて町村社會主事を特設したことである。最も其数は四五名に過ぎなかつたけれども今二つは人事相談所の特設である。私は毎週月曜日を相談日として之に充て他は往復文書をもつて辨じてゐたのであつた。

かくの如き有様にて補習教育社會教育振興の氣運は熱し、又其成績も着々として現はるゝに至つた。従つて社會教育主事としての活動も大いに期待せられ旅費の如きも本豫算八百圓を不足なりとし更に四百圓も追加せらるるの狀況にて如何に郡民一般が乗り氣になつてゐたかは之によつて察することが出来る。

かかる間に郡制は廢止せられ、各郡の社會主事も地方駐在の形となり大正十三年三月廿九日付にて玉名郡に轉ずることとなつた。

玉名郡にては是以上に書くべきことがある。けれども紙面に拘束せられて筆をとることの出来ぬのを遺憾とする。

唯玉名郡は明治三十年代に補習教育の普及せること日本一だと稱せられたところである。その頃の夜學的通念をして内實共に新組織の補習校たらしめんとするところに苦心もあつたが元理解あることであるから復興も速かつた。

オートバイにて東奔西走、一晝夜十二ヶ所の講演のレコードを示して此の地の要求に應じてゐた。かうしなければ治まらぬ位の熱が各町村に漲つてゐた。

公民訓練講習會が特異の施設であつたと共に其收穫が意外に多かつたことは特筆に價する。

△附記

この項私は郷里に於て櫻町自治會なるものを組織し、隣保輯睦の實をあげ家庭改善、農村振興をはかつたものである。幸にこの仕事は順調に進み縣よりは表彰を受くる。生活改善同盟會より団体一、個人一の表彰をうけ、實着に、その成績をあぐるこゝとが出来た。是も社會教育従事中の副産物であると思ふから附記することにした。

10 本期補習教育の通観 勿論、本表は厳格な意味のものではないが、然し一般的の事實たる事は間違ひがない。もとより各時期其處此處に特例事實が存在してゐる事は、編者と雖萬々承知してゐる。されど前數節に於て述べ來つた材料を回想して見ると、大凡次表の様な物が腦裡に浮んで來る。参考として掲げてみよう。

特長/年度	正 大 八、九、十	十一、十二、十三、十四	和昭 元、二、三
學 校 數	三〇八	四四〇	四七二
生徒數 女 男	一九六九 三、九四六	二六〇八七 九、六九〇	三、九六八 一五、七四〇
概 評	設置獎勵期	普及期	内容充實期
町村數ト比較	設置セシ町村約半數	殆全縣下ニ設置ス	全ク普及ス(整理ノ傾向サヘ見ユ)
設 備	極メテ不完全ナル學校多シ	設備ヲ整ヘントスル氣運見ユ	漸次設備モ整フニ至ル
内 容	經營方針確立セズ又適切ナラズ 從テ教育ノ實績見ルベキモノ少シ	研究調査旺盛トナリ、經營方針モ適切トナリ、其ノ實績漸次向上セントス	全縣的ニ内容充實ニ志ス、相當成ヲ見タル所アリ
女子補習教育	女子部ヲ併置シタル學校甚ダ少シ、其實績亦見ルベキモノ少シ	女子部併置漸次増加シ後ニハ約半數トナリ、其ノ實績稍現ハレントス	前期ニ比シ更ニ進展ヲ認ム
専任教員設置	二、三割位	約半數ニ達ス	前期ニ比シ特別ノ進展ヲ認メス

かくて本期の中頃即大正十二、十三、十四年頃を中心として其の前後を連想しながら當時の状況を通過して見やう。蓋昭和初頭の補習教育は、此の頃の状況に更に設備と内容とに努力を致したものだと言つても差支ないと思ふから、特に普及期に立ちて本期を通観する所以である。

一 補習教育の普及状況 先づ統計の上に立ちて通観すると、大正十一年度に於て縣下の補習學校は

四百三十校であつたのが、本年度になると四百六十五校になつて、三十五校を増加して居る。生徒は大正十一年度に男女合計三萬六千余人であつたのが、本年度になると四萬四千余人で約八千余人を増加して居る。以上の統計では満員することの出来ないことは云ふ迄もないことであるが、大体に於て相當普及したものと考へて差支はあるまい。而して其内容に於ては更に一層の努力を要するものが尠くない。して見ると本縣補習教育の努力點は、寧ろ普及の方面でなくて内容充實である。換言すれば外延の擴張よりも内包の充實であると思はれる。

普及の方面で尙ほ不十分な點は女子補習學校の少數な事である。男子の補習學校四百五十八校に對し女子の補習學校(女子部併設の學校をも含む)が二百七十二校で、男子の學校の六〇%に及ばない。教育の機會均等を叫ばれる時代に於て、女子教養上甚だ遺憾である。次に不十分なる點は商業工業水産補習學校の少い事である。縣下補習學校を職業別に分けて見ると、農業補習學校が二百八十校、實業補習學校が六十九校、商業補習學校が二校、水産補習學校が三校になつて居る。本縣の主なる生産が農業である關係上、農業補習學校數が一番多いことは當然のことであるが本縣の農工商漁業戶數の比率から考へて尙農工水産の補習學校を増設することは、本縣補習教育の普及上當時の急務であつた。

就學歩合は男八一・九二女七二・八四計七七・三八出席歩合は男七八・三五女六五・五六計七五・九七になつて居る。之れ一面生徒の自覺に訴へると共に、他面就學出席を保護し獎勵し督勵して、之が歩合の向上を謀るは、當時の補習教育普及上正に努むべき所であつた。

二 補習學校の設備 教授の効果を徹底させる上から考へても、能率を高むる上から考へても、設備の大切なことは今更言ふまでもない。漸次社會一般に補習教育の普及徹底を要望するに至つた結果之に向つて經費の支出が多くなつたことは、斯種教育の振興上極めて喜ぶべき傾向ではあるが、當時の補習學校の設備は遺憾ながら未だ甚だ貧弱であつた。専用教室を持つて居る學校は縣下で僅に十數校。器械器具參考書に至つては、殆んど皆無と言つても過言ではない。人或は「小學校の設備兼用」を言ふかも知れないが、小學校教育の目的にも、補習教育の目的にも夫々獨自の目的がある筈である。従つて小學校の設備代用では、満足の出來ないことが多い。そこで學校當事者と町村當局とは合議の上、町村經濟を考慮して年度計畫を立て、一定の方針の下に設備を急ぐと共に町村は思ひ切つて經費を支出するでなければ、之の貧弱な設備の現状を脱することは六ヶ敷い。當時の統計の示す所に依ると縣下補習學校四百六十五校分の本年度備品費金額が一萬六千八百〇五圓、之が平均一校當りは三十六圓余になる。其余りに少額に驚かざるを得まい。之で果して何程の設備が出來たであらうか誠に寒心に堪えない。

三 専任教員充實狀況 大正十一年八月末現在の調査に依ると縣下補習學校の専任教員は男八十一名女二十七名計百八名であつたのが、十三年五月になると男百七十七名女四十八名計二百五十五名になつて居る。僅の年月の間に二倍以上に増加して居る。之の一事から見ても補習教育の實際に如何に活氣附て來たかが想像される。而して専任教員の充實歩合を考へると、補習學校四百六十五校に對しては、専任教員が二百五十五人だから、平均一校當り〇・五四人に過ぎない。町村經濟の許す限り専任教員を置

いて、専心青年處女の指導に當らせることは、補習教育振興上、人的設備としては最も重要な事である。

四 教育の實際に就て 當時、補習教育が形式の整頓に、内容の充實に、年一年と進歩しつゝあることは事實である。補習學校の教師諸君が晝夜にかけて教育に従事し、自發的に、私的に、補習學校の合同視察を行つたり、休業日を利用して互に研究討議を凝したりした事は各種の文獻に徴して今日に於て明に認め得る事であるが、當時の教育の實際に於ては、尙ほ未だ改善しなければならぬことが少くなかつたと思はれる事は視學主事補の報告にも明記されてゐる。其二三を左に舉げて見やう。

(1) 學校經營の根本方針確立 補習教育の目的は補習學校令に據り示された所であるが、之は一般的普遍のもの、之を町村の實況に鑑み生徒の實況を考へ、其町村に即した經營方針を確立する事は、容易のことではないが、學校當時者として是非考へて置かねばならぬことである。然るに主事補會議事項等に見れば、未だ經營の方針が確立して居ない學校も可なりあつたと推測される。

(2) 補習學校の職能を益發揮せられんことを望む 補習教育の眼目は職業教育並に公民教育の二つであると言ふ事は、言ふまでもないが、當時の實際には遺憾の点が少くなあつたらしい。經費其他の事由から農業、商業、水産科擔任教師を得ることの出來なかつたと云ふ事由の下に、比較的永い期間全く實業科の教授を欠いたり、よし教授しつゝあつても讀書式の甚だ不進の状態にあつたことも珍しくない。公民科教授に至ては教授の系統案もなく、教科書のあるでもなく、極論すれば其時の思付きに依つて、

教授して居る様なことも決して絶無ではない。補習學校でありながら、國語、算術と云つた様に普通學科のみの教授に終つて、補習學校としての職能を發揮することが極めて少ない。普學科の教授決して輕んずべきでないが其と共に職業的陶冶、公民的訓練を施して、補習教育の眼目に向つて更に努力しなければならなかつた筈である。

(3) 自學的學習法不徹底 職業が異なり、經驗が違ひ、知能に差があり、趣味が違ふ關係上生徒が文化に對する要求は區々である。之の區々なる要求に應ずる上から考へても、學習の本質から考へても、大に自學的の學習習慣を附くる事の必要なことは、恐らく何人と雖も異議のないことと信する。自學的の學風を作るには、其方法決して少くないが、自學的の設備と其學習細目等は就中大切な事であるが之も文献によれば未だ備らざる事になつてゐる。

(4) 實習地經營の舉らざる事 實業科教授に於ては理路整然と教ふると共に、實習事項の經營をうまくやつて、其の成果を見せつけて實業趣味を起させたり、研究心をそつたりすることが、一番早道である然るに實習地、實習用具及實地指導の案と技術とは此の項に於てはまだ心細い状態であつた。

(5) 訓練實踐舉らず 觀方に依つては我儘な青年處女の訓練は余程困難であるが、指導者に誠意があり其方法宜しきを得て、彼等か一度信頼する所となれば、其効果の舉る事も亦早いものである。けれども其當時に於ては時世の傾向にもよるが、生徒は中々教師について來ない。又各種の教化団体との連絡等も十分ではなかつた様である。一村舉つて教化事業へ一村舉つて補習教育へと進む様に追々努力注目

されて來てゐる形跡が窺はれる。

要するに本縣の補習教育は、當時可なり普及して來た。よしまだ普及の余地があつても、極めて近き將來に普及する傾向が明かに見えてゐる。學校當事者も實績を上げ度いといふ憧れを持ち町村當事者も追々其必要感を起して來た様である。

第八節 特殊教育

甲 全國狀況

一 盲聾啞教育制度の整備 盲聾啞教育に關する規程は從來小學校關係の法規の中に簡單に定められてゐたのであるが、大正十二年八月に至り初めて「盲學校令及聾啞學校令」が公布せられ、次いで「公立私立盲學校及聾啞學校規程」が定められ、且つ其の普及を強制した。

其の要點を示せば

○目的としては、盲學校は盲人に、聾啞學校は聾啞者に普通教育を施し其の生活に須要なる特殊の知識技能を授くるを以て目的とし特に國民道德の涵養に力むべきものとしてある。

○北海道及府縣に於ては盲學校及聾啞學校を設置すべきものと定め、尙當分の間代用制を認め、七年以内右設置の延期を認めた。

○盲學校及聾啞學校に初等部及中等部を置くを本体とし、土地の状況によつて其の一方のみを置くことを得るとした。

尙豫科、研究科、別科を置くことも得るとした。

○修業年限は

盲學校は初等部六年、中等部四年を常例とし

聾啞學校は初等部六年、中等部五年を常例とす。

○豫科及初等部は授業料入學料を徴收することを得ず。

○其の他設置廢止、設備、學科目、教員資格等詳細に定められた。

二 盲聾啞學校の狀況

大正十二年に學校令が出たために翌十三年からは學校數も俄に増加し、生徒數も従つて増加して來た大正八年以後の統計を左に示す。

年次	學校數		教員數		生徒數	
	盲	聾啞	盲	聾啞	盲	聾啞
大正八年	七四	七四	四九〇	五九一	二、一三八	一、四八二
九年	七八	七八	五一七	六一〇	二、三一〇	一、六八三
十年	七四	七四	五一四	六一〇	二、四〇七	一、七四〇

乙 本縣狀況

一 盲聾啞教育制度の整備に伴ふ本縣の施設

盲聾啞教育としては本縣に於ては前期に述べたやうに唯一つの私立熊本盲聾技藝學校が存するだけである。従つて本項に於ては同校に關することだけを述べることになる。

大正八年六月文部省令の主旨に依り、從來の名稱を廢して熊本盲聾學校と校名を改め益々斯教育の普及と發展とに努力した。然るに大正十年四月 畏くも盲聾教育御獎勵の思召を以て宮内省より御下賜金あり、爾來引續き此の恩命に浴したことは本校の此の上もない光榮である。次いで大正十二年八月盲學校令及聾啞學校令並公立私立盲學校聾啞學校規程が定められた結果、本校は大正十三年四月本規程に據り設立認可を得ることになった。

其後時勢の進運に伴ひ、之を人道上より見るも、教育の機會均等上より見るも、私人の經營に委すへきものではないといふ見地から、大正十五年四月に愈々本縣營に移管せられ、熊本縣立盲聾學校と改稱し

年次	學校數		教員數		生徒數	
	盲	聾啞	盲	聾啞	盲	聾啞
十一年	七八	七八	五九一	六一〇	二、六一三	二、〇二六
十二年	八〇	八〇	六一〇	六一〇	二、七六二	二、一一一
十三年	七七	七七	四四七	四四七	二、九九五	二、四五〇
十四年	七三	七三	四六三	四六三	三、〇五九	二、六五七

初代校長として後藤芳馬任命せられた。

同校長就任以来の本校の施設重點は

1 校舎の移轉建築 2 盲聾啞者の就學獎勵 3 内容の充實 4 社會事業
 等であつて、校舎の移轉建築は昭和二年の本縣會に於て豫算決議せられ翌年度に於て適當の地を選び實施することになつた。盲聾啞者の就學獎勵については盲啞教育内容の宣傳に努むると共に、就學獎勵金の補助増額の道を講じ、就學の普及に努力した結果、漸次生徒數も増加することゝなつた。學校内容充實に就いては職業科の専門教師を採用し職業科の指導に力を用ひた。尙社會方面の事業としては盲人協會及聾啞協會を組織し修業機關とし、又事業團體として講演會常識養成講習會を開催して修養に資し、又點字圖書の刊行及開眼事業等をなし、盲人及一般社會に貢獻することゝした。

二 縣立盲啞學校の内容一般

1 生徒の教養 本校は盲學校及聾啞學校令第一條の主旨に基き、盲啞者の教養に努め殊に失官の爲め減弱萎縮せる諸能力を挽回し、更に鍛鍊して普通教育の徹底に努め、併て其生活に必須なる特殊の知識技能を授け特に國民道德の涵養に留意し以て國家有用の堅實忠良なる國民を養成せんとするものである

一 教育の綱領

イ 忠孝一本の大義は我が國体の精華にして國民道德の歸趨なり、故によく此の義を明にして諸徳の修養に努め常に崇高なる敬虔の念を養ひ犠牲奉仕の精神を涵養すること

ロ 特に体育、衛生に留意し、身心の鍛鍊に努め元氣を作興し悲觀退嬰の思想を排除し快活、進取の氣象を振起し爲善の志操を確守し、人倫の正道を實踐し以て人生の本務に邁進努力せんとする心情を陶冶すること

ハ 教授訓育の實際に當りては常に自己省察の機會を多からしめ自律的修養も自學研究の學習態度を養成し刻苦勵精常に研鑽を怠らざるの風を馴致すること

二 訓育 教育綱領に基き常に勅語、詔書の聖旨を奉體して國民道德の涵養に努め皇室に對して崇高なる敬虔の念を養ひ犠牲奉公の精神を涵養するを以て中心とし更に左の五徳目を選定して其訓練に力む
 規律、克己、誠實、友愛、禮讓

三 教授 教師の絶えざる修養と研究努力によりて常に教材の調査選擇と教授の準備を周到にし、直觀教授に力を注ぎ且つ自學自習を獎勵し、個別指導に留意し實科にありては實習の指導に力を用ひ本教育の徹底を期す
 教授上の主なる施設

イ 各科教授系統案の研究、前年度より引續き本年度第一學期中に毎週一回研究會を開き終了

ロ 盲、聾啞、兩部會の研究會開催(毎週一回盲部會、(木)聾啞部會(火)放課後開催す)

ハ 研究授業(盲聾啞、兩部會にて毎月一回宛開催す)

ニ 實習獎勵演技會、(鍼灸、其の他實科實習獎勵の爲め毎學期一回宛開く)

ホ 學藝會(每學期一回)展覽會(年一回)之を開く

ヘ 課外運動及課外指導に力を用ひ成績の向上につとむ

ト 直觀科の特設

四 養護 普く絶えず合理的に運動体育を獎勵するは最も必要なることにして特に本校生徒には一層其の必要なるを認め常に適當なる体育運動を獎勵し而も自覺的に体育衛生に留意せしめ積極的に身体の鍛鍊に努むると共に

- 一方衛生に留意し以て養護の目的を達せんことに努む。体育演習會（毎月一回三十日午後）遠足登山（每學期一回）課外指導運動（毎日放課後三十分）体操檢閲會（每學期一回）
- 五 其他管理上に就きては諸内規を設け分掌事務を適當にして互に連絡統一を圖り家庭との連絡に特に注意し生徒教養の向上に努む

2 修業年限と學科目

授業料	聾啞部		盲部		
	中 等 部	初 等 部	別 科	中 等 部	初 等 部
中等部別科生ハ月額壹圓トス但事情ニヨリ授業料ヲ減免スルコトアルヘシ	五ケ年	六ケ年	二ケ年	四ケ年	六ケ年
	修身、國語、數學、理科、圖畫、裁縫（和洋）、木工、家事、体操	修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、体操、裁縫、手工	修身、國語、算術、解剖、生理、衛生、体操、按摩、	修身、國語、數學、歴史及地理、博物、物理化學、解剖、生理衛生、病理、マツサアーツ、按摩、鍼灸治、音樂、体操、家事	修身、國語、算術、國史、地理、理科、唱歌、体操、手工

要するに本期の中頃に於て漸く盲啞教育制度整備して、實施の緒につきたる時代にて之が普及徹底は寧ろ今後に期待すべきである。

本縣の實狀よりすれば現在不幸なる盲啞者が教育の恩典に浴し居るものは縣下盲啞兒童中三割に充たざる狀況にて更に之が普及徹底を圖らんとするには、先づ本教育の内容宣傳に努め一般に理解せしむること、及學資補給の増額をなし負擔の軽減をなすことが刻下の急務であらう。

本校の移轉工事は着々進行して本期の終りには託麻原頭に其の雄姿を見せ愈々形式内容飛躍的の發達を見かけて本期を終ることになった。

創設時代に於ける本縣の盲啞教育

熊本縣立盲啞學校長 後 藤 芳 馬

本校に於ける盲聾啞の教育は、明治四十四年九月伊津野、安藤、山本氏等の創設された、私立熊本盲啞技藝學校を以て其の起源と考へて居たが、ふとした事からそれより更に十有五年の以前即ち明治二十七年頃に於て聾啞學校生徒募集されて居ることを或る古新聞紙に依つて知ることを得、其後縣廳所藏の文書を調べて見ると、果して其の根據を摘むことが出来一は喜び一は感激させられたのである。

而して其の學校と云ふのは熊本市西子飼町三一番地に秋吉基治氏に依て設立されたもので、明治二十七年五月十日付を以て私立熊本聾啞學校として其の筋の設置認可を受け愈々至難なる特殊教育を始められた様で、之れ實に本縣に於ける斯種教育の創始にして又全國的に見ても多く他に例を見ざる處である。秋吉氏は安政五年三月の出生で明治八年陸軍教導團を出で後今の第五高等學校や師範學校に教鞭を採られ、退職後明治二十七年五月此の學校を起された様で當時一般の教育すら未だ甚だ幼稚なる時に際し而も頗る困難なる聾啞者の教育に志された事は如何なる動機に因ら

れたかは審ならざるも誠に感激の外なく、特に本縣聾啞教育の先驅者である。然るに如何なる都合か其の年の十二月二十二日には閉校届が出されあるのを見て、本校が如何にも短命で折角の雄圖も中途挫折の不幸を見るに至つたことは頗る遺憾とする所なるが今より約四十年前の昔に於て全國的にながめても盲啞學校の設置は餘り多くを數へざる明治二十七年頃に於て此の教育に着手されたる篤志家の居られたことは本縣盲啞教育史上誠に特筆すべきことと思ふのである。

其の後十有五年の間に於ては全く斯種の教育につきては見るべき施設なく本縣に於ける盲啞教育の愈々本格的の創設時代とも云ふべきは明治四十四年九月十五日設立された本校の前身私立熊本盲啞技藝學校の創設されたことである。全校設置以來茲に二十年今や凡ての教育は普及され盲啞教育の如き愈々教育令の發布と共に漸次發展振興して來たのであるが創設當時を追想して見れば轉た今昔の感に堪へないものがあるのである。本校の設立は本縣初等教育界の元老であつた故伊津野滿仁太安藤丑熊兩氏と當時熊本縣立病院マツサアージ主任山本健三郎の諸氏相圖り時の縣會議長村上一郎、元代議士犬飼眞平、及び千田一十郎、林千八、行徳健男、小早川秀雄、伴熊太、井芹經平の各名士六十有餘名の熱心なる賛助を仰ぎ熊本市内坪井町一五八番地の一民家に於て設置認可を受け同年十一月二十日を以て授業を開始されたのが本縣に於ける盲啞教育の創始で又本校の創設である、當時生徒漸く盲生二七、啞生八、職員は校長外三名であつて、其の當時の状況を回想して見れば一般社會にかゝる特殊の教育に理解なく、經營資金の準備金は全くなくなつて設備の如き御話にならぬ有様にて幾度か經營困難の極に達したこともあつた様で創立當事者の拂はれたる貴き幾多の犠牲に對しては只感激の外ないのである。而して創設者の此の熱烈なる意氣と撓まざる精神とは遂に今日の基礎を永遠に固められたもので、誠に本縣盲啞教育の大恩人として長へに感銘すべきである。

其の後年を閲すること十五年校運次第に發展し遂に大正十五年四月縣營に移管され茲に熊本縣立盲啞學校として學校經營の基礎全く固まり更に昭和三年校地の移轉校舎の改築等成り一段の隆昌を加へ、今や市内出水町今九三七番地

に約四千坪の校地に堂々たる校舎を建て生徒數實に二百余内外設備の完成と内容の充實とに一大進展を見るに至りたることは、眞に聖代の御恩澤に依るものにして只々優渥なる聖恩に感ずると共に歴代縣當局の御盡力と縣民諸士の御同情とに感謝し尙創設當時苦心經營の跡を回想して轉た感慨無量である。(昭和六年九月)

三 肥後慈惠會

—熊本縣社會事業協會

文化の進歩は一面に於いて人類相愛の感情となつて流露し、相互扶助の實動となつた。此の世運に際會せる本期の肥後慈惠會は益々擴充せられて來た。大正十一年三月には新に肥後勞學館の設置を見、昭和二年九月には熊本縣社會事業協會生まれ、肥後慈惠會の事業は實質の上にも形態の上にも著しく革新せられた。次に其の内容に就いて概説を試みよう。

1 肥後自活團 前期に於いて恩借の地を返納し新に敷地を求めて基礎漸く堅固になつた自活團は、本期に於いて益々活躍して來た。從來内務大臣より事業獎勵金の下附があつて居たが、大正十年には宮内省よりも獎勵金の御下賜があつた。其の後今日に至るまで毎年宮内省及内務大臣より事業獎勵金を戴いてゐる。大正十一年一月十六日自活團財産整理によつて剩餘金を得たので、夜間中學校の設立を企劃し、其の建築費設備費及基本金とすることにした。越えて大正十一年三月一日愈々本縣知事の認可を受けて夜間中學校熊本勞學館を設立し、塘林虎五郎館長に就任した。(此の勞學館のことは別に之を記す)大

正十二年五月廿八日内務大臣より財團法人肥後自活團設立の認可を受け、次いで塘林虎五郎名義の財産を財團法人肥後自活團に移權登記をなした。爾來本團は團生の奮闘と、社會の同情とに依つて次第に順調に發展し來り、又未來に光明を認めつゝ、忍苦精進を續けてゐる。肥後自活團の内容組織を明らかに識るために茲に自活團の規則を掲げておく。

肥後自活團寄附行爲

第一章 目的及ヒ事業

第一條 本團ハ慈善ノ趣旨ニ基キ肥後慈善會教育部出身者及ヒ他ノ可憐ナル年少男女ヲ保護訓育シ以テ自立自營ノ人タラシムル事業ヲナスヲ以テ目的トス

第二條 本團ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一 獨立自營ノ素養タルベキ實務習得ヲ旨トスル授産事業(印刷部果樹園)
- 二 中等程度ノ夜學校ノ經營(勞學館)

第二章 名稱及ヒ事務所

第三條 本團ハ財團法人肥後自活團ト稱ス

第四條 本團ハ事務所ヲ熊本縣熊本市大江町九品寺百參拾番地ニ置ク

第三章 資 産

第五條 本團ノ資産左ノ如シ

- 一 肥後自活團敷地五百六拾一坪三合七勺
- 二 園藝地貳町一反九畝六歩

三 資本金參萬圓(貸付年五歩)

四 建築家屋貳百六拾八坪(内八拾一坪ハ貳階坪)

第六條 指定ノ寄附金品ハ指定ノ趣旨ニ從ヒテ資金ニ編入シ又ハ適宜使用ス

第七條 本團ニ基本財産ヲ得タル場合ハ國債證券又ハ確實ナル有價証券ヲ買入レ若クハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預入レ利殖ヲ圖ルモノトス

但シ特別ノ場合ハ評議員會ノ議決ヲ經テ不動産ヲ買入レ若クハ賣却スルコトヲ得ス

第四章 役 員

第八條 本團ニハ左ノ役員ヲ置ク

理事 三名 内一名ヲ再選ニ依リ理事長トス

評議員 十四名 書記 一名

第九條 理事ハ評議員ニ於テ之ヲ選舉シ書記ハ理事長之ヲ定ム

第十條 理事長ハ本團ヲ代表シ團務ヲ總理シ且會議ノ長タルモノトス理事長事故アルトキ八年長ノ理事之ニ代ル

第十一條 理事ハ理事長ノ命ヲ受ケ諸般ノ專務ニ從事ス

第十二條 評議員ノ囑託ハ熊本縣内務部長タル人ニ之ヲ依頼ス

第十三條 役員ノ任期ハ四ケ年トス

但書記ハ此ノ限リニアラズ

役員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ遲滞ナク之ガ補缺ヲ爲スベシ

補缺員ハ前任員ノ殘任期間在任ス

役員中缺員ヲ生ジタル時ハ後任者ノ就任スルマデ尙前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フ

役員ハ再選又ハ再囑託セラル、コトヲ得

第十四條 評議員會ハ必要アル毎ニ理事之ヲ召集ス

第十五條 評議員會ハ議員總數ノ三分ノ二以上出席アルニアラザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

第十六條 評議員會ノ議決ハ出席議員ノ過半數ヲ得テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十七條 評議員會ハ左ノ事項ヲ議決ス

但第一號ノ場合ニハ主務官廳ノ認可ヲ要スルモノトス

一 寄附行爲ニ關スル事項ノ變更

二 豫算ノ議決及ヒ決算ノ承認

三 財産處分ニ關スル事項

四 其ノ他理事ニ於テ必要ト認メタル事項

第十八條 本團ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ支辨ス

一 基本財産ヨリ生ズル収益

二 事業所得

三 寄附ノ金品

第十九條 經費ノ剩餘ハ基本財産ニ編入ス但シ必要ニ應ジ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十條 本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

附 則

第二十一條 理事選定ニ至ルマデ理事ノ職務ハ設立者之ヲ行フ

第二十二條 本寄附行爲ノ施行上ニ必要ナル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

2 夜間中學熊本勞學館 大正十一年一月六日自活團財産整理によつて金五萬圓を得、内壹萬圓を負
債償却に、壹萬圓を夜間中學建築及び設備費として、殘額金參萬圓を基本金とした。即ち夜間中學は自
活團の一事業として設立せられたのである。目的とする處は規則にもあるやうに晝間は各々の職務に従
ひ、夜間に於ては教育を受けんとする勤勞勤學の志ある青少年を收容して教育せんとするものである。
此の企たる最も時代に適合し世を救ふ一助とも云ふべきである。次にその目的及び學則を掲げよう。

夜間中學熊本勞學館學則抄

一 本校ノ目的

本校ハ勤勞勤學ノ志アル青少年ヲシテ夜間常識教育職業教育ヲ施シ智徳ノ修養ニ資シ將來健實ナル自立自營ノ國民ヲ
養成スルヲ以テ目的トス

一 學 則

第一條 本館ノ修業年限ハ之ヲ參ケ年トス

第二條 本館ハ尋常小學校ノ課程ヲ卒業シタルモノ若クハ之ト同程度以上ノ學力アル者ヲシテ入館セシム

第三條 第四條 (本館ノ休日及學期)茲ニハ省ク

第五條 本館ノ生徒ヲ分チテ園藝部、工業部、商業部ノ三部トシ何レモ晝間七時間勞働ニ從事シ自治ノ道ヲ講ジ夜
間各部處定ノ學科ヲ學習スルモノトス

第六條 各學年ノ學科、課目及教授時數ヲ定ムルコト左ノ如シ

學科	學年	修身公民	國語	數學	英語	實業			地歴	法制經濟	体操	計
						園藝部	工業部	商業部				
第一學年	每週教時數	道徳ノ要旨公民心得	一	全上	五	講讀、作文、習字	七	算術、珠算、簿記	四	講讀、書方	一	一八
第二學年	每週教時數	全上	一	全上	五	幾何、珠算、簿記	七	全上	四	全上	一	一八
第三學年	每週教時數	全上	一	全上	五	代數、珠算、簿記	七	全上	四	全上	一	一八
第四學年	每週教時數	全上	一	全上	五	農業、經濟、農業法規	七	全上	四	財政大意	一	一八
定休日及日曜日等講演會ヲ開キ専門家ノ講話ヲ聽ク 定休日及日曜日各部分同シテ普通体操及教練ヲ行フ												

第七條ヨリ第十二條マデ省ク

第十三條 授業料ハ一ヶ月金貳圓トシ毎月末之ヲ徴收ス

第十四條 賞罰ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 品行方方學力優秀、學業精勤ニシテ他生徒ノ模範トスルニ足ル者ニハ賞狀及賞品ヲ授與ス、
- 二 成績優秀ニシテ前途ノ望ミアル者ハ評議員會ノ決議ニヨリ上級ノ學校ニ入學セシメ其學資ノ全部若クハ半額ヲ本館ニ於テ負擔ス

三 校規ニ叛キ命令ニ服從セザル者ニハ其ノ事情ノ輕重ニ從ヒ訓戒、謹慎、停學、退學等ノ處分ヲナス

四 無届欠席又ハ授業料滯納三ヶ月以上ニ及ブ者アル時ハ除籍スルコトアルベシ

第十五條 第十六條 省ク

第十七條 生徒タル者ハ左ノ特點ヲ有ス

- 一 父兄ノ補助ヲ受ケズ館内ニ於テ學資及衣服ノ費ヲ得ルコト
- 二 生徒ニシテ疾病負傷ノタメ晝間労働ニ從事シ能ハザルモノニハ學資及衣服費ハ全部ヲ給ス
- 三 生徒ニシテ止ムヲ得ザル事由ニ依リ中途退學スルモノ及卒業生ニ對シテハ一切ノ義務ヲ課セス

大正十二年二月七日學則を變更して、三ヶ年制を五ヶ年とし、豫科二年本科を三年とした。大正十二年九月十五日熊本勞學館に縣費五百圓の補助があつた。それ以來縣は年々五百圓若しくは六百圓の補助を繼續し、今日に及んでゐる。大正十四年一月三十日學則を變更し、修業年限を五ヶ年とし豫、本科を廢止した前にも記せる如く本館創設の趣旨、時代の要求に合し志ある篤學の青少年來り學び、羽翼を伸ばしつゝあることは、實に痛快である。

3 感化部 明治四十二年四月一日より肥後慈惠會の經營する所となつた白川學園は、同時に縣の

代用感化院として統制ある法規のもとに經營せられて來たことは前にも記せる通りである、昭和二年九月三十日より財團法人熊本縣社會事業協會の手に依つて間接に直接に設營に關涉するに至り其の業績は益々進んで來た。左に白川學園の概況を記し其の内容を窺ふことにする。

白川學園の概況

- 1 教諭兼院長 日高武六
- 2 所在地 熊本縣熊本市本庄町三五七番地
- 3 目的 感化法第五條ノ各號ニ該當スル兒童ヲ收容シ勸語ノ趣旨ニ基キ徳性ヲ涵養シ智能ヲ啓發シ兼テ實業教育ヲ授ケテ生活ノ基礎ヲ造ラシム
- 4 設立 明治四十二年四月一日創立同時ニ本縣感化院ニ代用昭和四年四月一日縣營移管



肥後慈惠會白川學園

- 5 職員 教諭兼院長 一名 保母一名 保母心得一名
- 6 經營ノ狀況

- 一 新タニ入園シタルモノハ其ノ身体ヲ検査シ疾病ノアルモノハ係リ醫ノ治療ヲ受ケシム
- 二 小學校在學中ノ學年ノ如何ニ拘ハラズソノ學力ヲ試験シタル上相當ノ學科ヲ科別ニ修メシメ以テ學修ニ無理

ナキヲ期ス

- 三 次ニ能力ノ如何ヲ調査シテ相當ノ實科ニ從事セシム
- 四 學科ハ午前中三時間實科ハ午後三時間乃至四時間コレヲ課シ夜間ハ職員臨席シテ一時間以上ツ、學科ノ復習ヲ爲サシム 但日曜祭日等ニハ學科ヲ休メテ娛樂ヲ爲サシム
- 五 在園者ハ勝手ニ外出又ハ歸宅ヲ許サ、ルヲ本則トシ事情ニヨリテハ學園ヨリ之ヲ命ズル事アリ
- 六 父兄等ノ訪問及信書ハ歡迎スル所ナレドモ或場合ニハ遠慮セシムルコトモアリ
- 七 在園者ノ生活費及教育費ハ親權者ヨリ支給ス 但或事情ニヨツテハ學園ヨリ支給ス
- 八 農業外ノ實科ニテ得タル工賃ハ給與シ貯金セシメ卒業退園ノ際持歸ラシム 但毎年々末ニハ貯金高ノ一割以內ヲ引出シテ買物ヲ爲スコトヲ許ス
- 九 慰安ヲ與フルコトハ教化上最モ必要ノコトナレバ本園ニテハ蓄音機其ノ他アラユル器具ヲ設備シテ隨意ニ使用セシムル外ニ毎年春秋二回遠足ヲ爲サシメ又祝祭日等ニハ宮參リ山登リ川遊ヒ等ヲ催スコト、セリ
- 一〇 本園ニテハ廉恥ヲ尙ヒ名譽ヲ重ンセシムル爲ニ操行席順ヲ定メテ一定ノ所ニ掲ケオキ行爲ノ良否ニヨツテ隨時黜陟ヲ行ヘリ
- 7 定員 男ノミ二十名 現在員二十三名
- 8 設備

建物敷地 國有土地借用六十坪 運動場百六十坪 農園二百五十坪 其他五十坪 建物園生舎一棟(十四坪五)
教室兼園生舎職員住宅一棟(三十坪五) 其他一棟(十一坪)

免囚保護の事業は、昭和二年九月三十日財團法人熊本縣社會事業協會の事業に移つてから託麻寮と改稱し、今に續いて好績をあげてゐる。保護の方法としては直接保護を目的とし、就職の紹介並に引受人保

護者の選定に力を注いでゐる。他人の引受保護は往々責任薄くして所期の効果を得ることが出来ないから、専ら場内又は場外特定の場所に於いて就業せしめ自助力作の精神を涵養する方法に依り、勤儉貯蓄に努めしめてゐる。

4 大江學園 前期の始め大江村に移轉してより益々成績の向上を見るに至つた。前期に引續き連年宮内省の御下賜金、内務大臣の御下附金に接して今日に及んでゐる。大正十五年二月十一日には恩賜財團慶福會長清浦奎吾より同會へ御下賜金の趣旨を奉戴して當教育部事業助成費として金壹千圓を交付せられた。其の年十一月その交付金を以て病棟を新築した。昭和二年九月肥後慈惠會教育部を熊本縣大江社會事業協會教育部と改稱し更に昭和三年十一月十日熊本縣社會事業協會大江學園と改稱した。最後に學園の教育内容の一斑を述べて本項を結ぶことにする。教育内容として教授、体育といふ方面は他の小學校と大同小異であるが、教則と養育訓練方面に於いて特色を認めることが出来るので大江學園要覽の中からこれを抜出して參考に供することにした。

○ 本學園の教則

本學院の教則は小學校令及び同施行規則により實施すること勿論にして即ち左の如し

- イ 修業年限 六箇年
- ロ 毎週教授時數 尋常第一學年二十一時間、同二學年二十四時間、同三學年より六學年まで二十七時間
- ハ 教授 科目 修身、國語、算術、國史、地理、理科、書畫、体操、唱歌、裁縫、作法にして第四學年以上の兒童には教授時間外に農業を課す

別に終業年限二ヶ年の補習科を置く

ニ 學 級 學級は三箇學級に分ち複式制を採用し第一學級には第五六學年並に補習科第二學級には第三四學年第三學級には第一二年を收容す

ホ 學 童

學童 現在表

(昭和三年十一月現在)

計	男女		補習科	第六學年	第五學年	第四學年	第三學年	第二學年	第一學年	計					
	女	男													
一〇	六	四		六	一	五	一〇	四	六	一	二	四	二	七	〇

此の外幼年部兒童(學齡未滿)男八女三

斯の如き學級編制にて學科教授は本學園多年の研究により學園内に完全なる教室を建築し小學校則に準據し、尋常小學校及補習科の課程を授く。

○ 本學園の訓練

イ 本學園訓練の目的

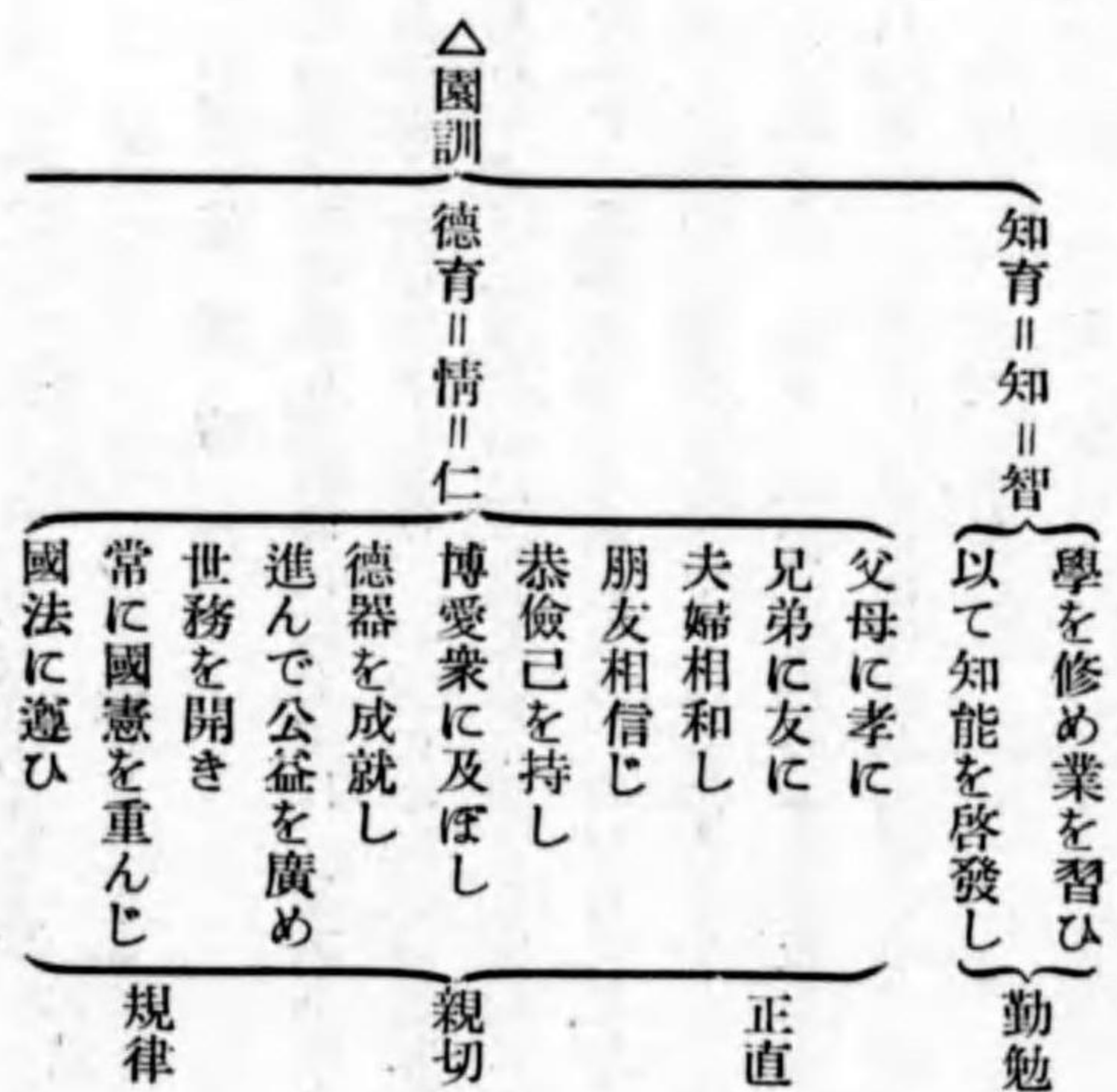
教育に關する 勅語の聖旨に基き、道德識見を根柢とし道德的實行意志及び道德的感情の陶冶を期し兒童各人をして已れを持する正道にして勤勉、人に對しては親切、事を行ふには規律と勇氣を以てせしめ人格完成の基礎を建設せんとす。

ロ 訓練の着眼點

- 1 訓練は意志の陶冶を主なる目的とし、併せて意志活動の條件たる事情を陶冶して時代に適應せる人たらしめんとするものなり。而して兒童の活動は其の自然性より出でたる單純なる衝動に基く場合多く、他の感化影響によりて漸次有意的理性的活動に進化するものなれば先づ兒童の生活状態を基調とし、其の生活舞臺たる現代を背景とし、之に適應せる訓練綱領を定むるを根本要件とす。
- 2 訓練上の重要問題は更に方法上の問題に存す。從來訓練を論ずるには、一は嚴肅主義を標榜し訓練の外形を重んじ教權を尊び、兒童に絶對の服従を要求し先づ外面的に靜肅ならしめんとするもの、一は其の反動として極端に自由解放を唱導し前者の弊を指摘して兒童の活動を重んじ、大に自由を擁護せんとする所謂近來の主張とあり兩者共に極端なるものは不可なり。特に本學園兒童の如く集團教育を施す所に於ては兒童の内面生活に立脚しその自由精神を根本とし衝動を善導して自覺より自律に目覺めしめんとする合理的訓練法を施すの要あり。
- 3 本學園兒童の訓練は、兒童心性に立脚して眞に各個人に適應せる所謂訓練の個別化に深く留意せざる可からず兒童の心性は先天的生得の傾向あり。之に環境の影響を受けて發展するものなり。ことに本學園兒童の環境は千差萬別にして判定又容易ならず。故に兒童の事情を知悉するは勿論常に之と接觸して其の言動を觀察し個性の眞相と因つて來る原因を審にする重要な任務を有す。
- 4 更に本學園に對して特に訓練上重視すべき方面は人間愛を養成すべきこと之なり。親兄弟など肉親的關係を有せざる本學園の兒童の生活が、自然的に人間愛の涸渴を訴へそこに人間としての缺陷を見出すことは當然と云はざる可からず。然し肉親的に自然と拘泥する愛情のない丈けに、一層高き人類愛、社會愛を養ふには最もふさはしき實驗場なり。釋迦は其の愛を摺む爲めに妻子を捨て、耶穌は其の愛の高調の爲に母や兄弟を顧みざりき。人類愛、社會愛の休得こそやがて夢の如き美しき理想的社會の實現に役立つものとせば、其の最もふさはしい實驗場としての本學園は今日の社會に於て最も尊い處たることを自覺し、當事者も兒童も眼を上げ心を練

- 5 以上を理論よりして當園訓練の着眼點を要約すれば、第一兒童の個性、環境調査を根柢として、現代思想傾向を背景として、當園の實際に適應する園訓及學級訓を定め、之より派生して訓練の細目を定め、第二兒童の行動を外形的に拘束し強制することを避け、内面的自律的に悪行を惡みて、善行を樂しむの習慣を養成し、團體に對する責務を重んじ、服従を喜び進んで道德規律を實行するが如く善導せんとす。

ハ 訓練の施設



〔意育〕意勇 一旦緩急あれば義
勇公に奉じ 元氣

二 指導方面

一 育兒處遇法 本學園兒童教養に關しては、家族制度と集合制度との折衷法を採用し、塾舎を貳棟に分ちて建築し、男子部と女子部とに滿て、兒童の年齢體質趣味言語、舉動等を研究し、兒童の部室を九箇室に分ち一室に兒童凡そ十名とし部屋毎に善良なる年長者を室長に充つ。學園長は家族と共に塾舎の中間に居住し總ての監督指導に任じ、教養感化の中樞となる。育兒日常起居左の如し。

育兒起居 (起居時間割は季節により變更す)

- 一 午前五時卅分 起床、体操、室内外の整頓及豫習
 - 一 全六時卅分 朝食 食堂に參集し國歌合唱、勅語禮拜、東方遙拜を行ふ
 - 一 全八時 昇校 學科始業
 - 一 正午 晝食
 - 一 午後二時 學科終業
 - 一 全二時卅分 男子農業實習 女子裁縫實習 (二時間)
 - 一 全五時 室内外美化作業
 - 一 全六時 夕食
 - 一 全七時—八時卅分 學科復習
 - 一 全九時 就寢
- 二 修身教授

三 勅語詔書の奉讀 毎月十三日と三十日とに奉讀と訓話

四 儀式 四大節其他所定の日にも最も嚴肅に之れを行ひ敬虔的情操陶冶の價値を大ならしむ。

五 朝會 毎朝食室に於て食事前君が代の唱歌を奏し、東方遙拜、朝の挨拶をなさしめ、修身上の訓話は勿論兒童日常の行動に注意を與ふる事三十五ヶ年一日も怠ることなし、其の効果大なるを信す

六 兒童の心理 と時代思想とに鑑みたる園訓の補定

勤 勉 勞働を尊ぶ
正 直 公正を愛する
親 切 報恩の至情
規 律 協同の觀念
元 氣 奉仕の赤誠

かけひななく働く
(特に本學年訓練の目標)

七 情育 本學園に收容したる兒童は概ね暗黒悲惨の裡に彷徨したるものなるを以て優美の情緒殆んど欠乏し野卑に傾くの傾向あり故に育兒各自に花卉を栽培せしめ自然の感化により優美の情緒を養成することに努む。

八 記念日訓話

陸軍記念日 海軍記念日 清正公記念日

九 參拜 遙拜

招魂祭 藤崎社祭 出水神社 參拜 東方遙拜

一〇 偶發事項訓話

二 檢 閱 兒童日常の起居、性行について細密に觀察し操行査定をなす

三 表 彰 優良兒童に對し學年末學期末臨時に褒賞を與ふ

- 三 組の組織 凡そ十人を各室に分ち各室長副室長を置き自治的に事をなさしむ
- 四 勤勞作業 掃除に對して全力活動をなさしむ（掃除は尋三以上毎日始業と終業後の二回として毎月一回大掃除を行はしむ）其他上級は土砂の運搬園地の修理等をなさしむ 以下畧

○ 本學園養護上の施設

- 一 兒童一人一日分の食料（昭和三年十一月一日現在）
 - 主 食 米麥等分にして四合五勺宛 拾一錢一厘
 - 副食物 朝汁 晝漬物 夕煮物 魚肉 六錢宛
 - 間 食 此の外毎日曜毎に菓子或は果物一錢宛を與ふ
- 二 兒童一人一ヶ年分の衣服と日用品
 - 衣 服 毎年七月盆に單衣一枚 十二月に拾一枚 或は羽織とシャツ一枚宛 帶一筋 其他腰卷 サル又等を新調給與する
 - 日用品 下駄 毎月一足 手拭年二筋
- 三 兒童の入浴
 - 入 浴 毎週二回（園内に完全なる風呂を有す）
 - 四 目 耳 鼻 手 足等常に清潔ならしむ
 - 五 皮 膚
 - 1 防寒用具の制限
 - 2 頭髮及爪 女子は毎月二回以上髪を洗はしむ

第九節 學校衛生及体育

甲 全國狀況

學校衛生方面は相當に早くから留意されて居た。學校醫設置の如きは明治卅一年の頃から規定された程である。併し法規の整頓、關係職員の設置等實動の域に入つたのは前期より其の端を發し、本期に入つて愈盛んとなつた位である。

一 學校衛生關係諸法規 大正九年に「學生生徒兒童身體檢查規程」が公布せられ、明治三十三年規定の舊規程は廢せられた。新規程は「發育概評」として身長と体重との關係より調査し、「營養」状態を調査し、尙「色神」なども検査するやうになつて來た。

大正八年八月（文部省令第二九號）公布せられたる「學校傳染病豫防規程」が大正十三年九月（文部省令第一八號）を以て改正公布せられた。其要點は傳染病として豫防すべき種類を追加し、豫防法、患者の取扱、消毒法等詳細規定された。

「學校清潔法」は既に明治三十年に文部省訓令として示されてゐたのを本期に入り、大正十五年同じく訓令をもつて新に示す所あり、舊訓令は廢止された。右は清潔方法を日常清潔方法、定期清潔方法、臨時清潔方法の三つに分ち、其の方法を詳細に指示し注意を與へたものである。

其の他大正八年公布の「結核豫防法」が學校にも交渉をもつこととなり、其の示す所に従つて豫防事務が生じて來てゐる。

同じく大正八年に「トラホーム豫防法」が公布された。該法によつて適法の施設をなすことは勿論、學校としては特に其の治療撲滅に力を注ぎつゝ今日に至つてゐる。

又大正八年文部省は訓令を發して「兒童生徒學生の近視眼豫防」に關して詳細注意を促した。

二 學校衛生職員に關する規程 大正十三年六月「地方學校衛生職員制」を公布し、道廳又は府縣を通じて四十七人以内の學校衛生技師を置くこととし、學校衛生に關する技術に従事するものとした。

本制公布以前迄は府縣に於ては府縣職員として學校衛生主事といふ名によつて置いた所が多かつた。尙大正九年二月に「學校醫の資格及職務に關する規程」を出した。學校醫の職務はこれ以前は漠然と定められてゐたのであるが本規程によつて、調査すべき事項、申告すべき事項、監察すべき事項等詳細に示され、學校長との關係、地方長官との關係など明かになつてゐる。

三 學校醫設置の狀況

年次	小學校	師範學校	中學校	高等女學校	甲乙種實業學校	實業補習學校	實業補習學校教員養成所	盲啞學校	各種學校
大正八年	一七、七〇九	九三	二六三	三四五	五七	三四六		六	六
九年	一八、〇〇六	九三	二八〇	三八八	五六	四六六		六	九〇

年次	小學校	師範學校	中學校	高等女學校	甲乙種實業學校	實業補習學校	實業補習學校教員養成所	盲啞學校	各種學校
十年	一八、三五四	九三	三〇一	四二四	五七	六七八	三	七	八九
十一年	一八、八九五	九三	三三九	四六五	五五九	六七六	六	一〇	七九
十二年	一八、八四一	九七	三七一	五〇五	五九三	八二	九	一二	八三
十三年	一八、八三四	九九	三九〇	五四三	六四	八三	一四	一四	七一
十四年	一九、三一一	九九	四〇三	五八五	六〇	九七	一六	二〇	六六
大正十五年 昭和元年	一九、三六九	一〇一	四一四	六〇〇	六七	一五、三	一六	三〇	七九
二年	一九、〇七	一〇一	四二二	六五五	六五〇	一七、五八	三三	三四	八九
三年	本年度統計資料ナシ								

四 体育の狀況 歐洲大戰の教訓として教育界に投ぜられたものは、理科思想の啓培と体育の向上とであつた。

体育の方面に於ては所謂体操の徹底を獎勵し、其の實績も相當に擧げ得たが、興味に促されて自發的に運動をなすといふ點に於ては遊戯、競技の遙かに優れることによりて漸次普及して來た。

大正十五年に至つては學校の体操科中に明かに競技が加へられるやうになつて來た。

一方また歐洲大戰後國民の思想は一時輕佻の極に對し剛健の氣魄地を拂はんとする風潮を來したのに對し、國民の精神を作興する手段としても此の種の競技が大いに價值あることを認め、從來より此の意味に於て重視し來つた武道と併せて大いに獎勵した。

大正十三年より創設せられた明治神宮外苑に於ける全國競技大會は、明治大帝の聖德奉讚を背景として國民の精神上に絶大の影響あるは勿論、我が國の体育會の最も權威あるものとして全國に指導と獎勵とを與へた。

其他學校、新聞社等の主催に依て全國的に又地方的に諸種の競技會が行はれて其普及と發達を助けたかくて漸く擡頭した我が競技界は遂に國際的に發展して世界の爭覇戰に参加すること數回、其の當初殆ど存在を認められざりしものが最近に至りては屢々優秀なる選手を送りて世界の注目を惹くに至つた文部省に於ては「体育課」を置きて指導監督の事務を司り尙「体育研究所」を設置し斯界の權威者を集めて其の研究をなし、全國的指導の源泉としてゐる。各府縣市等に於ても「体育主事」などといふ名稱によりて優秀なる体育指導家を置き其の健全なる發達を企圖しつつある。

乙 本縣狀況

一 省令訓令に伴ふ本縣の諸細則 大正十年三月縣令を以て學校醫設置及職務に關する細則が定められた。之に依れば一校に設置すべき學校醫の數及生徒兒童の數に依り兼務校數に制限を付したること又

囑託の場合、手當金額變更の場合、解職の場合等其節へ具申の手續を示し其他手當金額の標準を定むると共に旅費支給法を規定してゐる。而して學校醫設置に就いては特別の事情に依り學校醫を置くことを得ざる時は管理者又は設立者に於て其事由を具し知事の許可を受くることとなり其普及徹底を期すると共に一方學校醫優遇の方法も講せられてゐる。

大正十年六月訓令を以てトラホーム豫防法施行細則及施行手續を示された。之は一般的东西のものと翌年徴兵適齡者及客の來集を目的とする場所に於ける從業者で直接客に接する者又は直接客に接する業務に従事する者等に對し檢診を行ひ消毒及豫防方法を講し其經費は市町村費及縣の補助に依りて之が豫防に努むることになつてゐる。

然れとも國民病と稱へらるゝ迄に漫延せし本病は單に斯る一部の者に對する檢診又は豫防法を講ずる位にては到底其撲滅を期すること至難である。故に法の示す所に縱ひ尙進んで施行細則第五條に依り市町村の全部に亘り本病に對する一般の理解によりて自發的に治療若くは豫防方法を講ずると共に當局に於ては之に要する經費支出の道を講し之が豫防及消毒治療の方法を定めて實施するでなければ決して其効果を收むべきものでないことは云ふ迄もない事である。

尙トラホームに就ては明治四十四年三月訓令甲第二十一號學校トラホーム豫防規程廢止せられ新に昭和三年一月訓令を以て豫防規程を定められた。現今に於ては學校醫の活動と學校看護婦等の設置に依り患者の消毒治療豫防等も勵行せられ漸次其効果を表はしてゐる。本規程は現行法であるから左に掲ぐる

學校トラホーム豫防規程

- 第一條 學校(青年訓練所幼稚園ヲ含ム以下同ジ)ニ於テハ毎年二回(四月、十月)學校醫若クハ相當ノ醫師ヲシテ生徒兒童(青年訓練所ニ於ケル青年訓練ヲ受クヘキモノ幼稚園ニ於ケル幼兒以下同ジ)全部ニ對シ檢眼ヲ行ハシメ若シトラホーム又ハ其注意患者アリタルトキハ第一號様式ノ患者名簿ニ之ヲ登載スベシ
- 第二條 學校長ハ前條ノ患者ニ第二號様式ノ治療票ヲ交付シ同時ニ左記事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ患者ノ保護者又ハ保證人ニ通知シ之レカ治療ヲ爲サシムベシ
- 一 トラホーム又ハ注意症ニ罹レルコト
 - 二 治療票ニ記載シタル注意事項ヲ確實ニ勵行セシムベキコト
 - 三 豫防上必要ト認メタルトキハ昇校ヲ停止スルコト
 - 四 其他必要ト認メタル事項
- 第三條 患者ニ對シ治療ヲ施シタルトキハ其都度治療票ニ醫師ノ認印ヲ押捺スヘシ但シ醫師監督ノ下ニ助手ヲ用ユル場合ニ於テハ助手ノ認印ニテ妨ナシ
- 第四條 學校長ハ毎年二回以上治療票ヲ査閲シ相當欄ニ捺印シ若シ治療ヲ怠リ又ハ不都合ノ點アリト認ムルトキハ本人ニ戒告ヲ加ヘ時宜ニ依リ保護者又ハ保證人ニ注意スヘシ
- 第五條 學校内ニ於テハ左ノ事項ヲ勵行スヘシ
- 一 患者ト健康者トハ可成座席、控所、運動場、携帶品置場等ヲ區別スヘシ
 - 二 患者ノ使用スル机、腰掛、体操器具、遊戲用具、手洗水容器ヲ區別スヘシ
 - 三 運動場、教場等ニ於テハ撒水、濕拭等ヲ爲シ塵埃ノ飛散ヲ防クヘシ

- 四 手布ハ必ス各自ニ携帶セシメ共用ヲ禁スヘシ
 - 五 手洗水容器ハ流出裝置トスヘシ
 - 六 患者治療中ハ可成風、塵ヲ避ケシメ夜間ハ勿論日中ト雖眼ヲ過勞セシメサル様注意スヘシ
 - 七 患者ハ其手指ヲ直接眼ニ觸レシメス且手指、眼部等ハ常ニ清潔ヲ保タシムル様注意スヘシ
 - 八 患者ハ健康者ト識別シ得ヘキ方法ヲ設クヘシ
- 第六條 寄宿舎ニ於テハ左ノ事項ヲ施行スヘシ
- 一 寄宿中ノ患者ハ健康者ト其居室ヲ區別スルコト
 - 二 洗面器手拭寢具等ハ各自ノ専用トシ共同使用ヲ禁スルコト
 - 三 洗面器手拭等ハ毎日寢具ハ一週一回以上日光ニ曝露乾燥セシムルコト
 - 四 室内ハ毎日濕布シ窓戸ヲ開放シ乾燥セシメ清潔ヲ保ツコト
 - 五 便所手洗水容器ニハ流出裝置ヲ施シ手拭ノ共用ヲ禁スルコト
 - 六 患者ノ治療ヲ督勵スルコト
 - 七 浴槽ハ患者用ノモノヲ別ニスルカ又ハ健康者ヲ先ニシ患者ヲ後ニシ以テ混浴ヲ避クヘキコト
 - 八 新ニ入舎セントスル者若クハ久シク舎外ニ在リテ歸舎シタル者ニハ檢眼ヲ行ヒ若シトラホーム患者ナルトキハ前數號ニ依リ處置シ或ハ傳染ノ危険著大ナリト認ムルトキハ入舎ヲ停止シ若クハ之ヲ隔離スルコト
- 第七條 學校以外ニ於ケル各生徒兒童自衛ノ心得ハ學校長ニ於テ便宜ノ方法ヲ以テ常ニ訓諭スヘシ
- 第八條 學校長ハ時々父兄談話會ヲ開キトラホーム豫防ニ關スル談話ヲ爲スヘシ
- 第九條 市町村ニ於テハ生徒兒童患者ニ對シ無料若クハ低廉ナル費用ヲ以テ治療シ得ラル、様適當ノ方法ヲ設クヘシ

シ

前項ノ方法ヲ設ケタルトキハ市町村ハ直ニ知事ニ報告スヘシ其方法ヲ變更シタルトキハ亦同シ

第十條 學校長ハ第一條ノ檢眼ヲ行ヒタル成績ヲ結了後二週間以内ニ第三號様式ニ依リ中等學校（附屬ノ學校ヲ含

ム以下同シ）ニ在リテハ知事ニ、市ノ學校ニアリテハ市長、町村ノ學校ニ在リテハ町村長ヲ經由シ知事（支

第十一條 學校長ハ學年中ノ患者表ヲ第四號様式ニ依リ翌年五月末日迄ニ中等學校ニ在リテハ知事ニ、市ノ學校ニ在

リテハ市長ニ、町村ノ學校ニ在リテハ町村長ヲ經由シ知事（支廳長管轄區域内ニ在リテハ支廳長）ニ報告ス

第十二條 支廳長市長ニ於テ前二條ノ報告ヲ受ケタルトキハ各集計表ヲ調製シ第十條ノ報告ニ付テハ第一回（四月）ノ

分ヲ五月末日迄ニ、第二回（十月）ノ分ヲ十一月末日迄ニ、前項ノ報告ニ付テハ六月末日迄ニ知事ニ報告ス

第十三條 土地ノ狀況ニヨリ第九條ノ治療ヲ爲サシムルコト能ハスト認ムル場合ハ市町村長ハ（支廳長管轄區域内ニ

在リテハ支廳長ヲ經由シ）其事情ヲ詳具シテ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十四條 本規程ニ依ル「トラホーム」分類標準ヲ左ノ通り定ム

「トラホーム」檢診分類標準

重症 輕症 疑似症

重症

一 結膜ニ汎ク顆粒簇生スルモノ、顆粒ノ發生ト共ニ乳嘴ノ増殖著シキモノ又ハ炎症高度ニシテ分泌旺盛ナルモノ

二 「トラホーム」性バンスヲ起シ其進行中ノモノ

輕症

一 顆粒ノ發生乳嘴ノ増殖等「トラホーム」性病變カ驗結膜ノ内外、背部半月狀皺襞又ハ穹窿部ニ限局スルモノ

二 結膜ニ於ケル病變輕度ニシテ分泌少キモノ

疑似症

一 「トラホーム」ニ類似スル病狀アルモ直ニ「トラホーム」ト診定シ難キモノ

二 結膜ニ「トラホーム」經過ノ疑アル病症アリテ炎症ヲ伴フモノ

第十五條 學校職員等ノトラホーム豫防ニ關シテハ本規程ニ準シ學校長ニ於テ定ムルコトヲ得

附 則

明治四十四年三月訓令甲第二十一號ハ之ヲ廢止ス

第一號様式

トラホーム患者ノ名簿

年 月 檢 診

檢 診 醫 氏 名

番 號	症 別	治 療 開 始 日	全 治 年 月 日	患 者 氏 名	住 所	家 計 主 業	考

備考

- 一 症別欄ニハ重、輕、疑ト記入スヘシ
 - 一 結膜炎患者モ統計作製ノ便宜上此名簿ニ登録スヘシ
 - 一 備考欄ニハ患者ノ移動又ハ戒告注意必要ナル事項ヲ記入スヘシ
 - 一 此名簿ハ各級別ニ作製シ第何學級トラホーム患者ト表記スヘシ
- 第二號様式 (洋紙) (大サ注意)

治療票

第 號	症 病		名氏	所 住		ト ラ ホ ー ム 治 療 票	郡 市 村 町 大 字	保 護 者	學 校 名
	年 學	業 家	齡 年	診 檢					
附 交	治 療	結 果	開 始	醫 時	醫	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		醫師印							保護者印

注意事項

- 一 此票ハ失ハサルヤウ大切ニスヘシ
- 一 トラホームハ早ク治療スレハ全快スルコト確ナリ

治療

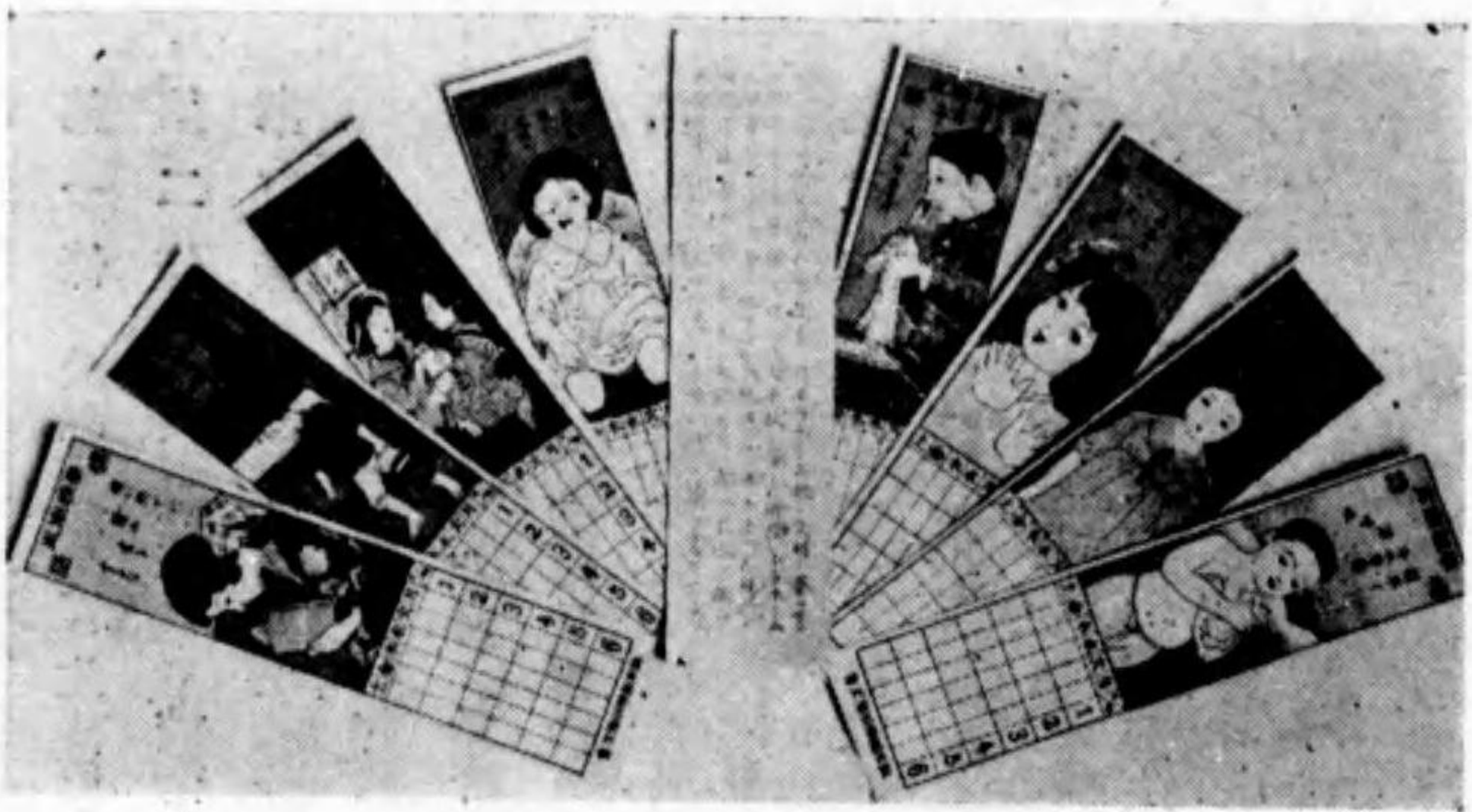
日		治					療					日					
一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

- 此ノ票ヲ貰ヘル人ハ直ニ治療スヘシ
- 一 治療ヲ受クトモ間ヲ休マハ其ノ甲斐ナシ毎日必ス治療ヲ續ケ其度毎ニ此ノ票ノ治療月日ノ欄ニ認印ヲ乞フヘシ全治マテニハ割合ニ日數ノカ、ルモノナリ何時モ忍耐カ必要ナリ
 - 一 トラホームハ病人ノ眼脂ニヨリテ傳染スルモノナリ、サレハ手拭ハンカチーフ等ハ決シテ他ノ人ト貸借スヘカラス之等ノモノ及ヒ自分ノ眼ニ觸レシ手ナトハ必ス清潔ニスヘシ
 - 一 眼脂ヲ拭フニハ清潔ナル晒布片又ハ綿ヲ用ヒ使用後ハ燒却又ハ消毒スヘシ
 - 一 トラホームハ學校ヨリモ自分ノ家ニテ傳染スルコト多シ自宅ニテノ注意最モ必要ナリ
 - 一 トラホームハ不潔ナル所太陽ノ光線不充分ナル所或ハ空氣ノ流通悪キ所ニテ傳染シ身邊ヲ清潔ニ保ツコトヲ忘ルヘカラス
- 全治セハ主治醫ノ認印ヲ受ケテ交附者ニ返スヘシ

高等科	尋常科	學年		計	増		減		結果										
		始	終		計	其他	計	其他											
		檢診人員	患者數	全	治	其	他	計	新	患	其	他	計	學	年	末	増	減	果

備考

- 一 本表ハ一學年間ノ患者一覽表ニシテ翌年四月檢診後作製スルモノトス
 - 一 學年末欄ニハ本表作製當年ニ於ケル新入生ヲ含マス
 - 一 前學年度ノ最高學年生徒ハ本作製時ニハ既ニ卒業シテ在籍セサルヲ以テ該學年ノ患者ニシテ卒業迄ニ全治セサリシモノヲ學年末ト見做シ其學年生徒ヲ以テ學年末檢査人員ト見做スヘシ
 - 一 減少欄中ノ「全治」ニハ前年四月檢診後次年四月檢診迄ノ間ニ全治シタル患者ヲ總括シ「其他」ニハ例ヘハ患者ニシテ他校ヨリ轉入シタル如キモノヲ含ム
 - 一 結果欄ニ於ケル増又ハ減ハ學年始及學年末患者數間ノ差ヲ記入スルモノニシテ増數ハ朱記スヘシ
- なほ縣當局は衛生思想の普及及衛生的訓練は少年時代より知らず識らずの裡に生活化することをもつて根本的方法と考へ、意匠を凝らした美しい色刷のカードを全縣下の小學校兒童に配布するなどのことも行つた。兒童に於ては説教式の教育よりも相當効果を擧げたやうである。
- 右カードに於ける標語を参考のため次に掲げて置かう。
- 一 ひとりの衛生はみんなの衛生
 - 二 朝早く冷水摩擦深呼吸
 - 三 健康は正しき姿勢に始まる
 - 四 指は病毒の配達者
 - 五 髪と手は洗へ爪とれ口ゆすげ
 - 六 トラホーム眼も文明も曇らせる
 - 七 手拭を貸した御禮にトラホーム
 - 八 紙屑痰唾きまつた場所に
 - 九 窓あけ塵とれ水を撒け
 - 十 暗い所で読み書きするな



學 校 衛 生 カ ー ド

○文部省は大正十二年學校衛生主事會議に諮問して學校看護婦職務規程の答申を得てゐる。次いで文部省訓令を以て其の設置を獎勵し且學校看護婦採用上の標準、業務實行上の要項及學校に備ふべき必要なる簿冊等を示して兒童養護の徹底を圖り學校衛生の實績を擧ぐるに力めた。

本縣に於ては之に依り昭和三年一月縣訓令を以て本規程を設けたが事實は文部省訓令發布以前に既に學校看護婦を設置し本規程内容と大同小異の實動をなしてゐた譯である。即ち熊本市及山鹿町の如き夫れである。

左に其規程を掲ぐ

○ 學校看護婦設置並職務及服務ニ關スル規程

- 第一條 公私立學校ニ生徒兒童保健ノ爲學校看護婦（學校衛生助手ヲ含ム以下同シ）ヲ置クコトヲ得
- 第二條 學校看護婦ハ學校衛生ニ關スル職務ニ従事ス
- 第三條 學校看護婦ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ナルコトヲ要ス
 - 一 看護婦ノ免許狀ヲ有スル者
 - 二 准看護婦ノ免許狀ヲ有スル者
 - 三 看護學ヲ修得シタルモノニシテ適當ト認メタル者
- 第四條 學校看護婦ノ囑託及解囑ハ學校管理者又ハ設立者ニ於テ學校長並學校醫ト協議ノ上之ヲ行フ
知事ハ必要アルトキハ學校管理者又ハ設立者ニ命ジテ學校看護婦ヲ解屬セシムルコトアルヘシ
- 第五條 學校看護婦ハ學校長ノ統督ノ下ニ學校醫及學校齒科醫ノ指示ヲ受ケ學校衛生ノ事務ニ従事スヘシ
- 第六條 學校看護婦ノ服務ニ關シテハ小學校教員ノ例ニ依ル
- 第七條 學校看護婦ノ擔任スヘキ職務ノ概目左ノ如シ
 - 一 生徒兒童ノ衛生的監察及指揮
 - 二 疾病傷痍又ハ虛弱兒童ノ家庭巡視指導
 - 三 學校内ニ於ケル簡單ナル傷痍疾病ノ手當
 - 四 學校傳染病豫防處置
 - 五 校外教授、遠足、修學旅行、休暇聚落、水泳、海水浴等ノ衛生事項
 - 六 体操其他ノ學科ノ輕減又ハ欠課ヲ要スルモノ、注意

- 七 身体、被服、携帶品等ノ清潔検査及指導
- 八 校内視察
- 九 學校給食及中食ニ對スル注意

一〇 其他必要ナル事項

第八條 學校看護婦ハ職務ニ必要ナル左記簿表ヲ備ヘ付ヘシ

- 一 疾病事故手當簿
- 二 清潔検査簿
- 三 校内視察簿
- 四 家庭訪問録
- 五 執務日誌
- 六 其他

- 第九條 學校看護婦ハ毎月末前條ノ簿表ニツキ學校長及學校醫及學校齒科醫ノ檢閲ヲ受クヘシ
- 第十條 本規程施行ニ關シテ必要ナル細則ハ學校長之ヲ定ムルコトヲ得
- 第十一條 學校看護婦ニハ手當ヲ給ス
- 第十二條 學校看護婦ヲ囑託シタルトキハ別記第一號様式ニヨリ、解囑シタルトキハ第二號様式ニヨリ遲滯ナク知事ニ報告スヘシ

其手當ヲ變更シタルトキ亦同シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

囑託校名	看護婦免許状ヲ得タル年月 日及地方廳	囑託年月日	手當額	住 所	氏 名	生年月日
------	-----------------------	-------	-----	-----	-----	------

第二號様式

解囑校名	解 囑 ノ 事 由	解 囑 年 月 日	氏 名
------	-----------	-----------	-----

二 學校衛生上本縣の施設

- 1 學校衛生室の設備 縣に於ては校舎の改築増築模様替等の場合には其の設計書を通して學校衛生室の有無を確め認可を與ふることになり居るため縣内各小學校に於ては殆んど其設備完成して居る。殊に中等學校の分は全部整つてゐる。
- 2 講習會 斯道の第一人者を招聘して學校長、管理者、學校醫、衛生主任及學校看護婦に二分し毎年二回宛に開催し、學校衛生の普及徹底に努め既に其受講人員千數百名に達してゐる。
- 3 講習會 毎年數回大家に依頼して市及郡部に開催して一般民衆に對し學校衛生の理解及思想の啓培に努めた。

4 視察會 從來本縣主催小學校指定視察會の結果學校衛生の普及改善に多大の効果を收めたが、更に一般の徹底を期するため全縣下の學校醫並に其郡市の學校長を召集し指定學校につき設備一般、施設の狀況、教授衛生特に衛生教材の取扱につき實地に教授せしめ研究討議を遂げ其進展に資すべく昭和三年度に於て計畫を立て全四年度より實施した。

5 本縣衛生會の活動

- イ 講習會、講演會の開催 斯道の權威者につき學校醫及關係者につき開催し又縣下各郡に活動寫眞を携帶して一般の理解に貢献した。
- ロ 寄生蟲検査補助 郡か選定した學校に補助を與へ寄生蟲検査を實施した。
- ハ 教室の細菌塵埃調査 縣下小學校につき最も清潔整頓の行届き居る學校及其反對の不潔不整頓で「トラホーム」患者多き學校を指定して検査を行ひ各郡市につき調査し學校衛生改善上の参考にした。
- ニ 縣外視察員の派遣 探長補短の實を擧ぐべく毎年縣下學校醫及關係者を他府縣に派遣して視察せしめた。

三 諸 規 程

1 學校齒科醫設置及職務に關する規程 本項に關しては大正十四年三月熊本縣齒科醫師會長より學校齒科衛生上左の二項につき知事に對して希望を申出た。

- 一 兒童ノ身体検査中齒牙ノ検査ハ齒科醫ニ囑託シ之カ適當ナル處置ヲ取ラシムルコト

二 學校ニ洗口所ヲ設置シ含嗽及齒ブラシ使用ニ便宜ヲ受クルコトノ設備ニ努メラレンコトヲ
右は目下學童の口腔衛生上必須の事項であるからである。

然るに縣は全年六月に至り口腔衛生に關し學生生徒兒童の口腔検査及之に關する講演等を施行し之が
普及徹底を期せしむる様通牒を發してゐる。

而して昭和三年一月縣訓令を以て本規程を定められたが現在に於て未だ公式に手續を了し學校齒科醫
を設置せし學校はない様である、然し熱心なる齒科醫ありて自發的に學童の口腔衛生又は齒牙の検査に
貢獻努力して既に相當の効果を收めつゝある學校も市内及郡部に多少ある様である。本規程の施設は學
校衛生上今後大に努むべき必要事である。左に其規程を示さう。

學校齒科醫設置並職務ニ關スル規程

- 第一條 公立學校ニ學校齒科醫ヲ置クコトヲ得
- 第二條 學校齒科醫ハ齒科醫師法ニ依ル齒科醫師タルヘシ
- 第三條 學校齒科醫ノ囑託及解囑ハ學校管理者又ハ設立者ニ於テ學校長並學校醫ト協議ノ上之ヲ行フ
知事ハ必要アルトキハ學校管理者又ハ設立者ニ命シテ學校齒科醫ヲ解囑セシムル事アルヘシ
- 第四條 學校齒科醫ハ學校醫ト協力シテ生徒兒童ノ齒牙衛生ニ關スル事務ニ從事スヘシ
- 第五條 學校齒科醫ニハ手當ヲ給ス
- 第六條 學校齒科醫ニハ旅費ヲ支給スルコトヲ得
旅費ヲ支給スルトキハ學校醫出張手當ノ標準ニ準スルモノトス

第七條 學校齒科醫ヲ囑託シタルトキハ別記第一號様式ニヨリ解囑シタルトキハ第二號様式ニヨリ遲滯ナク知事ニ
報告スベシ

手當金額ヲ變更セルトキ亦同シ
附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

囑託校名	齒科醫師免許ヲ得タル理由	囑託年月日	手當額	住 所	氏 名	生年月日

第二號様式

解囑校名	解 囑 ノ 事 由	解 囑 年 月 日	氏 名

2 學校教員等身体検査規程

學校衛生の改善を期し生徒兒童の体力を増進するは教育上喫緊の要務である。又學校職員の健康を保
持し傳染性疾患を豫防撲滅するは、獨り教育の實績に直接の影響あるのみならず學校衛生の實を擧げ、
生徒兒童の保健を完ふする上に密接の關係を有するものであるから今後學校職員の身体検査を行ひ、學

校衛生の改善並に職員保健の實を擧ぐる爲め、縣訓令を以て左の規程を定められたのである。

學校職員等身體検査規程

- 第一條 學校職員等ノ身體検査ヲ分チテ定期身體検査及ヒ臨時身體検査ノ二種トス
- 第二條 定期身體検査ハ毎年四月及ヒ十月當該學校醫之ヲ行フ 但シ止ムヲ得サル場合ハ五月及十一月ニ於テ之ヲ施行スルコトヲ得學校醫ナキ場合又ハ學校醫ニ於テ身體検査ヲ行ヒ難キ事情アルトキハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第三條 臨時身體検査ハ必要ニ應シ學校衛生技師若ハ學校醫又ハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ施行セシム
- 第四條 身體検査ハ別記第一號様式ニ掲クル事項ニツキ之ヲ施行スヘシ
- 第五條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ
 - 一 体格ハ甲、乙、丙ノ三等ニ區別スヘシ
 - 二 視力及屈折狀態ハ兩眼ニ就キテ各別ニ検査スヘシ
 - 三 眼疾ハ主トシテ傳染性眼疾ニ就キテ検査スヘシ
 - 四 色神ハ其異常アルモノニ就キ色盲、色弱ヲ區別スヘシ
 - 五 聽力ハ其障害ノ有無ヲ検査スヘシ
 - 六 呼吸器管ニ對シテハ特ニ嚴密ナル檢診ヲナスヘシ
 - 七 其他ノ疾病異狀ハ生徒兒童衛生上注意スヘキ傳染病疾病ニツキ檢診ヲナスヘシ 但臨時身體検査ハ前條各號ノ一部ヲ省略スルコトヲ得
- 第六條 定期身體検査ヲ施行シタルトキハ左ノ手續ヲ爲スヘシ
 - 一 第一號様式身體検査票ハ同時ニ二通ヲ調製シ其一葉ハ検査項目中ノ「呼吸器ノ狀況」欄ヲ記載セスシテ

之ヲ學校ニ殘シ他ノ一葉ハ全検査項目ヲ詳記シ検査醫ヨリ直接親展ヲ以テ知事（支廳長管轄區域内ニアリテハ支廳長、市ニアリテハ市長以下同シ）ニ報告スヘシ

二 身體検査施行後第二號様式ノ統計表ヲ調製シ毎年五月、十一月（五月、十一月施行ノ分ハ其翌月以下同シ）各十日限り知事ニ報告スヘシ

支廳長及市長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ五月、十一月末迄ニ知事ニ報告スヘシ

第七條 臨時身體検査施行ニ當リテモ前條ニ準シタル手續ヲナサシムルコトアルヘシ

第八條 事故ノ爲身體検査ヲ闕キタルモノアルトキハ其事故ノ止ミタル時直チニ身體検査ヲ行ヒ第六條ニ準シ報告スヘシ

第九條 學校使丁炊夫等ハ職員ノ身體検査ニ準シ検査ヲ行ヒ傳染性疾患アルモノハ相當處置スヘシ

第一號様式

學校職員身體検査票

學校名 職 氏 名 年月日生

胸圍	體重	身長	營養	体格
呼吸器ノ狀況				
病名	視診上	打診上	聽診上	體溫

眼疾	
視力	
聴力	
色神	
症現及症往既	

昭和 年 月 日 検査

検査醫 氏 名 ①

第二號様式

學校職員身体検査統計表

學 校 名

平均年齢	格				平均身長	平均体重	平均胸圍	眼		視力	聴力	色神	疾病	検査員
	強健	中等	薄弱	休				ト ホ ム	疾					
男	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女

備考 メートル法ニ依リ記入スヘシ

3 其他 兒童生徒及學生の近視豫防に關し本省訓令に基づき大正九年七月縣訓令が發布せられた之は常に學習上の障害となるのみならず他日社會に出て、活動する場合其の能率に影響する處多大である。然るに之を當時の壯丁検査の結果について見るに、近視のため不合格となるもの累年増加しつつあるは國家のため輕視すべからざる問題である。

近視は其原因多々あるけれども學校教育に因りて誘發し若くは増悪することが尠くない。併し平生周到なる注意と適當なる措置とを以てすれば之を未前に防止することは必しも難事ではないので、其の任に當る者は學習及作業の際若くは遺傳素質に關する場合等家庭と連絡を保ち豫防及矯正の實を擧ぐる様詳細に示された。

學校清潔方法は明治三十年本省訓令を承けて縣訓令として示されてゐたが、大正十五年に至り文部省訓令を以て舊訓令を廢止し新に示されたので本縣に於ても昭和二年二月更に訓令を發して日常清潔方法定期清潔方法臨時清潔方法の三つに分ちて指示すると同時に舊令を廢せられたのである。

大正十五年五月には例規として學校衛生主要事務月別豫定表を指示せられた。學校衛生の振興につきては日常教育事務に於ける諸注意の外寒暑の季節及學期の如何等に依り活動を要する事が尠くない。其の取扱ふ衛生行事の如きも各學校當事者の充分なる準備計畫の下に施行する事が一層有効の結果を得る所以である。

左に其月別豫定表を示せば

學校衛生主要事務月別豫定表

四 月

- 一 生徒兒童定期身体検査ノ件 (文部省令第十六號)
- 一 生徒ノトラホーム検査治療ノ件 (文部省訓令甲第二二號)
- 一 縣訓令甲第九號

- 一 設備衛生ニ關スル件
例 教室ニ對スル注意、机腰掛ノ注意、日常清潔法ノ指導 (勅令第三三四號 文部省令第
一號 大正十年文部次官通牒)
- 一 結核豫防デ一ニ關スル件
- 五月
一 職員(使丁ヲ含ム)定期身体検査ノ件 (學第七九六號通牒)
一 生徒及兒童ノ種痘ノ調査及施行ノ件 (法律第三五號 明治四
三年普通學務局長通牒)
一 疾病異常生徒兒童ノ養護ニ關スル件
例 体操免除、就學猶豫ノ診定、一般疾病異狀治療勸告
- 六月
一 梅雨期ノ衛生ニ關スル件
例 身体及衣服ノ清潔、飲食物ノ注意ニ關スル講話又ハ實地指導
一 學校醫ノ異動報告ノ件
一 學校傳染病豫防ニ關スル件 (文部省令第一八條)
例 傳染病豫防講話豫防注射等
- 七月
一 トラホーム治療成績調査並ニ治療督勵ノ件 (文部省訓令甲二二
號 縣訓令甲九號)
一 夏季体育施設參加生徒兒童ノ診查ノ件 (學第二五〇五號縣通牒)
例 休暇聚落收容者選定、水泳會參加者診查等
一 夏季衛生ニ關スル件

- 一 例 夏季休暇中ノ衛生心得、講話用印刷物ノ選定配布等
一 定期清潔方法ニ關スル件 (文部省令第一號)
例 消毒方法指導等
- 八月
一 例 夏季体育施設ノ指導養護ノ件 (學第二五〇五號通牒)
例 休暇聚落、水泳會、登山會、早起會、体育會等ノ指導救護等
一 一般疾病異常ノ治療督勵ノ件
例 トラホーム治療督勵、傳染性皮膚病其他慢性疾患ノ治療督勵
- 九月
一 疾病異常生徒兒童ノ檢診並養護ニ關スル件
例 脊柱彎曲、注意ヲ要スル疾病ノ再診寄生虫ノ檢査驅除等
- 十月
一 トラホーム定期検査並治療督勵ノ件
一 体育運動ニ關スル件
例 疾病異常、虚弱者ノ運動制限、免除禁止、運動會ノ傷病者應急手當等
- 十一月
一 体育デ一ニ關スル件 (大正十二年文部
省通牒 縣通牒)
例 体育運動競技、講話、清潔方法
一 冬季頻發疾病豫防並養護ニ關スル件

例 凍傷豫防並ニ治療法指導流行性感胃豫防注射等

十二月

一 一般設備衛生ニ關スル件

例 運動場ノ手入煖房装置ノ注意換氣法ノ指導

一月

一 トラホーム治療成績調査並治療督勵ノ件 (省訓令甲第二一號) (縣訓令甲第九號)

一 新就學兒童身体検査ノ件 (勅令第三四四號)

例 就學猶豫又ハ免除者診定、疾病異常者治療勸告、種痘濟否ノ検査等

二月

一 教授衛生ニ關スル件

例 採光換氣學習姿勢疲勞等ニ關スル注意等

一 特別生徒兒童ノ醫學的検査並養護法指導ニ關スル件

例 内科的検査、眼、耳、鼻、咽喉科検査治療勸告取扱法指導等

三月

一 教職員ノ健康診断ノ件 (學第七六九號通牒)

一 結核豫防ニ關スル件 (内務令第一號縣訓令第一號 明治四十年訓令)

例 身体清潔整容(衣服、爪、頭髮)検査、齒磨練習指導

一 一般攝生、鍛練法、飲酒喫煙ノ害ニ關スル講話等

尙本期に於て九州沖繩各縣學校衛生主事會議を本縣に於て誕生せしめたることは一面學校衛生の振興

と相俟ちて本縣當局の力に依る所蓋し大なることを感謝しなければならぬ。

四 体育の状況

1 体育運動の奨励 前期より學校衛生と体育と相俟ちて其振興に努め、而も体操科教授の改善に意を用ひたが、漸次遊戯競技に及び學校の實際に普及せしのみならず一般民衆に迄行はれたが、本期の末期頃は學校の内外を問はず体育熱著しく勃興し、國民の間に廣く其普及を見る程になつたのは學校教育並に社會教育上誠に慶ぶべき事である。

然るに之を各國の事例に徴し我國の實情に照すときは將來尙一層其改善と進歩とを促し普く國民をして斷へず体育運動を合理的に實施せしめ、以て國民の精神的並身体的訓練を完うし、其品性並体位を向上せしむることは極めて緊要の事である。而して世間動もすれば体育運動は一部愛好者の専有に任せ或は運動競技に於て徒に勝敗に捉はれ尙ぶべき運動精神を閑却する様な弊がないでもないが、斯くの如きは体育運動の目的に副はざるものであつて、健全なる國民体育の普及發達上甚だ遺憾の事である。

故に本縣に於ては文部省訓令の主旨に基き、大正十五年六月左記体育運動に關する事項を明示し、我が國情に應じ地方の實情に適せる体育運動の普及發展に資すべき様訓令せられた。

体育運動ニ關スル事項

体育運動指導ノ任ニ當ル者ハ左記各項ニ留意シ適切ナル指導ヲ爲スコト

- 一 常ニ体育運動ノ目的、技術、衛生的注意等ニ付キ正シキ知識ヲ授ケ且廣ク体育運動思想ノ普及ヲ圖ルコト
- 二 体育運動ヲ行フニ當リテハ運動精神ノ發揚ヲ圖リテ徳性ノ涵養ニカメ且身体ノ修練ヲ重ンスルコト

- 三 体育運動ハ一部少数者ニ限ルコトナク普ク之ニ與カラシメ且一時的ニ過度ニ陥ルコトナク斷エス正シク之カ習慣ノ養成ニカムルコト
- 四 体育運動ノ種目(体操、遊戯、競技、劍道、柔道、水泳、乗馬、相撲、登山、遠足等)並其實施程度ハ運動ヲ行フ者ノ年齢、環境、土地ノ事情季節等ヲ顧慮シ適當ニ之ヲ定ムルコト
- 五 女子ノ体育運動ニ關シテハ特ニ其精神的特徴ニ適合運動ノ種目及實施方法ヲ選定シ且運動時ノ態度、服裝等ニ注意スルコト
- 六 身体虛弱者ノ体育運動ニ關シテハ體質、体力、氣力其他ノ心身ノ状態を顧慮シテ適當ナル運動ノ種目及實施方法ヲ選定シ且運動ノ限定、休養其他ノ衛生的養護ニ注意スルコト
- 七 運動ヲ行フ場所、運動用具、救急設備等ニ注意シ運動ニ因ル傷害ノ豫防ヲ怠ラサルコト

運動選手及運動競技會ニ關スル事項

- 運動選手ノ選定、對抗競技會、選手權競技會及之ニ類スル競技會ノ開催、管理等ニ關シテハ學校長、團體又ハ競技會ノ管理者等ハ左記各項ニ留意シ適當ナル措置ヲ爲スコト
- 一 運動選手ハ身体強壯ニシテ操行正シク學業又ハ業務ニ忠實ナルヘキコト
- 二 運動選手ハ強要スルカ如キ方法ヲ以テ之ヲ選定セサルコト
- 三 學校又ハ團體ノ選手ノ選定及競技會參加ニ關シテハ其學校長又ハ管理者ノ承認ヲ經ヘキコト
- 四 運動選手ハ運動精神ヲ重シ其行動ハ公明正大ニシテ競技ノ勝敗ノミニ捉ハレザルコト
- 五 學校及學校生徒兒童ヲ以テ組織スル團體ノ競技會開催ニ付テハ當該學校長ノ承認ヲ經ヘキコト
- 六 体育運動團體其ノ他各種團體ノ競技會開催ニ付テハ出來得ル限り教育關係者ト聯絡ヲ採リ競技會ノ計畫實施等ヲ教育的ナラシムルコト

- (七) 學校團體等ノ競技會開催ニ付テハ五ニ聯絡ヲ採リ同一選手ノ參加スヘキ競技會ヲ數次重複セシメザルコト
- (八) 競技會ノ開催ニ關シテハ開催ノ時期、日數、參加地域等ヲ顧慮シ選手應援者等ヲシテ學業又ハ業務ニ支障ヲ來サシメズ且多額ノ參加費用ヲ要セザラシムルコト
- (九) 競技會ノ實施ニ當リテハ其管理者、役員選手應援者參觀者等ハ各職分ヲ守リ其責ニ任シテ競技ノ遂行上遺憾ナキヲ期スルコト

三 体育運動團體ニ關スル事項

學校及團體ノ關係者ハ体育運動團體ノ組織並管理ニ關シ左記各項ニ留意シ其健全ナル發達ヲ圖ルコト

- (一) 學校ニ於ケル体育運動ニ關スル團體ヲ組織スル場合ハ學校長ニ於テ之カ管理ニ當ルコト
 - (二) 學校ニ於ケル体育運動團體ハ成ルヘク學校間ニ於テ聯絡ヲ保ツコト
 - (三) 學校以外ノ体育運動團體ハ其管理ニ關シ成ルヘク教育關係者ト聯絡ヲ採リ事業ノ達成ニカムルコト
- 大正十五年六月二十五日
熊本縣知事 佐 竹 義 文

體は或程度までは改造されるか

熊本縣學校衛生技師 土 井 壽 正

學校衛生及學校体育は久しき以前より其必要を感じ唱導し奨励せられたる爲め其効果も甚だしく舉がり最近十ヶ年間に於ける學生生徒兒童の体育は著しく向上發達せることは累年の統計が明に示す所なるが、一度社會に出んか學校時代の体育を夢の如くして顧みる者少く爲めに健康を害する者多くて斯くは將來の國民保健の上に一大危惧を與ふべし之れ一つは社會の繁務に追はれし結果にもよるべけれど多くは体育の眞價値を理解せざるに起因するものな



今朝洞氏像

に非らず程度種目分量を適當に對的して永續すべきものなることは明なることなり。斯くの如きことは特に青年及一般民衆の間に了解せしめて体育の意義あらしむべきことなりとす。体育の効果を今更めて述ぶる必要なことなれども体育運動を實施するに方りて常に効果のみに眩惑せず不合理なる方法を却けて弊害を招來せざる様に先づ自己の体格を慎重に考慮し自發的に合理的方法を選ぶことは最も必要なことなるべし斯くして進まば例へ生來の虚弱なる體軀も頑強なる體軀の持主となることは決して難事と云ふべからず予は在職中、民衆体育家として特に自己の身体に立脚して其身体を改造する目的を以て生來最も虚弱にて醫師より死の宣告を受けし身にて獨特の体操法を創案し強健なる加之偉大なる挿入寫眞の如き體軀を捷ち得たる本縣出身の今朝洞規短雄氏を紹介して多くの体育運動家、青年男女、一般民衆の一顧を煩はすことを得たることは余の一大痛快事とするところなり。

2 明治神宮競技學生生徒兒童の参加に關する通牒 歐洲大戰後國民思想の善導精神作興上重視し來

つた武道と共に体育熱勃興し、一般に普及せし運動競技は當局の獎勵指導に依りて益々發達し、大正十三年に至り明治神宮外苑に於ける全國的の綜合競技會が創設せられ、又學校新聞社等の主催に依り全國的に地方的に其覇を争ひ更に一段の進歩と普及を助けた。

然るに明治神宮競技會は最初内務省に依りて主催せられ、次いで文部省の主管となつた。大正十五年十月に至り文部省の通牒に依り左の通り變更せられたる旨縣は移牒した。

- 一 爾今明治神宮競技大會は民間團體たる明治神宮体育會に於て開催すること
- 一 學生生徒兒童の参加する競技は七月三十日を中心として隔年一回之を行ふこと
- 一 其他學生生徒兒童以外のもの、参加する競技は十一月三日を中心として毎年一回之を行ふこと
- 一 本年に限り前二項を合せて十一月三日を中心として之を行ふこと

更に昭和二年九月文部省の通牒に基き縣が移牒した主旨について見るに、當時運動競技の隆興と各種の運動競技會の多く開催せらるゝに至りたるは國民体育の振興上効果多く之れか健全なる發達を促すは意義ある事なれども、動もすれば之に伴ふ弊害を貽すことを憂へ、曩に發した大正十五年文部省訓令第三號並全年本縣訓令第廿六號体育運動の振興に關する旨趣に據り萬全を期する様注意を與へ、尙全國的の綜合競技會に於ける學生生徒兒童の参加に關しては自今左記に依り教育上支障なき場合に限り出場せしめ、又明治神宮体育大會は十一月三日を最終日として毎二年に一回開催することゝなつた。

- 一 學生生徒の参加する全國的の綜合競技會は二年以上に一回開催するものたること

一 中等學校以下生徒兒童は前項の競技會に参加せしめざることを但開催地附近の學校にありては之の限りにあらざること

隨つて前出大正十五年十月明治神宮競技學生生徒兒童の参加に關する通牒は自然廢止せられた。

斯くの如く學生生徒兒童の全國的綜合競技大會参加に當局が漸次制限を加へたるは、多分經費の關係や勉強上の都合を考量しての事であらう。

3 全國體育デーの設定 昭和二年十月六日文部省は全國體育デーを設くる旨を通牒し、全年十月十八日縣は之に依り移牒した。其主旨とする所は一層體育に關する思想並實施の普及徹底を期するため左記要項に依り適切なる措置を講し目的の貫徹に努め、實施後に於て施設の主催者、期日、實施事項、参加人員其他特に參考となるへる事項を例年通告せしむることにした。

全國體育デー實施要項

- 一 體育ノ普及ヲ圖ル爲全國體育デーヲ設ク
- 二 全國體育デーハ毎年十一月三日全國一齊ニ之ヲ行フモノトス
土地ノ情況ニヨリ各地方ニ於テハ二日乃至三日間連續シテ之ヲ行フコトアルヘシ
- 三 全國體育デーハ市町村、學校其他各種ノ團體ニ於テ主催スルヲ便トス
- 四 實施ニ際シテハ豫メ左ノ準備ヲ行フ
 - イ 各種ノ良法ニヨリ豫メ全國體育デーノ趣旨ヲ周知セシムルコト
 - ロ 全國體育デーノ行事日程ヲ作製スルコト

五 實施事項ハ大要左ノ項目ニツキ適宜之ヲ行フモノトス

- イ 運動會、競技會、競技檢査、遠足、登山其他適當ナル體育運動ヲ行フコト
- ロ 體育事業表彰、健康表彰等ヲナスコト
- ハ 體育ニ關スル講演講話等ヲ行フコト
- ニ 體育ニ關スル懇談會等ヲ開クコト
- ホ 體育ニ關スル調査研究ノ發表ヲナスコト
- ヘ 活動寫眞、ポスター、展覽會等ニ依り宣傳ヲナスコト
- ト 衛生訓練、衛生檢査等ヲ行フコト
- チ 建物及戶外ノ清潔方法ヲ行フコト
- リ 公園、遊園、運動場、校庭、社寺境内等ノ利用ヲ獎勵スルコト
- ヌ 全國體育デーノ趣旨宣傳ノ爲メ當日ハ花又ハマーク等社會ノ注目ヲ惹クヘキ物ヲ公衆ニ配付スルコト
- ル 其他體育ニ關スルコト

4 熊本縣小學校体操科設備標準 大正十五年小學校体操要目の改正に伴ひ自然新設を要すべき器械器具等あつて漸次相當設備すべきであるのに、運動競技に偏し學校体操を輕視せし關係か昭和三年十一月縣は通牒を發し視察の結果體育上の諸設備は兒童心身の發育を助長し且つ之を練磨する上に必要缺くべからざるものなるにも拘はらず、最小限度の設備にも達せざるを遺憾とし左記本縣體育科設備標準を定め、之が完備並に利用の方法につき市町村長及學校長に督勵を促した。

○ 熊本縣小學校体操科設備標準

一 運動場

運動場ノ廣サハ衛生的見地ヨリスル時ハ凡ソ兒童一人ニツキ二坪八合ヲ以テ最低限度トナシ体育運動實施上ヨリ見ル時ハ一周二百米ノ圓周走路ト百米ノ直線走路トヲ設ケ得ル土地ノ廣サヲ必要トナス而シテ該土地ハ東西開潤ニシテ排水宜シク且ツ土質ハ石ヲ含マサル砂粘土質ヲ最モ良トス
ナホ運動ニハ芝生樹木等モ適當ニ栽植シテ其風致ヲ添フルト共ニ塵埃ヲ防塵シ一方盛夏時ニオケル日覆ヲツクル事等ニモ留意スルヲ要ス

二 屋内体操場

能フ限り屋内体操場ノ設備ヲナスヘシ 但シ已ヲ得サル場合ハ既設講堂ヲ適當ニ屋内体操場トシテ利用スヘシ新設セントスル講堂ハ体操場ト兼用トナシ運動器具ノ設備天床ノ高サ床張り通風採光等ニモ充分注意スヘシ

三 機械器具

一 必ス設備ヲ要スルモノ

種目	數量	最大限度	普通	最少限度
平均臺		拾臺	八臺	六臺
鐵棒		六間	四間	參間
橫木		二間ノモノ 八割	同 六割	同 四割
助木		六欄ノモノ 五割	同 三割	同 二割

腰掛	六拾個	參拾個	參拾個
跳箱	四臺	參臺	貳臺
バツク	四臺	參臺	貳臺
踏切板	四臺	參臺	貳臺
バネツキ踏切板	貳臺	貳臺	壹臺
マツト	四枚	參枚	貳枚
高跳用具	貳組	壹組	壹組
ハイドル	四拾個	貳拾個	拾五個
スボンツボール投的板	拾個	八個	五個
ヴァレーボール用具	貳組	壹組	壹組
バスケツトボール用具	貳組	壹組	壹組
プレーアラウンド用具	參組	貳組	壹組
フットボール用具	壹組	壹組	壹組

巻尺	貳個	壹個	壹個
ストツプウォッチ	貳個	壹個	壹個
ヴァレーボール	八個	六個	四個
バスケットボール	八個	六個	四個
プレートグラウンドボール	八個	六個	四個
ヴァレーリース用水管	四本一組ノモノ三組	同	壹組

二、成ル可ク設備ヲ要スルモノ

種目	數量	最大限度		普通		最少限度	
		臺	本	臺	本	臺	本
吊棒	拾貳	拾	八	拾	五	拾	五
吊繩	拾貳	拾	八	拾	五	拾	五
斜吊繩	四	四	貳	四	貳	四	貳
楷梯	四	四	貳	四	貳	四	貳
跳下臺	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹

備考

- 一 學級人員ヲ六十名トシテ教授上必要ナル機械器具ノ種目ト數量ヲ標準ヲ示シタルモノナリ
- 二 成ル可ク一學級全員一時ニ使用シ得ル様最大限度ヲ漸次ニ設備スル様ニナスヘシ
- 三 最少限度ノ設備ハ學級人員少キ場合ノ外教授上甚タ不便ナリ
- 四 砂場 砂場ハ体育運動實施上必要ナルモノナレバ必ス設備ヲナスベシ但シ其廣サハ幅三間奥行四間位ヲ適當トナシ構造ハ土地ヲ約一尺内外堀下ケ之ニ地面ト水平ニナルマデ稍粗粒ノ砂又ハ鋸屑等ヲ充滿スヘシ

5 体育主事新設 本期体育の興隆と共に喜ぶべきは昭和三年三月本縣に体育主事の新設である。本期末には一般に体育も普及し大に指導者の必要を痛感する場合本省の諸施設と相俟ちて今後統一的に指導獎勵を加へ本縣の体育をして合理的に進展せしむべきことは最も必要のことである。

6 學校衛生に對する縣の施設と努力點 本期の學校衛生は体育と相俟ちて大に實動の時代であり整備の時代であつて一面諸規程にも相當改善も加へられた。之がために縣は本縣學校衛生會並各郡學校衛生會に小額でも縣費の補助をして其活動を助成した。又其の刷新に與つて力あるは大正十年度より實施せられた縣を中心として三師範各郡市視學を以て組織せられた視察團が毎年各郡二三校宛詳細に亘り實地に視察し研究討議の結果公正に批評し懇切に指導して實績の向上に貢献したることである。

体育の發展振興は昭和三年に体育主事の特設に依り合理的に指導獎勵を加へ向上の過程にある本縣の

体育が、更に一段の進歩と普及を見るは蓋し之からであらう。

斯る情勢よりして昭和三年度に於ては縣は系統的に其發達を圖り、前年度の實情に鑑み教育全般に亘り其努力點を示して縣下一齊に之に依り各學校適切なる計畫を立て實施せしめ、一層成績の向上に努力せしめた。

今學校衛生に關する分を左に掲ぐ。

學校衛生に就きては合理的体育の獎勵をなすことに力め、衛生設備については町村當局と協力の上逐次充實を圖ることとし即ち、

イ 設備衛生、教授衛生、兒童衛生に留意すること

ロ 改正學校体操要目の趣旨貫徹に努むること

ハ 可成衛生婦を設置すること

ニ 學校醫と連絡を執り其活動を促すこと

されば今後尙大に此の重點に向つて消極的の方策を講ずると共に、積極的に諸般の施設をなし學校衛生の振興を期せなければならない。

7 熊本縣體育協會 體育運動獎勵の對象を一般民衆にまで擴充して、熊本縣下に於ける体育の健全なる發達を企圖すると云ふ目的の下に昭和三年五月熊本縣體育協會が組織された。體力増進の上から見て喜ぶべき事象である。同會の内容は其規程に悉くしてゐるので全文を採録する。

熊本縣體育協會規定

第一章 目的

第一條 本會ハ熊本體育協會ト稱ス

第二條 本會ハ熊本縣下ニ於ケル体育ノ健全ナル發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前後ノ目的ヲ達スルタメ在ノ事業ヲ行フ

一 體育運動ノ指導獎勵

二 體育運動競技會ノ開催

三 體育ニ關スル講習會講演會ノ開催

四 體育ニ關スル調査研究

五 其他必要ト認メタル事項

第四條 本會ノ事務所ハ熊本縣廳學務課ニ置ク

第二章 組織

第五條 本會ハ縣下各中等學校、郡市教育會、縣聯合青年團、處女會並ニ本會ノ趣旨ニ翼賛シタル各種團體ヲ以テ組織ス

各種團體ノ加入ニ付テハ評議員ノ決議ニヨル

第六條 本會ノ趣旨ニ翼賛シタル者ハ贊助會員トス贊助會員ハ分チテ左ノ三種トス

一 通常贊助會員 一時金參圓以上ヲ齎出シタル者

一 特別贊助會員 一時參拾圓以上ヲ齎出シタル者

一 名譽贊助會員 本會ニ切勞アルモノニシテ評議員會ノ決議ヲ經タル者

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 總裁 一名
- 二 會長 一名
- 三 副會長 一名
- 四 理事 若干名
- 五 評議員 若干名

第八條 總裁ニハ本縣知事ヲ會長ニハ本縣學務部長ヲ副會長ニハ本縣學務課長ヲ推戴ス
理事ハ會長之ヲ囑託ス

評議員ハ加盟學校長教育支會長又ハ加盟團體代表者トス
本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

第九條 總裁ハ本會ヲ總理ス

會長ハ本會ヲ代表シ事務ヲ總括シテ會議ノ議長トナル
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ其ノ職務ヲ代理ス
理事ハ會長ノ命ヲ受ケ本會ノ事務ヲ處理ス

第十條 本會ニ書記ヲ置ク

書記ハ役員ノ命ニヨリ事務ニ從フ

第三章 評議員會

第十一條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ必要ナル場合ハ臨時之ヲ開クコトヲ得
評議員會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ

- 一 收支豫算及ビ決算ノ認定
- 二 本會ノ事業ニ關スル事項
- 三 其他會長ニ於テ必要ト認メタル事項

評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スルコロニヨル
但シ輕易ナル事項ニツキテハ書面ヲ以テ評議員ノ意見ヲ徵シ會議ニ代フルコトアルヘシ

第四章 會計

第十二條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始まり翌年三月卅一日ニ終ル

第十三條 本會ノ經費ハ各加盟團體ノ分擔金會員ノ釀出金補助金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ
贊助會員ノ釀出金ハ資本金トシテ之ヲ蓄積ス

第五章 雜則

第十四條 本規定ハ評議員會ニ於テ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ變更スルコトヲ得ス

體育協會の實動

イ 各種競技會、講習會、講演會の統一 各種の團體が主催者となつて開催してゐた。競技會、講演會等を全部體育協會の手に移して、これを統一し縣下全體の體育觀の上に立ち、その緩急輕重を査覈して計劃的に施行することにした。(計劃表は省略する)

ロ 體育研究調査 左記事項の研究調査を爲し、根本的に體育の振興を策することになつてゐる。其一部は已に脱稿完成してゐる。

○運動選手ニ關スル身體的調査

- 中等學校生徒体力検査
 - 縣下中等學校生徒標準表作成
 - 肥後武道ノ歴史的研究(劍道、柔道、水泳、弓道)
 - 本縣人ノ身體的特徴
 - ハ 地方体育の助成と獎勵 地方体育の興隆を計るため左の助成と獎勵とに力を竭くしてゐる。
 - 加盟團體關係ノ競技會体育會に賞狀又ハメタル等贈與
 - 地方体育團體ノ後援ト獎勵
 - 縣内數十ヶ所ニ於テ体育ノ實地指導又ハ講演會等ノ開催
 - 競技會又ハ体育講演會等ニ審判員講師ノ派遣
- 因みに本會は全國的地方的体育諸團體との連絡協調を保ち斯道の發展を企劃してゐる。その重なる体育諸團體は左の通りである。
- 文部省体育課
 - 大日本体育協會
 - 陸上競技聯盟
 - 蹴球協會
- 五 學校衛生主事** (官制に依り後技師と改む) 及**体育主事**
- 本項は前期に屬するものもあるが唯だ初代のみなれば便宜上纏めて表示することにした。
- 長谷川 卯三郎 大正五年六月三十日任命全八年四月十八日迄

- 森 澤 重 春 大正八年五月三十一日任命全九年三月三日迄
 - 渡 邊 夏 彦 大正九年五月一日任命全十年九月十九日迄
 - 土 井 壽 正 大正十年十月七日任命 現任(後技師となる)
 - 狩 野 直 幸 大正十五年三月三十日兼務昭和三年五月三十一日迄
- 体 育 主 事
- 栗 本 義 彦 昭和三年三月三十一日任命 現任

第十節 社會教育

甲 全國狀況

一 概説

社會教育は前期に於て述べたやうに明治四十四年「通俗教育調査委員會」が設置されて、組織的な社會教育を考究計畫されるやうになつて以來、漸く教化事業の一場面を占むるに至つたもので、其の實動は大正の中頃から稍々見るべきものあるに至つたのである。文部省に於ても大正八年より普通學務局の第四課に於て通俗教育に關する事務其の他を執るやうに定められ、漸く企劃指導が積極的となつて來たのであつて、現今では「社會教育課」となつて居り、暫く内務省との間に主管争ひみたやうな状態になつ

てゐた教化団体及男女青少年団体事務も昭和三年十月に至つて愈々文部省の主管となつて頗る統整された状態となつたのである。

本期に入つて重要な制度がいくつも公布されてゐる。

1 公立圖書館職員令 大正十年七月之を公布し、圖書館に館長、司書、書記を置くこととし、館長は奏任又は判任とした。そして各職務、任用、待遇等が定められた。

2 圖書認定規定其他 大正二年「通俗圖書認定規程」なるものが設けられて、通俗教育に裨益ある圖書は文部省認定済として公表することゝしてゐたのを、大正十五年改正して「圖書認定規程」として公布した。趣旨は別段異るところはない。

其他従來の「幻燈映畫及活動寫真フィルム認定規程」を改正して大正十二年活動寫真フィルム、幻燈映畫及蓄音機レコード認定規程」として公布した。之も其の趣旨に於ては従來のと異るところはない。

- 3 青年訓練所令及規程 大正十五年四月青年訓練所令及同規程が公布せられた。要點を摘記すれば
- 青年訓練所は青年の心身を鍛練して國民たるの資質を向上せしむることを以て目的とする。
 - 訓練を受くることを得るものは十六歳より二十歳までの男子とす。
 - 青年訓練所の訓練項目は修身及公民科、教練、普通學科、職業科とする。
 - 青年訓練所に主事及指導員を置く。
 - 青年訓練所は地方長官之を監督す。

○ 青年訓練所の訓練期間は四年とす。

○ 公立青年訓練所は實業補習學校又は小學校に併置するを常例とする。

○ 地方長官に於て實業補習學校の課程を青年訓練所の課程と同等以上と認むる場合は當該實業補習學校をもつて青年訓練所に充つることを得る。

などである。而して此の青年訓練を完全に修了したるものにして現役に服する者は、在營期間を六ヶ月以内短縮される特典がある。

青年訓練の趣旨を明かにするために、當時文部省訓令により示されたものゝ一部を次に掲げよう。

青年の心身を鍛練して健全なる國民善良なる公民たるの資質を涵養するは、我が國內外の情勢に鑑み頗る緊切なるを覺ゆ。然るに現下青年教育の施設は逐年發達の趨勢にありと雖、尙未だ充分ならざるものあり。これ今回青年訓練の制を定め一般青年に對して適切なる訓練を行はんとする所以なり。而も本訓練の結果は兵役に服するものに對し在營年限の短縮を伴ふが故に、其の國家産業の進展に及ぼす効果も亦頗る大なるものあるべし。

(中略)訓練の時期に關しては青年の生業を妨げざることを期し、適當の季節を選びて行はしむべし。而も本施設は四年を通じて持続的に青年の心身を鍛練するを要旨とするが故に、全課程を一時に壓縮して之を授くるが如きことなきを要するや言を俟たす。

(中略)本施設と實業補習學校との關係に就きては、本施設は大體に於て實業補習學校前期を修了した

る者又は高等小學校を卒業したる者に對し更に適當なる訓練を行ひ、實業補習學校の後期以上の課程を修めたるものには一部の課程は之を缺くことを得しむることとし、殊に市町村、市町村學校組合又は町村學校組合の区域内に於て青年訓練を受くることを得る者、概ね其の区域内の公立實業補習學校に在學し且當該學校の課程にして青年訓練所の課程と同等以上なる場合は、當該學校は之を以て青年訓練所に充つることを得しめ、又現に學校に在學し青年訓練所の訓練を受くる者と看做すこととなしたるが故に、本施設は寧ろ實業補習教育を補充促進すべきものたり。されば兩者は相俟ちて十分の効果を收めんことを期すべく、尙義務教育終了者に對しては、成るべく高等小學校又は實業補習學校等に入學することを獎勵し、以て本施設の趣旨を達成せしむることに力むべし。

本施設と青年團との關係につきては、青年訓練を受くる者の多數は青年團員たるべきを以て、本施設は青年團の修養機關の一として相互の聯絡を密接ならしめ、以て兩者の圓滿なる調和的發達を期すべし。

(中略)本施設は市町村等に之を強制するの趣旨にあらずと雖、之か實施は時勢の實情に鑑み正に喫緊の事たるをもつて、事情の許す限り進んで之が普及發達に力むべく、又青年をして不斷に其の修養を勵み、心身の鍛鍊するの最も緊切なるを思ひ、自ら進んで訓練所に入所せしむるの風を馴致すると共に、或は青年團の後援に依り或は青年使備者等の協力に俟ち以て其の徹底を期すべし。(下略)

乙 本 縣 狀 況

一 社會教育概説 本期の社會教育の狀況は歐洲大戰後の經營に要を急する時であつた。世界の大局と國家の内情とは、國民の國家觀念の旺盛と勤儉力行によつて國力の充實とを期すべき重大なる時機を迎へ、政府は民力涵養、民風作興と目標を高く掲げてその振興に努めたのである。かゝる時に大正十二年九月一日關東地方の災禍に遭ひ國民精神の剛健によつて國本を固くするの必要は益々急を告げるに至つた。畏くも 大正天皇は精神作興に關する詔書を御渙發あらせられ國民の奮起を勸諭遊ばされた。加ふるに歐米の思想の影響は建國の根本精神を異にせる我が帝國には非なるものがあつた。茲に從來の帝國を雙肩に荷ふ青年男女の教育を充實する事に着眼し大正十五年に從來の青年團を勅令を以て青年訓練所と組織を改革して、學科と教練とを課して將來の公民としての資質の向上に努める事になつた事は一大發展と言はなければならぬ。

かくして本期の社會教育は全く時局の要求により國家的の立場に於て大いに實績を向上せしむる必要の時代となつたのである。

1 社會教育綱領 歐洲戰後世界的に地位を高めたる我が國は、國威の發揚と國運の進展を圖る必要上、社會教育振興の必要は益々重要なる地位をなすに至つた。縣は茲に鑑みる處あり大正十一年に五大綱領を掲げて社會教育施設方針並實施要項を訓令し、指導獎勵に努めたのである。これは本期に於ける

社會教育に對する努力の中心であるといつてもよい。かくして其の實績は着々として舉り漸次進展向上して來た。最後の昭和三年の本縣教育の努力點の中に社會教育に關する要項を示してあるが、これ本期中間に於ける社會教育の到着點を示せるものと言つてもよい。茲に兩者を掲げて本期に於ける社會教育の方向を示すことにする。

○ 熊本縣社會教育施設方針並實施要項 (大正十一年)

第一 社會教育綱領

今や我國ハ世界三大強國ノ班ニ列シ列強ト共ニ世界經營ノ大業ヲ分任ス我國民ハ須ク此ノ使命ニ鑑ミ益々國威ノ發揚國運ノ進展ヲ圖リ愈々國民ノ文化生活ノ改善向上ヲ圖リ以テ世界第一等國民トシテノ永遠ノ幸福ト名譽トヲ維持セザルベカラズ社會教育ノ要諦ハ實ニ茲ニ在リ局ニ當ル者宜シク其ノ理想ト本義トヲ辨ヘ特ニ左ノ五大項目ヲ之ガ獎勵ノ綱領トシテ極力其ノ徹底ニ努力スベシ

- 一 思想ノ善導ニ努ムルコト
- 二 生活ノ改善ニ努ムルコト
- 三 体力ノ増進ニ努ムルコト
- 四 職業ノ指導ニ努ムルコト
- 五 娛樂ノ改善ニ努ムルコト

第二 五大綱領實行要目

一 思想善導ニ關スル事項

- 1 立國ノ大義ヲ闡明シ國體ノ精華ヲ發揚シテ健全ナル國民精神ヲ養成シ帝國國民タルノ自覺ヲ徹底セシムルコト

二 生活改善ニ關スル事項

- 2 國民道德ノ根本タル忠孝ノ本義ヲ体得シ敬神尊祖ノ實ヲ舉ケ常ニ敬虔ノ念ヲ啓發スルコト
- 3 健全ナル立憲政治思想ヲ養成ニ努メ自治ノ精神ヲ陶冶シ公共犧牲ノ精神ヲ涵養スルコト
- 4 相互階和シテ彼此共濟ノ實ヲ舉ケシメ秩序禮讓ヲ重ンジ以テ社會生活ヲ圓滿ナラシムルコト
- 5 外來思想ニ對シテハ克クコレヲ咀嚼シ採長棄短以テ日新ノ修養ヲ積ミ國民文化ノ向上發展ニ資スルコト

三 体力増進ニ關スル事項

- 1 學校ノ運動場ヲ開放シ或ハ神社寺院其ノ他適當ナル場所ニ體育場、演武場、角力場等ヲ設置シ體育運動ノ獎勵ヲ爲スコト
- 2 防疫及保健衛生ノ實行ニ努メテ身體發育ヲ保全シ或ハ展覽會、講演會等ニ依ツテ公衆衛生思想ノ普及發達ニ務ムルコト

- 3 青年團員及處女會員ニ對シテハ適切ナル方法ニ依リ身體検査ヲ行フコト
- 4 身體ノ個性ニ留意シ適切ナル運動競技ヲ獎勵スルコト

四 職業ノ指導ニ關スル事項

- 1 職業ニ關スル日新ノ知識技能ヲ修得セシメ大ニ殖産業振興ノ方法ヲ講ズルコト

- 2 其ノ地方ニ適切ナル副業ヲ獎勵スベキコト
 - 3 生産能率ニ關係アル交通運輸金融機關等ノ完備ヲ圖ルコト
 - 4 資本主ト勞働者、地主ト小作人トノ關係並其ノ相互ノ本務ヲ明ニシ彼此相酬ノ美風共濟階和ノ實ヲ擧ゲ且ツ勤勉力行ノ美風ヲ作興スベキコト
 - 5 失職者免因等ニ對シ適當ナル職業紹介ノ方法ヲ講ズルコト
- 五 娛樂ノ改善ニ關スル事項
- 1 演劇ノ内容、活動寫真ノフィルム、其ノ他講演浪花節等ノ材料ヲ改善シ以テ藝術趣味ノ喚起知識ノ啓發情操ノ涵養等ニ資スルコト
 - 2 藝人ハ常ニ品性ノ向上學識藝能ノ進歩ヲ圖ルベキコト
 - 3 俗歌俗曲ヲ改善シ或ハ音樂ヲ獎勵スル等健全ナル音樂趣味ノ涵養ニ努ムベキコト
 - 4 舊來ノ娛樂ニシテ適當ナルモノハ之ヲ獎勵スルコト

第三 社會教育施設

一 團體的施設

郡市町村ニ於テハ社會教育綱領並ニ實行要目ノ徹底ヲ期セン爲メ左記教化團體中適切ナルモノニ依リ其ノ所期ノ目的ヲ達成スベシ

- 1 青年團 2 處女會 3 在郷軍人會 4 戶主會 5 主婦會 6 自治會、報德會、隣保組合
- 7 教育會、社會教育會、教育調査會 8 神職會、佛教會 9 産業ニ關スル各種團體 10 其ノ他必要ナル教化團體

二 方法的施設

關係官署並ニ學校其ノ他各種教化團體等ニ於テハ左記施設ヲ適切ナラシメ社會教育綱領並ニ實行要目ノ徹底ヲ期スベシ

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1 講習會、講演會、懇話會、研究會 | 5 登山會、見學旅行 |
| 2 展覽會、品評會、博覽會 | 6 朝起會、社會奉仕會 |
| 3 體育會、運動會、演武會 | 7 其ノ他必要ナル施設 |
| 4 音樂會、娛樂會、敬老會、謝恩會 | |
| 三 其ノ他重要ナル施設 | |
| 1 補習教育ノ普及徹底ニ關スル施設 | 5 兒童保護育英事業等ニ關スル施設 |
| 2 學校教育ノ社會化ニ關スル施設 | 6 免因保護軍人家族救護部落改善等ニ關スル施設 |
| 3 警察ノ民衆化ニ關スル施設 | 7 神職、住職、牧師等ノ社會的活動ニ關スル施設 |
| 4 圖書館事業ノ發達ニ關スル施設 | 8 公會堂、博物館、動植物園、公園等ノ設置 |

第四 社會教育徹底上ノ注意

- 一 社會教育ハ其ノ地方ニ最モ適切有効ナル施設ヲナシ一事貫行的ニ其ノ徹底ヲ期スベシ
- 二 市町村各種教化團體ヲ統一スル爲ニ市町村教育會、市町村自治會、市町村社會教育會等ヲ組織スベシ
- 三 市町村理事者、學校當事者、警察官吏、市町村名譽職、各教化團體長其ノ他有志等ハ相提携シテ社會教育ノ徹底ヲ期スベシ
- 四 市町村ニ於テモ社會教育指導者ヲ設置スベシ
- 五 市町村ニ於テハ可成一箇月一回以上「公休日」ヲ設ケ社會教育ノ徹底ヲ期スベシ

2 社會教育施設要項 (昭和三年)

- 一、男女青少年團體ニ就テハ的確ナル指導方案ヲ樹立シテ其ノ徹底ヲ期シ特ニ左記事項ニ留意スルコト
 - 1 部落ヲ中心トシテ自治的活動ノ促進ヲ圖ルコト
 - 2 實業補習學校及ヒ青年訓練所ニ於テ修得セシ事項ヲ團員相互ノ共勵ニ依リ實行スルコト
 - 3 大祭祝日ノ國旗掲揚並ニ神社佛閣ノ清掃敬老會修養會等ノ適切ナル施設ニヨリ國民精神ノ作興ニ努ムルコト
- 二、成人教育ニ就テハ職業別年齢別等ニ依リ適切ナル施設ヲナシ年度計畫ニ依リ其ノ徹底ヲ期シ特ニ左記事項ニ留意スルコト
 - 1 繼續的方法ニヨリ講習會講演展覽會等ノ施設ヲナシ思想ノ善導風俗ノ匡勵産業自治ノ改善等ヲ圖ルコト
 - 2 戸主會婦人會等ノ普及活動ニ依リ兒童保護家庭及ヒ社會生活ノ改善ヲ企圖スルコト
 - 三、其ノ他一般社會教育ニ就テハ各種機關ノ設置及ヒ其ノ統制ニカメ地方文化ノ進展ヲ期シ特ニ左記事項ニ留意スルコト
 - 1 圖書館ニ就テハ一町村一館主義ノ徹底ヲ圖リ内容ノ充實、利用ヲ促進スルコト
 - 2 社會体育社會衛生ニ就テハ其ノ思想ノ普及ヲ圖ルト共ニ之カ實行ヲ促進シ國民本位ノ向上ヲ圖ルコト

二 圖書館

1 本期の概説 本期の圖書館狀況はこれ迄の設置獎勵と時勢の進運とに相應じ飛躍的發展をなした。縣當局も一町村一館主義を目標として設置の獎勵に努めた。其の結果本期の始め僅に十を數ふるに過ぎなかつたが大正十二年に俄かに激増し、終りの昭和二年には一四一を數ふるに至つたのは實に破天荒の觀がある。其の種別にも縣立八、町村立一二四、私立九となつてゐる。普及と共に其の内容に於ても經費と藏書を漸次増加し、獨立の建物を有するものも其の數を加へる等漸次充實して來たのである。

これに對し一般社會の人々も讀書趣味段々と盛んとなり圖書館を活用する數も益々多く、文化的施設事業の一として圖書館は益々重要な地位をなすに至つたのである。

2 圖書館設置の獎勵 一町村一館主義を目標とした縣は、郡市長會、郡市視學會に於て、簡易圖書館、巡回文庫の設置につき毎年協議し、縣下各町村に又圖書館の設置に就き極力獎勵に努めたのである。

又圖書館の經營に當つてゐる圖書館長會議、圖書館經營講習會等を開催し兩々相俟つて其の普及と内容の充實に努めた。

大正十年六月の縣下の圖書館長會に於ては、知事は訓示をなしました圖書館の設置普及に關して諮問をなし、協議の問題を提出してゐる。左に諮問事項及協議事項を示す。

諮問事項

一 町村圖書館ノ設置普及ニ關シ其ノ最モ適當ナル設備並ニ其ノ經營方法如何

協議事項

- 一 圖書館ヲ中心トセル最モ適當ナル社會教育施設如何
- 一 兒童ヲシテ如何ニ圖書館ヲ利用セシムヘキカ
- 一 青年團ト圖書館トノ連絡ヲ圖ル方法如何
- 一 一般市町村民ニ讀書趣味ヲ普及セシムル方法如何
- 一 圖書館員養成方法如何

一、縣立圖書館ニ對シテノ要望如何

3 圖書館經營講習會 縣は一町村一館主義の徹底を期するには、各都市の當局を激勵して設置を獎勵すると共に其の經營法の指導を爲すの必要を認め、大正十三年六月圖書館關係者を集め圖書館經營講習會を開催した。此の企は最も時宜に適切なるものであつたと思ふ。知事は世界列強に比し我が國の圖書館狀況は甚だ幼稚なるを以て、圖書館經營の發展は目下の急務なれば本講習に於て充分の目的を達成する様告辭をなした。また講習會中に圖書館長及講習員協議會を開いて良好の結果を收めたのである。縣の諮問事項は次の二項である。

- 一、町村圖書館の設置普及ト之ヲ一層ヨク利用セシムル最モ適切ナル方案如何
- 一、巡回文庫ノ施設ヲ普及セシメ其ノ機能ヲ十分發揮セシムル方策如何

協議題には

- 一、思想善導上圖書館ニ於テ特ニ注意並施行スヘキ事項如何
- 一、圖書館ヲシテ地方文化ノ中心タラシムル方策如何
- 一、如何ニセハ婦人ヲシテ一層ヨク圖書館ヲ利用セシメ得ルカ
- 一、一般民衆ニ讀書趣味ヲ普及セシムル良法如何
- 一、縣立圖書館ニ對シテノ要望如何

4 圖書館の實際狀況

イ 熊本縣立熊本圖書館

本期の經過 大正十年三月に縣訓令十八號を以て縣立圖書館職制を定めた。尙同年七月には団体貸出の制を實施して利便を圖り、大正十二年四月一日郡制廢止の結果、玉名、下益城、球磨、宇土、天草、葦北、の郡立圖書館は縣移管となつて本館の分館の形で經營せられる様になつた。これと同時に圖書館則を改め、現在に及んでゐる。

附帶事業 本期に於て圖書館の附帶事業として、兒童室の經營、兒童讀物調査會、お伽會、新聞研究所、婦人讀物調査會等の事業を實施して圖書館の本領を發揮し積極的活動を見るに至つた。

經費 昭和二年度の經費總額は約一万七千圓で圖書費總額は四千圓である。これを本館圖書、兒童圖書、新聞雜誌、巡回圖書、に使用してゐる。

閱覽狀況

累年閱覽成績表

年次	藏書數	開館日數	入館人員	一日平均	閱覽圖書數	同上一日平均
大正八年	二六、四一八	二七	二七、二三四	七七	二五九、二二九	九三五
九年	二六、〇六四	二六	二四、四八一	八元	三二〇、三八四	一、一〇九
一〇年	二九、二六五	二六	三五、六三七	七九	三三八、五五一	一、〇九〇

年次	學生	教育家	宗教家	軍人	實業家	官公吏	其他	計
一一年	三〇、八六六		三七	二八四、二四三	八九七	三五八、〇八〇		一、二三〇
一二年	三三、一六六		三七	三〇九、五六八	九四七	三四七、五五五		一、〇六六
一三年	三四、一六六		三五	三一九、八九四	九八四	三四一、六七四		一、〇五一
一四年	三五、〇九九		三五	三四三、一九九	一、〇五六	三四、五七六		九九九
一五年	三五、〇〇九		三〇	三七、八二二	一、〇五六	二九六、〇四一		九五二
昭和二年	四〇、九六四		三九	三四三、九七〇	一、〇七八			
三年	五二、三三六		三四	三七、五六六	一、〇〇一			

閱覽者職業別

年次	學生	教育家	宗教家	軍人	實業家	官公吏	其他	計
同十五年	六七、七七一	八、九三五	二〇八	一、八九〇	一七、五三四	一九、一五三	四七、四九九	一六二、九〇〇
同十四年	七〇、六四八	一三、一四七	五三八	一、九六六	一九、八三〇	二二、九四八	五三、六七二	一七九、六八九
大正十三年	八〇、九二二	一五、四七二	四四三	三、〇〇九	一六、五六七	二〇、四〇〇	五二、〇三〇	一八七、九四二
昭和二年	七二、〇〇五	一三、一三三	四四八	一、六二三	二二、三三五	一四、八七七	四三、九〇八	一六六、三九九
同三年	六二、六二〇	一三、一〇六	五四四	二、一八五	二三、九三四	一五、三二〇	三三、四五一	一五〇、三二〇

巡回文庫 (大正十五年度)

巡回書庫數	巡回書庫用圖書冊數	廻附庫數	廻附冊數	閱覽人員	閱覽冊數
五〇	七、五三三	一七一	七、七〇二	四九、六三二	五五、二〇七
昭和二年	七二、〇〇五	一三、一三三	四四八	一、六二三	二二、三三五
同三年	六二、六二〇	一三、一〇六	五四四	二、一八五	二三、九三四

地方狀況

圖書館普及狀況

年度	縣立	郡立	町村立	私立	合計
大正八年	一	二	四	三	一〇
全九年	一	四	六	二	一三
全一〇年	一	五	七	三	一六
全一一年	二	五	一一	四	二二

全	一二年	八	八	八	八	一	四	四	五	四	五	五	七
全	一三年	八	八	八	八	一	六	六	五	二	七	五	七
全	一四年	八	八	八	八	一	八	六	九	六	九	八	八
全	一五年	八	八	八	八	一	一	一	二	一	二	五	一
昭	和二年	八	八	八	八	一	一	一	二	一	二	四	一
全	三年	八	八	八	八	一	一	一	三	一	三	八	一

右の表に示すが如く、本期の初め三四年間は縣下全体として見れば實に寥々たるものであつた。中期の大正十二年頃より長足の進展を見末期に至つては縣下に殆く普及するに至つたと見る事が出来る。而未だ縣標準の一町村一館主義の徹底には數段の努力を要するものがある。

圖書館利用狀況

年	度	學生	教育家	宗教家	實業家	軍人	官公吏	其他	新聞閱者	兒童閱者	計
大正	八年	六、六六六	一五、三〇〇	二六	六、七三三	一、四〇一	一〇、四二六	三、四四三	五七、五五九	九、九一〇	二三三、三六二
大正	九年	六、四三三	一七、一三九	四六四	七、三〇〇	二、九三三	一五、〇四四	三、四一五	六、一四二	九、二四七	二三三、八四〇

年	度	學生	教育家	宗教家	實業家	軍人	官公吏	其他	新聞閱者	兒童閱者	計
大正	十年	六、七三六	一四、九四九	四三三	一〇、七三三	三、二六二	一七、一四六	三、二一九	六〇、五三二	八、六四三	二〇九、四七一
大正	十一年	八、三〇八	一五、五三三	五八四	一四、五九二	四、九四三	二二、一八六	六、三三五	七三、九六四	九、〇八〇	二五九、一三三
大正	十二年	八、四七三	一四、七五二	六七五	一五、七四六	二、七五六	二〇、五二九	五、三〇四	七二、九四〇	一〇、一八一	二七二、六五八
大正	十三年	八、〇九二	一五、四七二	四四三	一六、五六七	三、〇〇九	二〇、四四〇	五、二〇〇	八、三六三	九、五三三	二七八、八三八

この表を以つて見れば、各種別共逐年其の數を増加してゐる事によつて、圖書館の利用が段々と高まりつゝある事を證するに足る。又最も多く閱覽する學生で、全閱覽者の三分の一以上を占むる年もある。これは大いに意を強うするが軍人、宗教家、教育家等實社會教化の中心になる者の閱覽者の、他に比し少きは遺憾の感がある。

又閱讀圖書中最も多く讀まれるのは文學、語學、理學、藥學等で宗教、社會、家政に關するものが少い様である。閱讀者の種別に照して當然の現象であらうと思ふ。

ハ 優良圖書館調査選定

大正十年九月文部省が優良圖書館調査方を縣に照會したのである。各郡市長よりの報告があつた内、玉名郡、天草郡、兩郡立圖書館調査表を添付して文部省に報告してゐる。

圖	書	館	名
			明治記念玉名郡立玉名圖書館
			熊本縣天草郡郡立圖書館

設立者	玉名郡	天草郡
設立年月日	大正三年一月	大正十年四月一日
藏書冊數 (大正九年 度末現在)	四、五六七冊	一、六〇九
閱覽冊數 (大正九年 度末現在)	一一、二八七冊	一、五七五
藏書冊數ニ對スル閱覽冊數百分比	二、四七冊	九八、二三
閱覽人員 (大正九 年度中)	一一、五九四人	三、一〇七
一日平均閱覽人員	三九、五七人	一二、四三一
大正十年年度豫算	三、〇八四〇九〇	八〇〇圓
附帶事業	巡回文庫、讀書會講演會閱覽者懇親會等	巡回文庫、講演會、讀書會、

二 細川侯爵獎勵資金 嘗つて細川侯爵より縣下小學教育の獎學資金として、金一萬圓を寄附された縣ではこれを縣教育會に保管を托してゐたが、大正十二年には「熊本縣細川侯爵獎學資金」として、これより生ずる収入を以て、本縣内に於て小學兒童のため經營せる圖書館の普及發達を圖るため、使用細則を規程して之を實施した。その資金設置規程並に資金使用細則を示せば左の通りである。

熊本縣細川侯爵獎學資金設置規程

(大正十二年三月三十一日 熊本縣告示二百九十八號)

- 第一條 細川侯爵寄附金壹萬六千四百七拾四圓ハ之ヲ蓄積シ熊本縣細川侯爵獎學資金トス
- 第二條 本資金ヨリ生ズル收入ハ小學校兒童獎學費ニ支出ス
- 第三條 本資金ヨリ生ズル收入ニシテ前條ノ支出ニ充テ尙剩餘アルトキハ之ヲ資本金ニ編入ス
- 第四條 本資金ニ關スル収支ハ之ヲ特別會計トス
- 第五條 本資金ハ國債證券地方債農工銀行債券ヲ購入シ又ハ地方公共團體ニ貸付シ若ハ郵便貯金トシテ管理スルモノトス 但シ場合ニ依リ確實ナル銀行ニ預入スルコトヲ得

附 則

本規程ハ大正十二年度ヨリ施行ス

熊本縣細川侯爵獎學资金使用細則

(大正十三年六月二十日 熊本縣告示二百八十三號)

- 第一條 熊本縣細川侯爵獎學資金ノ收入ハ同設置規程第二條ニ依リ小學校兒童獎勵ノ趣旨ニ基キ本細則ニ依リ本縣内ニ於テ小學兒童ノタメニ經營セラルル圖書館ノ普及發達ヲ期センカタメニ其ノ成績優秀ナルモノニ對シ獎勵金トシテ交付ス
- 第二條 獎學金ヲ交付スヘキ圖書館ハ左記各項ニ該當スルコトヲ要ス
 - 一 小學校兒童ノ修學ヲ助成スル目的ヲ以テ設置サレタルモノナルコト 但シ一般民衆ノ爲ニ設置セラレタルモノニ併設セラル、モ差支ナシ
 - 二 公私立小學校内ニ設置サレタルモノナルコト
 - 三 當該年度豫算ニ於テ圖書購入費五十圓以上ヲ計上セルコト 但第一號但書ノ場合ニ於テハ其金額百圓以上タルコト

四 圖書館ノ利用適當ニシテ其ノ小學校ノ成績優良ナルコト

第三條 前條ニ該當スル圖書館ニシテ獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ設立者ニ於テ當該年度ノ圖書館歳入歳出豫算書及甲號様式ニ依ル調査書ヲ添ヘ毎年九月末日限り知事ニ願出ツヘシ

第四條 獎勵金ハ一館年三十圓ヲ超エサルモノトス

第五條 交付シタル獎勵金ハ圖書購入費ニ充ツヘシ

前項ニヨリ購入シタル圖書名ハ乙號様式ニヨリ翌年度四月末日迄ニ圖書館長ヨリ知事ニ報告スヘシ

第六條 前條ノ圖書ニハ卷頭適當ノ箇所ニ左ノ文ヲ記載シ若ハ該文ヲ印刷シタル紙片ヲ貼付スヘシ

此の本は我が圖書館が一層よくなるやうに細川侯爵から獎勵のため御寄贈下さつたものです大切に於て大いに勉強いたしませう

三 育英事業

1 概況 前期に於て千田、産山、木下の三獎學會の創設を見て、育英事業に一進展を來したが、本期に入つては豊水村獎學會玉名獎學會が生れて縣下に六つの育英施設があつて郷土の人材養成に努めてゐる前期迄は主として中等程度の生徒以上に給費してゐたが、豊水村獎學會は小學校の兒童にも給費する事にした。之によつて小學校から大學に至る迄、育英の恩恵を得る道が開けたのである。以下肥後獎學會並に豊水、玉名の兩獎學會の狀況を示し、併て本期末に於ける縣下の狀況を一覽表によつて紹介する。

2 肥後獎學會 本會は創設以來二十七年に及び年を追ふて發展し、育英の實を擧げた。本期に入つては別表に示すが如く、平均毎年百四十余名の補給をなし、一面學生の本分たる修養方面にも意を用ゐる

有斐學會の施設經營は學生の修學習業に最も力を注いで居た。左に本期間に於ける補給狀況を示す。
肥後獎學會補給狀況

年次	収入總額	支出總額	補給總額	補給人員	終了及廢止
大正九年	一七、三四、九〇三	一七、三四、九〇三	一三、〇六、〇〇〇	一七	四
同十年	四、六六、九二三	四、六六、九二三	一八、〇九、〇〇〇	一四	一
同十一年	四、〇六、一三三	四、〇六、一三三	一七、九四九、〇〇〇	一〇	二〇
同十二年	五、四〇、七七七	五、四〇、七七七	二〇、一八、〇〇〇	一五	二九
同十三年	四、五一、九三〇	四、五一、九三〇	二〇、〇六、〇〇〇	一四	三
同十四年	四、三六、三三〇	四、三六、三三〇	一九、八七、〇〇〇	一三	三
昭和十五年	四、三三、〇七〇	四、三三、〇七〇	二〇、一七、〇〇〇	一五	六
昭和十六年	五、六六、三九〇	五、六六、三九〇	二二、〇八、〇〇〇	一六	七
同十七年	五、一五、七〇〇	五、一五、七〇〇	一九、九五、〇〇〇	一七	六
合計	五、三三、一〇五	五、三三、一〇五	三三〇、二〇、〇〇〇	一七三	一〇

3 豊水村獎學會 大正十年二月二十二日創立で出資者は廣瀬久門獎學資金五千圓を有し、給費は高等小學生徒月壹圓、中等學生月六圓以内、下宿生は月拾貳圓以内師範生月九圓、事務所を玉名郡豊水村に置き興村一馬が事務を取扱つてゐる。

4 玉名獎學會 大正九年十月十六日創立、出資者は廣瀬久門で、事務所を玉名郡高瀬圖書館に置く財團法人の組織である。

事業

一、獎學資金 壹萬五千圓

一、目的 玉名郡に籍を有し俊秀にして學資に窮する者に對し學資を補給するを目的とす。

玉名獎學會々則

第一 名稱 目的 事務所

第一條 本會ハ財團法人ニシテ玉名獎學會ト稱ス

第二條 本會ハ熊本縣玉名郡ニ籍ヲ有シ優秀ニシテ學資ニ窮スルモノニ對シ學資ヲ補給スルヲ以テ目的トス

第三條 本會事務所ハ玉名郡彌富村八拾八番地ニ置ク

第四條 本會ハ廣瀬久門ノ提供セル金一萬五千圓ヲ以テ資産トス

第五條 本會ノ經費ハ資産ヨリ生スル收入及臨時收入ヲ以テ支辨シ資産ヲ流用支辨スルコトヲ得ス

第六條 本會ノ目的ヲ贊成シ金員其他ノ物件ヲ寄附スルモノアルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ受納ス

第七條 本會ニ受納シタル寄附金ハ本會ノ資産ニ編入ス 但シ寄附者ニ於テ其用途ヲ指定シタル場合ハ其指定ニ從

ツテ處分ス

第八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條 本會ノ資産ハ理事之ヲ管理シ現金ハ確實ナル銀行ニ預入シ若クハ有價証券ヲ購入シ銀行ニ保管預ヲナスモノトス

第三 役員

第十條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

一 理事 三名

一 評議員 若干名

第十一條 本會設置當初ノ役員ハ資金提供者ニ於テ選定囑託ス

第十二條 役員ニ欠員ヲ生ジタルトキ又ハ増員ヲ要スルトキハ評議員會ニ於テ資金提供者ノ意志ニ基キ之ヲ選舉シ會名ヲ以テ囑託ス

第十三條 理事ハ本會一切ノ事務ヲ處理ス理事ノ内一名ヲ理事長トシ理事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム 但シ理事長故障アルトキハ他ノ理事之ヲ代理ス

第十四條 評議員ハ本會重要ノ事項ヲ商議ス

第十五條 理事ハ毎年本會ノ事業ニ關スル豫算ヲ調製シ評議員會ノ決議ヲ經テ施行シ又前年度經費ノ決算ハ同會ノ承認ヲ求ムルモノトス

第四 會議

第十六條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開キ必要アルトキハ臨時ニ之ヲ開會ス

第十七條 會議ハ總テ出席員過半數ノ同意ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル 但シ議長ハ理

事長ヲ以テ之ニ充ツ

第十八條 本寄附行爲ハ評議員全數ノ四分ノ三以上ノ同意ニヨリ主務官廳ノ認可ヲ經變更スルコトヲ得

第五 解 散

第十九條 本會ヲ解散セントスルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ行フ

第二十條 本會解散ノ場合ニ於ケル財産ハ之ヲ玉名郡教育事業費ニ寄附ス

第六 附 則

第廿一條 本寄附行爲施行ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

昭和三年縣内獎學會一覽表

郡市別	名 稱	創立年月日	主ナル出資者	貸給別	貸學生一人ニ對スル額	事務所及事務取扱者	備 考
東京市(本部) 熊本市(支部)	肥後獎學會	明治三十四年一月	細川侯爵家及 熊本縣	費 貸	大學生 三〇〇圓 高等專門 二四〇圓 幼年學校 一八〇圓 師範 一五六圓	○東京市小石川區若荷町八五 小橋 一太	財團法人
熊本市	千田獎學會	大正八年五月十日	千田幸斐太郎	費 給	拾貳圓ノ貳種	○熊本市上林高女内理事 田 中 清 司	財團法人
玉名郡	玉名獎學會	大正九年十月十六日	廣瀬 久門	費 給	月五圓乃至七圓	玉名郡 高瀬圖書館 石 井 雄 藏	財團法人
玉名郡	玉名郡豊水村獎學會	大正十年二月二十二日	廣瀬 久門	費 給	高小 月壹圓 中等通學 月六圓以内 同 下宿 月拾貳圓以内 師範 月拾貳圓以内 生 月九圓	玉名郡豊水村大字川島 七〇五 奥村 一馬	

同	木下 彌八郎	費給	年 三〇〇圓	熊本市大江町	個 人
阿蘇郡	産山村産山區	費貸 <td>年 三〇〇圓 <td>阿蘇郡産山村役場</td> <td>財團法人</td> </td>	年 三〇〇圓 <td>阿蘇郡産山村役場</td> <td>財團法人</td>	阿蘇郡産山村役場	財團法人

四 民力の涵養

1 時勢と民力涵養 歐洲大戰後の我が國內の趨勢は戦前と全く一變し、新思想の輸入によつて、自由平等の聲は喧すしく、舊來の社會的秩序を破壊せんとしたのである。變態なる好景氣は民心をして浮華輕佻に流れしめ、國家觀念も薄弱ならんとし、國家の存立を鞏固に國力の充實を期すべき時は迫つたのである。政府は大正八年三月一日戦後の民力涵養に關する五大要綱を訓令し、亦内務大臣は全國の民力涵養事務打合會に於て其の眞義を述ぶる等、戦後の經營に専心努力し全國民に其の實行を獎勵した。惟ふに當時の我が國家社會の實情よりして眞に國運の進展充實を企圖する上に喫緊の事であつた。

2 民力涵養と當局の施設獎勵

イ 民力涵養の五大要綱 大正八年三月一日戦後の民力涵養に關して、内務大臣は左の如き五大要綱を訓令した。

内務省訓令第九四號

不肖就任ノ初深ク時局ノ重大ナルヲ念ヒ戰時並戦後ノ將來ニ處スベキ所見ノ大要ヲ提示シテ各位ト共ニ鞠躬努力以テ報効ノ誠ヲ竭サムコトヲ期シタリ爾來茲ニ五閱月大戰漸ク其ノ跡ヲ收メムトスト雖戦後ノ世局ハ彌々多端ヲ加ヘ時

運ノ進轉ハ更ニ帝國ノ地歩ヲシテ一層其ノ重キヲ爲スニ至ラシメタリ今之ヲ列國ノ籌劃スル所ニ察スルニ舉國激動相競ウテ何レモ戰時ノ創痍ヲ醫シ進デ宇内一新ノ文化ヲ再造セムトスルニ是急ナラザルナリ新銳ノ意氣方ニ磅礴タルヲ觀ル乃チ我國民ノ此ノ時運ニ處スル一ニ各自ノ自制ニ依リテ犧牲奉公ノ精神ヲ圖リ彼此相濟ケテ克ク協同調和ノ實ヲ舉グルヲ期スベク亨樂徒ラニ費ヲ糜シ輕躁動モスレハ常軌ヲ逸スルガ如キ苟モ健全ナル國家ノ進歩ヲ阻礙スルモノアリテハ深ク之ヲ戒メ官民一致相策勵シテ須ラク新興ノ方策ヲ確立スル所ナクンハアラス若夫レ戰後經營ヲ休現スルノ途ニ至リテハ各方面ニ互リテ自ラ多様ナルヲ免レスト雖モ民力涵養ノ方面ヨリ著眼シテ此ニ其ノ根抵タルベキ要綱ヲ舉ゲ重ネテ庶幾スル所ヲ示サムトス

- 一 立國ノ大義ヲ闡明シ國體ノ精華ヲ發揚シテ健全ナル國家觀念ヲ養成スルコト
- 一 立憲ノ思想ヲ明瞭ニシ自活ノ觀念ヲ陶冶シテ公共心ヲ涵養シ犧牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト
- 一 世界ノ大勢ニ順應シテ銳意日新ノ修養ヲ積マシムルコト
- 一 相互借和シテ彼此共濟ノ實ヲ舉ゲシメ以テ輕進妄作ノ憾ミナカラシムルコト
- 一 勤儉力行ノ美風ヲ作興シ生産ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期セシムルコト
- 一 凡ソ此等ノ諸項一トシテ優秀ナル國民性ヲ鑄成スル要素ニアラザルナシ而カモ之ヲ普及セムトスルニ當リテハ必スヤ各人ノ自覺ヲ促スヲ先トシ更ニ之方徹底ヲ期スルニ際シテハ正ニ官民ノ一致協力ニ須ツヘキヤ論ナシ各位克ク此ノ趣旨ヲ休シ大勢ヲ時ノ進ムニ稽ヘ民心ヲ機ノ動クニ察シ善導啓發地方ノ實情ニ適應スル方策ヲ講シ最善ノ努力ヲ致シテ時代ノ要求スル所ニ副ハシムルコトヲ望ム

大正八年三月一日

内務大臣 床次 竹次郎

口 全國民力涵養協議會 内務省は民力涵養の趣旨の徹底を期する爲め、大正八年五月、民力涵養に關する協議會を開催して、訓令の五大要綱に對する施設事項を協議した。此の大會に於て内務大臣は

「民力涵養の眞義」と題して訓示をなし、協議事項を提出したのである。又協議事項、訓令實行要目、並に協議會に於て出席員の述べたる實行要目に補足する意見の概要は次の通りである。本縣よりも關係者二名出席した。

訓令實行要目

第一

- イ 國民教化ノ普及徹底ヲ期スルコト
- ロ 祖先崇敬ノ實ヲ舉クルコト
- ハ 教育、思想、道德、宗教ニ關スル諸家及諸團體ノ意思ノ疏通ヲ圖リ其ノ奮起ヲ促スコト

第二

- イ 公德心公共心ノ養成ニ努ムルコト
- ロ 共同作業ノ獎勵ヲナスコト
- ハ 奉公感謝ノ觀念ヲ旺ナラシムルコト
- ニ 自治制ノ要義ヲ了得セシメ其ノ實績ヲ舉クルニ努ムルコト

第三

- イ 外來ノ思想ニ對シテハ自主的選擇ノ態度ヲ執リ之カ咀嚼同化ニ努ムルコト
- ロ 青年ノ教導ヲ實際的ナラシメ其ノ効果ヲ舉クルニ努ムルコト
- ハ 科學ノ研究心ヲ促進シ發明工夫ノ趣味ヲ助長セシムル方法ヲ講スルコト

第四

- イ 社會的事業ノ發達ニ注意シ其ノ善導ニ努ムルコト
- ロ 隣保相助ノ方法ヲ講スルコト
- ハ 資本主ト労働者、地主ト小作人ノ關係ニ留意シ共濟諧和ノ實ヲ舉クルニ努ムルコト

- ニ 附和雷同ノ弊風アルモノハ之ヲ矯メ自重自制ノ精神ヲ養成スルコト
 - ホ 部落ノ改善方法ヲ講スルコト
- 第五
- イ 勤勞ノ趣味ヲ助長スル方法ヲ講スルコト
 - ロ 貯蓄ノ獎勵ニ努ムルコト
 - ハ 時間ヲ確守スル方法ヲ講スルコト
 - ニ 能率ノ増進ノ方法ヲ講スルコト
 - ホ 衣食住ノ改善ヲ計リ簡易生活ヲ奨ムルコト
 - ヘ 冠婚葬祭送迎等ノ弊害アルモノハ之ヲ改良スルコト
 - ト 娛樂改良ノ途ヲ講スルコト

ハ 内務省再び民力涵養事務打合會を開く 内務省は曩に五大要綱の實行を期するため、民力涵養協議會を開いて各府縣に指導獎勵を督勵した。大正八年十月には再び事務打合會を開いて、各府縣に於て實施の狀況並に將來留意せねばならぬ點につき打合會を開いて、實績を擧げんことに努めたのである。これによつて政府が如何に民力涵養の効果を擧ぐる爲め専心したかと言ふ事が察せられる。

3 民力涵養と本縣狀況

イ 各郡市に協議會並講演會開かる 本縣に於ても大正八年七月二十一日より八月五日に亘りて各郡市に戦後民力涵養に關する協議會並講演會を開いて、其の徹底を圖つた。

其の狀況を示せば次の如くである。

其の一 協議會並講演會の狀況

郡市	開催日時	會合者ノ種別	會合人員	備考
玉名	七月二十一日 午後二時	町村長、學校長、青年在郷軍人幹部、神職僧侶醫師、議員、區長、有志、諸官衛長、會社長	五〇〇	郡長開會ノ辞、講演、協議、要目ノ説明
熊託本	七月二十二日 午後二時	町村長、學校長、青年在郷軍人幹部、神職僧侶、縣郡市會議員、商工會議所議員、實業團休長、町總代、會社長、報德會會長	七〇〇	市長開會ノ辞、講演、協議、郡長開會ノ辞
上益城	七月二十三日 午前十時	町村長、學校長、縣郡會議員、大地主、青年在郷軍人幹部、神職僧侶、諸官衛長	三〇〇	郡長開會ノ辞、講演、協議
下益城	七月二十四日 午前十時	町村長、學校長、縣郡會議員、青年在郷軍人分會長、郡農會議員、神職僧侶、警察署長	九〇〇	
菊池	七月二十五日 午後一時	町村長、町村吏員、學校長、郵便局長、青年在郷軍人分會長、縣郡町村會議員、常設委員、各種團體幹部、神職僧侶、警官、有志	六〇〇	
球磨	七月二十六日 午後一時	町村長、學校長、青年在郷軍人會長、縣郡會議員、神職僧侶、有志	三〇〇	
八代	七月二十七日 午前十時	町村長、學校長、青年在郷軍人會長、神職僧侶、有志者、縣郡會議員	三五〇	
芦北	七月二十八日 午前十時		八〇〇	
鹿本	八月一日 午後一時		五〇〇	
宇士	八月二日 午前十時		五〇〇	
天草	八月三日 午後一時		六〇〇	
阿蘇	八月五日 午後一時		三〇〇	

備考 會合人員ハ講演ノミノ傍聴者ヲ含ム

其の二 講演會ニ關スル分

郡市	開催日時	會合者ノ種別會員數	參列者及講演題目	備考
玉名	其一三同シ	其一三同シ	帝國臣民タルノ自覺 內務大臣ノ訓示ニ就テ 實行要目ニ就テ	甲斐内務省囑託 鈴木理事官託 五大要綱及實行要目ノ印刷物ヲ一般ニ配布
熊本			帝國臣民ノ覺悟	甲斐内務省囑託 内務部長、鈴木理事官託 郡市農會ノ際知事訓示ノ別紙ヲ印刷配布
上益城			民力ノ涵養ニ就テ 實行上ノ注意	甲斐内務省囑託 金森囑託 全前
下益城			個性道徳ノ向上	甲斐内務省囑託 金森囑託 全前
菊池			自由觀念ノ本義 實行上ノ注意	甲斐内務省囑託 金森囑託 全前及協議事項ノ印刷物配付
球磨			自覺アルノ信念 實行上ノ注意	甲斐内務省囑託 金森囑託 全前
八代			自覺内觀ノ天地ヲ開ケ 實行上ノ注意	甲斐内務省囑託 鈴木理事官託 全前
葦北			自覺力アルノ協力 實行上ノ注意	甲斐内務省囑託 金森囑託 全前
鹿本			眞ノ我ニ立テヨ 實行上ノ注意	甲斐内務省囑託 金森囑託 全前
宇土			民力涵養ノ急要	甲斐内務省囑託 金森囑託 郡ニ於テ調査セル實行方法案ヲ印刷配付

天草全 全 犧牲ノ精神ヲ發揮セヨ 實行上ノ注意 甲斐内務省囑託 金森囑託 全前

其の三 民力涵養講演會等開催成績調

(自大正十一年十月一日 至大正十二年三月卅一日)

講演會	縣主催		郡市主催		町村主催		其他團體主催		合計
	回数	參會人員	回数	參會人員	回数	參會人員	回数	參會人員	
活動寫真幻燈	三	一七、七三	一〇三	六、九〇八	七	一三、四三三	一六	四、一七三	一三六、〇一八
芝居	一		一						三、三三
其他	一		一		二〇	二、五〇九	六	七六六	三、三三
合計	七	一四、〇四一	一〇五	一五、〇六六	三三	一四、九六六	三二	五、二五九	三七七、〇一

其の四 消費節約ニ關スル協議會成績調

(大正十二年四月三十日)

協議會	縣主催		郡市主催		町村主催		商業會議所主催		其他	
	回数	參加人員	回数	參加人員	回数	參加人員	回数	參加人員	回数	參加人員
展覽會	一		一		一		一		一	
協議會	一		三	二五〇	五	四〇〇	一		一	八
合計	二		四	二五〇	六	四〇〇	二		二	八

講演會	活動寫眞	芝居	其他	合計
六	九			一八
一、六〇〇	六、一〇〇			八、〇〇〇
二				一六
三、〇〇〇				三、〇〇〇
七				一七
一、二八〇				一、二八〇
三	九			一二
五、八〇〇	六、一〇〇			一一、九〇〇

五 民風作興

一 時局と民風作興 歐洲大戰終結後七年を過ぐるも、政府の民力涵養に對する努力と、地方當局の協力は未だ充分の成績を擧ぐる能はず、歐米列強の戦後の國力復興に反して、我が國の經濟界は不況を來し、人心も緊張を欠いでゐた。時たま／＼關東地方の災禍に遭遇し、内外益々多難となり國家の前途は實に憂慮に堪へざるものがあつた。畏くも 大正天皇に於かせられては深く世局を御軫念あらせられ、大正十二年十一月十日國民精神作興に關する詔書を煥發せられた。國民の精神を緊張し、勤儉力行によつて、國運を挽回せんことを諭し給ふ。誠に恐懼に堪へざる次第である。政府は御聖旨に答ふる爲め、精神涵養、風俗匡勵、勤儉力行、の三大要綱を目標として國民の奮起を促した。此の時内閣總理大臣は聲明して全國民に其の趣旨を明かにし實行を獎勵した。

内閣總理大臣聲明

大戰終結ノ後既ニ七年歐米列強ハ夙ニ財政經濟ノ整理緊縮ヲ斷行シ其國民亦能ク翕然トシテ力ヲ勤儉ニ致シ戰後ノ經營國力ノ充實兩ツナカラ既ニ見ルヘキモノアリ。爾テ内ニ顧ミルニ帝國ハ戰時經濟界ノ好況ニ溺惑シテ人心一タビ度ヲ失ヒ輕佻浮華ノ風隨テ生シタル以來節制ノ加ヘ難キモノ茲ニ二年アリ。一面戰後ノ反動ヲ經テ經濟界ノ不況ヲ來シ其整理安定未タ成ラサルニ際シ慘烈無比ノ災禍ニ遭遇ス。財政上ノ負擔ハ歲計累年ノ膨脹ト相俟テ頓ニ重キヲ加ヘ一般ノ消費亦爲ニ繁キヲ致ス。産業ノ萎靡貿易ノ逆勢愈々著シク邦家ノ前途憂慮ニ堪ヘザルモノアリ。是レ正ニ朝野疎然トシテ戒慎シ決然起チ國運ノ發展ヲ期圖シ戮力一致民風ヲ作興シ勇斷以テ難局ノ打開ヲ來スヘキノ秋ナリ。畏クモ九重ニ於カセラレテハ深ク世局ヲ軫念アラセラレ客年十一月國民精神ノ作興ニ關スル詔書ヲ煥發セラレ國家興隆ノ本ヲ固クスルノ道ヲ示サセ給フ。然レドモ積年ノ頽風ハ今尙ホ之ヲ一轉スルニ難ク奢侈浪費ノ習未ダ改マルニ至ラサルハ洵ニ寒心ニ堪ヘサル所ナリ。不肖就任以來銳意聖旨ニ副ハントシ先ツ庶僚ヲ督勵シテ官紀ノ振肅ヲ遂行シ由テ一般綱紀ノ肅正ニ資スルヲ念トシ。中央地方ヲ通シテ行政及財政ヲ釐革シ冗費ヲ節シ余資ヲ捻出シテ財界ノ安定國力ノ振興ヲ圖リ更ニ贅澤品等ノ輸入税ニ關スル法律ノ制定其他各般ノ施設ニ依リ現下ノ難境ニ對スル國民ノ自覺ヲ促シ奢侈安逸ノ陋習ヲ一洗シテ勤儉力行ノ美風ヲ振起センコトヲ期シタリ。

茲ニ震災一周年ノ日到ルニ方リテ當時ヲ回想スルニ百年拮据ノ都邑一朝ニシテ大半廢墟ニ歸シ光景悽愴人ヲシテ今尙膚ニ粟スルヲ覺ヘシム。爾來一年復興ノ事業前途固ヨリ遼遠ナリト雖而カモ期年ナラスシテ生業回復見ルヘキモノアルヲ認ム。艱苦ニ堪ヘ窮乏ヲ忍ビ鼓勵緊張大ニ自ラ任スル者ニシテ初メテ能ク斯ノ如クナルヲ得ヘシ。既ニ此猛然タル努力ノ體驗ヲ經タリ。今乃チ當時以來ノ記憶ヲ新ニシテ意ヲ決スル所アラハ克己自制以テ陋習ヲ打破スル蓋シ至難ノ業ニ非ザルナリ。願フニ深刻ナル印象永ク拭フヘカラザル是ノ日ヲ出發點トシテ勤勞ヲ尙ヒ業務ヲ樂ミ無爲徒食ヲ斥ケ年來ノ惰風ヲ一轉シテ齋シク紀律節制アル生活ニ入ルハ當サニ爲サ、ルベカラザルノコトナリ。不

宵ハ國民カ深ク自ラ當時ノ心ヲ喚起シ相率キテ實質剛健ノ風ヲ興シ進ンテ世局匡救ノ負擔ヲ分チ以テ 聖旨ヲ對揚スルニ於テ遺憾ナカルヘキヲ信ス而シテ是レ實ニ不肖ノ切ニ期待スル所ナリ。

大正十三年九月一日

内閣總理大臣子爵 加藤 高明

2 民風作興と本縣の獎勵 縣に於ては政府の意圖により、知事は告諭を以て縣民に對し趣旨の貫徹に努めた。又民風作興に關する計畫大綱を示して實行すべき具体事項を明かにした。茲に知事の告諭並に計畫大綱を示せば左の通りである。

告 辭

昨年十一月十日國民精神作興ニ關スル大詔ヲ拜シテ以來茲ニ一周年學國聖旨ノ深遠ナルニ感激シ衆庶ハ戒慎以テ之カ奉行ノ完カラシムコトヲ欲シ官憲公衙ハ施設畫策ヲ重ネテ移風改俗ノ實ヲ擧ケンコトニ勵メ本縣亦上下共勵其及ハサルコトヲ懼レタリ然レトモ積年ノ弊風容易ニ轉退ヲ見ス學世荒怠浮華放縱ノ風却テ益々瀰漫セントス今ヤ我國經濟界ノ不況其極ニ達シ國歩艱難ニシテ前途實ニ逆路スヘカラサル秋ニ際シ國民ノ精神緊張ヲ欠キ風尙堅實ナラサルコト實ニ斯ノ如シ眞ニ憂慮ニ勝ヘサルナリ是レ畢竟國民ノ覺悟未タ充分ナラス諸般ノ施設亦徹底ヲ欠クノ結果ニ外ナラス若シ夫レ各自翻然トシテ其本分ニ自覺シ當局ノ指導亦克ク此自覺ヲ助成スルニ適センカ現下ノ弊風ヲ一掃シ頽勢ヲ挽回シテ以テ難局ヲ打開シ國運ノ隆昌ヲ期センコト敢テ難事ニアラサルヲ信ス官民共ニ豈ニ反省興起スルトコロナクシテ可ナランヤ是ヲ以テ縣ハ新ニ縣民各自ノ自覺ヲ基調トシテ民風作興ノ施設ヲ定メ堅實ナル歩武ノ下ニ時弊匡救ノ策ヲ樹セリ然レトモ其克ク實効ヲ收ムルト否トハ實ニ繫ツテ縣民各自ノ努力奈何ニ存ス縣民諸子希クハ此月此日ヲ機トシ更ニ猛然反省シテ自重自敬剛健眞摯ノ精神ヲ振起シ浮華放縱ノ習俗ヲ矯メ滔々タル惡風ヲ滌蕩刷新シテ以テ聖旨奉行ノ

誠ヲ致サンコトヲ至囑ニ堪ヘサルナリ

大正十三年十一月十日

熊本縣知事 中川 健藏

民風作興ニ關スル計畫大綱

(大正十三年十一月七日 内務部長依命通牒)

現下内外ノ情勢頗ル多事ナルニ拘ラス時弊依然トシテ俗ヲ成スハ實ニ痛嘆ニ堪ヘス今ヤ最モ力ヲ國民精神ノ涵養振作ニ注キ此難局ヲ打開シ以テ恒久持續的ニ國運伸展ノ方途ヲ講スルハ極メテ重大緊切ノ要務ニ屬ス斯ノ秋ニ際シ國民翻然トシテ猛省自覺スル所ナクンハ噬臍ノ悔遂ニ免ルヘカラス惟フニ此ノ難局ヲ凌キテ國家ノ興隆ヲ期スルニ國民精神作興ニ關スル詔書ノ御趣旨ヲ奉載シテ其實績ヲ擧クルニアルノミ依リテ茲ニ民風作興ニ關スル根本恒久的ノ計畫ヲ定メ舉縣一致ノ活動ヲ果シ依テ以テ國本ヲ固ムルノ大業ニ貢獻センコトヲ期ス
叙上ノ目的ヲ達成スルカ爲必要ナリト信スル事項ヲ第一民風作興ノ要綱第二民風作興ノ施設第三民風作興ノ獎勵ノ三者ニ分チ左ニ其ノ概要ヲ説明スヘシ

第一 民風作興ノ要綱

民風作興上体得實行スヘキ事項少カラスト雖モ多岐ニ亘ルトキハ實績ヲ擧ケ難キノ憾多キヲ以テ左記三大要綱ニ付全力ヲ是ニ集中シテ實効ヲ收メンコトヲ期ス

- (一) 精神涵養
- (二) 風俗匡勵
- (三) 勤儉力行

- イ 一般ニ自己尊重ノ慣習ヲ涵養助長シ以テ實質剛健ノ精神發揚ヲ期スルコト
- ロ 敬虔ノ風ヲ養ヒ忠孝道義ノ信念ヲ固クシ義勇奉公ノ精神ノ旺盛ヲ期スルコト

ハ 立憲自治ノ思想ヲ明カニシ社會道德ニ對スル自覺ヲ促シ公共犧牲ノ精神涵養ヲ期スルコト
 (二) 風俗ノ匡勵

イ 浮華放縱ヲ斥ケテ質素勤勉ノ美風ヲ涵養シ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ノ良俗ヲ振作スルコト
 ロ 相互ニ人格ヲ尊重シテ融和協調ノ美ヲ濟シ隣保相助彼此共濟ノ實ヲ舉クルコト

(三) 勤儉力行

イ 質素勤勉貯蓄ノ道德的並ニ經濟的意義ヲ闡明シ且内外ニ於ケル財政經濟ノ狀勢ニ鑑ミ其力行ノ必要ナル所以ヲ了得シテ之カ實行ニ努ムルコト

ロ 業務ニ關スル日新ノ智能ヲ修練シテ能率増進ヲ期スルコト

3 民風作興に關する施設狀況 縣は民風作興委員會を設置し縣下の名士を網羅して其計畫要綱を立て、具体案を作つた。第一回の委員會では三大要綱の一たる勤儉力行の獎勵に關し方法及要目を計畫した。其の實施については勤儉獎勵強調期間を定めて、氣運を作興し其の徹底を期する一方法とした。これによつて各郡市には郡市長を中心として民風作興委員會を組織し、町村にては町村委員會が設けられて、縣下舉つて其の實績を舉げん事に努めたのである。
 左に民風作興に關する實行機關の施設狀況を示す事にする。

民風作興ニ關スル實行機關ノ施設狀況調 (大正十四年十一月十日調)

郡市名	郡市長ヲ中心トシタル地方分會又ハ地方分會代用スルモノ	町村ヲ單位トスル委員會又ハ之ニ代用スルモノ	町村委員會	代用スルモノ	計	町村數	未設置ノ町村數
-----	----------------------------	-----------------------	-------	--------	---	-----	---------

熊本							
飽託	飽託郡民風作興委員會	二四	六	三〇	三一	一	
宇土	宇土郡民風作興委員會	二二	一	一二	一二		
玉名	玉名郡民風作興委員會	二〇	五	二五	四三	一八	
鹿本	鹿本郡民風作興委員會	二七		二七	二七		
菊池	菊池郡聯合自治會	二四	一	二五	二五		
阿蘇	阿蘇郡各町村民風作興委員長會	二六		二六	二六		
上益城	上益城郡民風作興委員會	二八		二八	二八		
下益城	下益城郡方面委員會		一八	一八	一八		
八代	八代郡自治會	一九	五	二四	二四		
芦北	芦北郡民風作興委員會	八	三	一一	一一		
球磨	球磨郡民風作興委員會	九	一五	二四	二五		
天草	町村長會ヲ以テ代用	四八	三	五一	五七	六	

計	一一二	二四四	五七	三〇一	三二七	二六
---	-----	-----	----	-----	-----	----

備考 一 町村数ハ町村役場数

4 國旗掲揚調 縣は民風作興の施設獎勵に關しては、舉縣一致の努力をしたが其の成績を窺ふ一面として、昭和二年四月廿九日の天長の佳辰を機としての、縣下一齊に國旗の掲揚状態を調査した。此の企ては國民としての國家觀念、皇室意識の如何を見るに最も簡單なる方法である。表に示すが如く調査戸數二十萬余に對し、國旗を有せない戸數が二萬、亦掲揚してゐないのが三萬戸もあると言ふ事は、數の上から推せば決して良好なる成績と言ふ事は出來ぬ。左に各郡市別の表を示す。

國旗掲揚調

祝祭日其他ニ於ケル國旗ノ掲揚ニ關シテハ多年獎勵ヲ爲シ來リタルモ民風作興上參考ノ爲メ今回改元第一ノ天長ノ佳辰ヲ機トシ縣下一齊ニ調査ヲ行ヒタリ其成績左ノ如シ

郡市名	市町村調査戸數	國旗ナ有スル戸數	國旗ナ有セサル戸數	正式又ハ近キモ式ニ認メテ掲揚セサル戸數	異式ト認ムベキ旗數	四月廿九日天長節ニ際シテ掲揚セサル戸數	備考
熊本	七、三八八	六、七三三	六五	六、七三三		六、七三三	一 熊本市ハ全戸數二六、三五一戸中ノ一部七、三八八戸ニ付調査セリ
飽託	一四、七二二	一三、五四九	一、一七三	一三、〇七七	一、六四五	一三、七七一	

字士	玉名	鹿本	菊池	阿蘇	上益城	下益城	八代	葦北	球磨	天草	計
一七、九五五	三三、四〇〇	一四、六八八	一六、八三三	一三、八九三	一五、六七七	一三、三四四	一四、九九九	一一、三六九	一七、七九三	三三、九四三	二〇五、六〇〇
六、八四四	三三、五二二	一三、三五五	一五、一一一	一一、八〇四	一四、六六六	一一、三三〇	一三、九四〇	九、七五六	一五、六一一	二九、九九一	一八五、一四一
一、一〇二	一、九九九	一、一五三	一、七〇二	二、〇八九	一、〇六一	八二四	九七九	一、六三三	二、一八一	三、九五二	二〇、四五九
六、一九四	一八、八三三	一一、三三九	一四、〇九三	八、五四四	一三、三〇三	九、二九三	一〇、六七八	九、一五〇	一三、五五五	二五、九九一	一五八、六六〇
六三〇	二、六八九	二、二一六	一、〇一九	三、〇一八	一、三三三	三、〇一八	二、三三三	六〇六	三、〇八六	四、〇〇〇	二六、四八一
六、八八八	一九、七二八	一三、三三〇	一三、三〇八	一一、八〇四	一四、四一一	一一、四八六	一三、三五六	九、五三八	一五、〇五八	二八、四六七	一七五、五四八
一、一〇七	三、七〇二	二、二四八	三、五〇四	二、〇八九	一、二七六	一、六四八	一、六六三	一、八四二	二、七三四	五、四七五	三〇、〇五二

二 天長節當日ニ國旗掲揚ナキ戸數ハ同日不在中ノモノ及農繁ニ取紛レタルモノ又ハ區長ノ通知不徹底等ノ爲ナリ

三 國旗ナ有セサル戸數ハ赤貧者及一時的ノ寄留者等ナリ

四 異式ト認メタルモノハ大部分ハ喪章ニ關スモノナリ

六 青年團

1 本期青年團概況 前期に於て縣下殆く普及した青年團は、郡市聯合の組織も實現し、其の活動にも見る可きものがあつた。而して縣聯合青年團組織の機運も漸次濃厚になり本期に入りいよいよ機熟し大正十年十月には縣聯合の組織が實現した。毎年の總集會には体育會を催して、各郡市は盛んに勝負を競つたのである。これによつて全國青年の明治神宮競技に出場し他の府縣と覇を争ひ毎年優秀の成績を得て肥後男兒の意氣を天下に示した。これより先、大正九年十一月には 畏くも皇太子殿下より優渥なる令旨を賜はり、全國青年團は蹶起して御令旨の奉体に努めたのである。

時恰も歐洲戰亂後の好景氣加ふるに思想の影響を受け、國民の氣風弛緩し、時弊の救済はかゝつて青年の自覺と努力に俟つべき事が多かつた。加ふるに大正十二年十一月には關東大震災あり、國力の復興に急なる秋に當り國民精神作興詔書發せられ、縣は御聖旨の奉体に關し告諭を發して縣民に奮起を促したのである。かゝる國內の危機と對外的の情勢とは國家の進展に益々青年團の振興を急務とした。大正十五年七月には勅令の公布によつて青年訓練所が設置され、全然國家の事業として青年の心身を鍛練し將來公民としての資質を向上するの目的を以つて、學科と教練とを課し、教育家、軍部、在郷軍人會、地方有志等相協力して所期の目的を達成せん事に全力を注いだ。本縣に於ては地方の青年團に於ては既に軍事訓練を實施し相當成績を擧げてゐる際に、訓練所の基礎は確立されてゐるので其の設置を容易ならしめ、形式内容兩方面共成績を擧ぐるに貢献する處が多かつたのである。

2 青年團の内容充實

イ 内務文部兩省再び訓令を發す 政府は青年團の振興に關しては大正四年と大正七年に訓令を發して、設置の普及に對して極力獎勵したのである。然し益々其の内容を整理し實質を改善して健全なる發達を遂げしむるには、今後尙設置すべき事項多く、特に自立の精神を發揮して組織を自治的にし、官公署學校等とは互に氣脈を通じて連絡提携して發達を促進し其の使命の重きに副はんことを要望して大正九年一月に三度訓令を發した。本縣に於ても銳意内容充實に力を注ぎ大正十一年の縣下の郡視學會議に次の如き指示をした。

○ 青年團内容充實ニ關スル件 (大正十一年一月郡視學會議)

本縣青年團ハ由來健實ナル發達ヲナシ郡市ヲ通ジテ其ノ組織成リ内容略整ヒタリト雖モ時勢ノ進運ニ照シテ之ヲ觀ルトキハ決シテ現狀ヲ以テ満足スヘキニ在ラス即チ補習教育ノ普及徹底、風紀ノ改善、身体ノ鍛練、地方啓發等改善努力ヲ要スヘキ事項一ニシテ足ラス而モ昨年一月内務文部兩大臣ノ訓令モアリタル如ク青年團員ハ須ラク自奮自發ヲ要スルコト勿論ニシテ青年力將來忠良ナル國民トシテ又善良ナル公民トシテ必要ナル修養ヲ積ムニハ特ニ自立ノ精神ヲ發揮シ團員自ラ其ノ經營者トナリ健實ナル發達ヲ期スルハ實ニ青年團ノ根本問題ニシテ之レ正ニ時勢ニ順應スルノ道タルヲ認ム創業ノ時代ニ於テハ小學校長町村長又ハ名望家等ニ於テ統督セラレタルコト必要ナルモ最早團体ノ基盤礎漸ク固トナリ青年ヲシテ奮起セシムル時代ナルニヨリ團体ノ首腦トシテ直接ニ當ル者ハ成ルヘク適材ヲ團体員ノ裡ニ求メシムルコトトシ小學校長市町村長其ノ他ノ官公ノ職司ニ在ル者並地方名望家等ハ今後顧問等ノ地位ニ在リテ專ラ之カ後援指導ノ責任ヲ盡シ以テ青年團本來ノ目的ヲ達セシメラレ度尙團員ノ年齢ニ付テハ從來二十歳ヲ以テ常例トセルモ之ヲ二十五歳ニ進メ青年ヲシテ充分ナル修養ヲ積ムノ良習慣ヲ養成スルハ時世ノ趨勢ニ順ミ適當ト認ム之ヲ要

スルニ從來ノ青年團体ノ組織ニ改善ヲ加ヘシメ團員自ラ進シテ團体ノ内容充實ト個人ノ修養ニ努メシムルハ蓋シ喫緊ノ事ニ屬ス然レトモ地方ノ事情ニ依リ急激ナル變更ノ爲却テ團体ニ動搖ヲ來スカ如キハ考慮スベキコトナルニ依リ未タ其ノ時期ニ達セサルモノハ幹部ノ養成等ヲ行ヒ漸次之カ徹底ヲ期セラレ、ヲ要ス其ノ他青年團ノ内容充實ニ關シ特ニ留意スベキハ

- 一 青年ヲシテ立憲自治ノ思想ヲ涵養シ公民タルノ修養ニ努メシメ自他ノ人格ヲ尊重シ貴賤貧富ヲ問ハス五ニ敬愛ノ念ヲ以テ相接シ而シテ事ニ處スルヤ苟モ感情ニ因ハレス公平ナル理性的判斷ニ因リ道義惟レ從フノ習慣ヲ馴致シ和衷協力克ク衆力ヲ加ヘテ今其ノ爲ニ貢獻スルノ精神ヲ養成セシムルコト
- 二 國民生活ノ充實ト國富ノ増進トヲ圖リ國民舉ツテ勤勉力行消費ヲ省キ節約ヲ重ニスルノ美風ヲ養フコトハ最モ青年時代ノ修養上緊切ナリ故ニ團体員ハ克ク此ノ趣旨ヲ体シ一層職業ニ精勵シテ練達堪能ヲ期スヘキコト
- 三 國民ノ強健ナル体力ト進取ノ氣象トハ國家富強ノ源動力タルヘキコト言フ俟タス青年ノ心身ヲ鍛練シテ其ノ体力ヲ増進シ其ノ氣力ヲ旺盛ナラシムルハ實ニ個人ノ幸福タルノミナラス實ニ國家ノ至幸タリ故ニ青年ヲシテ体育衛生ニ留意シ武道体操遊技登山等ヲ勵行シ以テ心身ノ鍛練ニ努メシムルコト
- 四 近來青年男女著シク讀書ノ趣味ヲ向上シ來リタルハ喜ブベキ現象タリトスサレハ此ノ際各町村小學校其他ニ於テ簡易圖書館ヲ設ケ或ハ巡回文庫ヲ設置シ或ハ學校圖書ヲ貸出シ益々其ノ趣味ヲ促進スルハ極メテ肝要ナリト信ス其ノ他娛樂機關ノ改善風紀ノ矯正地方産業ノ振興就中補習教育ノ普及徹底ハ青年團ノ内容充實上肝要ナルニ依リ宜シク指導誘掖ニ力ヲ盡スコト

口 令 旨 拜 戴

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸氏能ク内外ノ情勢ニ顧ミ恒ニ其ノ本分ヲ盡シ奮勵協力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗メムコトヲ望ム

(今上天皇陛下ガ皇太子ニ御在シシ時大正九年十一月二十三日、全國青年團ニ賜ハリタルモノ)

大正九年十一月明治神宮竣工の盛典を機とし、全國青年團明治神宮代參者大會が東京に於て開催せられた際長くも 東宮殿下より令旨を賜はつたので、一同大いに感激して御令旨の奉戴を神明に誓つた。更

に内務文部兩大臣よりも令旨奉戴に力むべき訓令を發し、全國の青年團の發奮を促したのである。此の時本縣よりも代參者を參列せしめて、令旨奉戴の光榮に浴した。

3 青年團の設置標準を示す 縣は青年團の設置普及に關しては前期の明治四十一年と大正五年に設置の標準を示して獎勵し組織の改善と内容の充實に努めたのであつた。本期に入つてはいよいよ内容充實期となつて縣は大正九年に三度設置に關する標準を示して目的の達成に努力したのである。其の標準の主要點は、青年團自身が自治的に之を經營して行くことである。其の事業には補習教育、自治訓練、風紀改善、實務練習、身体鍛鍊等専ら修養に務め地方の情況によりては作業を行ひ實務に従ふ事を獎勵してゐる。また青年團と他の団体と聯絡して其の目的の達成に努むべしとある。

4 青年團の活動狀況



青年團神前講話

イ 町村青年團の活動 前期に於て治く普及された青年團はいよゝ其の基礎を確立し、本期に至つては内容充實に専心努力し得る時期に至つた。各町村は設置の趣旨により自主自立の精神によつて活動を爲し、其の主なる事業としては、補習教育の徹底、体育運動の振興、團の統制ある訓練、等は何れも地方に於ても力を注がれたが、其の他土地の事情、舊慣等によつて種々の方面に特色ある活動をなしたのである。政府當局も亦この好機を捉へ優良青年團を表彰して實績の向上を促進せしめた。本縣にも大正十年十一月廿二日 令旨下賜記念日を卜して、菊池郡の清泉青年團が補習教育の成績並に訓練の成績優良なる故を以て大臣より選賞を受けた。尙大正十三年の青年團の状況を左に表示しよう。

熊本縣青年團狀況調 (大正十三年三月日末現在)

郡市名	團數	團長種別			團員計	正團員年輪大正十二年	團費度經費豫算	資	産	備	考				
		市町學校	教員家	名望											
熊本市	一	一			一、三三五	四、一七三	一、七三三								
飽託郡	三	五	七		四、七七七	四、七七三	七、六三三								
宇土郡	一	九			二、〇八一	六、〇九	二、六九〇	一、三五五	九八錢						
玉名郡	四	二			九、五九五	二、六〇	六、三三五	五、一〇七	七〇錢						
鹿本郡	七	六	二		四、五六三	四、五六二	二、一三五	一、九七三	五三錢						
市町學校	村長	教員	家	名望	團員	正團員	其他團員	計	正團員年輪大正十二年	團費度經費豫算	資	産	備	考	
熊本市	一	一			一、三三五	四、一七三	一、七三三	一、六六圓							
飽託郡	三	五	七		四、七七七	四、七七三	七、六三三	一、六六圓							
宇土郡	一	九			二、〇八一	六、〇九	二、六九〇	一、三五五	九八錢						
玉名郡	四	二			九、五九五	二、六〇	六、三三五	五、一〇七	七〇錢						
鹿本郡	七	六	二		四、五六三	四、五六二	二、一三五	一、九七三	五三錢						

市費ヨリ青年團處女會ノ事業費ニ一、四四〇圓支出ノ豫定

菊池郡	二五	六	一七	二	三、一六四	二、三二二	五、三八五	二、一三〇	一、四三圓	九五錢	三、六七圓八三錢				
阿蘇郡	三六	一〇	一一	二	三、三、五〇	一、四三三	四、七〇三	二、一一二	九六五圓		現金 一七、四五〇圓三〇錢 田畑町三反山林五丁五段 原野三丁五段建物八棟其他				
上益城郡	二八	九	一七	一	一、三、〇七	一、六八八	四、四五三	二、一〇	二、〇三圓	〇八錢	茶園 三反 三、八〇圓三錢				
下益城郡	一八	七	八	二	二、七一九	二、五八七	五、三〇六	二、一五	一、七六圓	六〇錢	一、〇〇四圓七錢				
八代郡	三	四	二〇	二	四、六〇	二、〇二六	六、六六三	一、五	三、九八圓	七九錢	現金 二、二五〇圓六錢 建物十棟土地三反三畝 松二萬本 楮一萬五千本				
葦北郡	二	七	二	一	二、四九七	六六	二、五九三	二、一五	一、三六圓		現金 二、一五〇圓 植樹 四十丁				
球磨郡	二五	二	二	三	七、四、九四	三、三〇	四、九四二	二、二五	五、〇四八圓	七五錢	現金 七、一三三圓三〇錢 証券、植樹				
天草郡	六七	六	五	一三	二、九二、〇三	八、四七二	二、八六八	三、一三五	八、三三七圓	九八錢	一四、四七〇圓六錢				
計	三、四、六	六、一、六	三、三	三、〇	四、九、五、五、六、二、一、八、四、六、四、六	二、一、一、二、〇	二、一、一、二、〇	二、一、一、二、〇	四、〇、九、〇、三、四	二、一、一、二、〇	六、〇、三、七、〇				

青年團員修養ニ關スル施設事項 (大正十三年三月日末現在)

一 知徳ノ修養ニ關スル事項



青年團奉仕作業の状況

入退營送迎 慰問吊慰 各種記念日

懸賞論文募集 教育召集 不時召集 基本財産造成

補習教育奨励、總會、各種講演會（講演會活動寫眞講演會）各種講習會

（指導講習幹部講習一夜講習）神社參拜、献穀、義士會、通信教授、揭示教育、圖書館巡回文庫ノ設置及利用 圖書雜誌新聞ノ購讀、温習會、雜誌發行、研究發表會、修養會、視察見學旅行、善行表彰、壯丁教育、敬老會、公民教育會、雄辯大會、習字會、學校儀式參列

一 公益世務及生活改善ニ關スル事項

勞働奉仕、警備、消防、道路修繕、道路建設、揭示台建設、神社佛閣墓地洒掃、電燈料集金、塵箱設置、用水悪水路浚渫、洪水警防、報時、時間勵行、綿服勵行、短髮勵行、禁煙禁酒勵行、風紀改善、

一 体育及娛樂ニ關スル事項

体育會 早起會 遠足 登山 体操 水泳 相撲會 演武會 オリヰビツク競技會 娛樂會 慰安會

一 産業及經濟ニ關スル事項

各種品評會 各種展覽會 共作試作 一坪農業 競作會 家庭實習 共同貯金 農事改良 農事相談所 殖林

一 其ノ他ノ修養ニ關スル事項

養成所創立當時の青少年社會教育の一般傾向

島 永 久 太 郎

大正九年四月一日熊本農業學校に熊本縣農業教員養成所が新に併設せられ、現今では之が熊本縣立實業補習學校教員養成所と云ふ隨分長たらしい名前に改稱されて居るが、本題の養成所とあるのは即ち之を指したので、従つて本記事は大正九年前後の事に屬するものである。

大正の初年頃まで地方初等の教育が専ら小學校の教育本位であつて、如何にして小學校教育を普及徹底せしむべきかの一方策として、所謂社會教育なるものを講究せられるに過ぎない觀があつた、従つて自ら小學校長にも安全第一に小學校内の教育に専念する者と、又眞に兒童の教育完成の爲其の教育作用の持續、擴大を必要とし、且又社會の進運を考察して、須く小學校門は其の町村の境界に立つものとすべしと痛感する即ち社會教育方面の重視者を見るに至つた。けれ共概して斯の社會教育に就て、何等か具体化せずんば止まない機運は既に熟して來た。然るに時恰も世界大戰の勃發！大雨將に到らんとして電光一閃、我が教育界も愈々緊張の度を加へて來た。獨逸の科學的進歩、産業の發達、團体訓練の徹底等に驚異を感じては、早速我が教育界にも理科教授の振興、体育の奨励等喧傳せられ出したが、就中職業的指導の覺醒、青少年訓練の急務なる等に至つては、當局からの奨励も特に著しく感ぜられた問題であつた。縣下に於ても玉名郡の如きは他郡に卒先して大正三年から補習學校が普及實施せられた。けれ共初めは多く男子のみに限られ、夜學のみで、小學校の復習に過ぎなかつた。農業科の如きは其の重要學科目とされて居りながら、當時の玉名郡視學中島仰氏は「郡内全部の農業補習學校を巡つて視て農業科の時間に農業の授業を實行して居つたのは君一人外無かつた」と筆者に言はれた事がある。小學校に約水田二段歩、畑一段歩の小作實習地を經營した筆者が百圓近くの純益金を残したのを後任者は之が使途に困惑したと云ふ話も今更思ひ起される。赤毛布式の若者組が青年團として村、郡、縣より全國的に統制されたのも此の頃の事で、處女會も青年團に

連れて發展して来たが、筆者が當時某村に處女會を組織した時の事である。其の一部落の父兄曰く「若し吾々の所の處女を此の後屢々呼出して暇暮しをさせられたら吾が部落は黒潰れするより外ない」として大反對を受けたものであるが時勢の推移支ふる由もなく先年此の村處女會が本縣より表彰せられたのを聞いた時など、眞に今昔の感に堪へないものがあつた。之を機として玉名郡に始めて社會主事を置かれ、津幡隆氏之に任じ、漸次各郡も之に倣ひて愈々全縣舉つて社會教育の体系を認められる事になつた。父兄會、主婦會、少年團、圖書館等々名前さえ記憶し兼ねる程諸團體、諸機關が續出して来た。而して小學校長は之等十數種の長を兼務せねばならぬ事となり、上局よりの通牒、之に對する報告、迎も仕事は激増して、豫て手馴れた小學教育よりも、寧ろ斯の社會教育方面に腦まされねばならなくなつた。本縣が斯る際に補習教員養成所を新設するに至つたのは、蓋し偶然でなかつたのである。之より勤勞教育は高潮せられ、從來小學兒童が道行く人にきまり悪げに馬を曳いてゐたのも制帽のまゝ平氣に町を過ぐるのが見え、女學校出の處女さえ野菜籠荷つて耻ぢないのが殖え出して青年訓練所も具体化する事になつた要するに之等は當時世界大戰に刺戟されたる本縣教育界が、如何にして國家觀念の養成を爲すべきか。如何にして國民各個の能率を増進すべきかの懸案に就て對策を講ぜられたる社會教育上の事態として筆者の管見を記した次第である。

口 各郡市聯合青年團狀況 各郡市の聯合組織は前期大正六七年頃縣下殆んど完成したので、本期は其の活動時代と言つてよい。各郡市共専任の社會教育主事補を置いて獎勵指導せしめたので各郡一齊に勃興したのである。縣には社會教育主事を置いて縣下の指導と有機的統制に當らしめた。其の結果殆んど各郡共其の事業の内容は大體一致してゐるのである。

最も盛んに開催されたのは青年幹部講習會である。郡下各町村より幹部を集めて指導者としての講習を開き町村青年團の活動を一層促進せしめたのである。郡市聯合の體育會を催して各町村を單位として勝敗を競び、郡に於ける優勝者をして縣聯合の選手として出す豫選ともなつたのである。かくして青年團の體育熱は大いに高潮された。又郡下を數部に分ちて聯合會を催し、檢閲をなして學科方面の指導獎勵をなし、併せて體育會を行ふ案年々其の内容を充實せしめる様に氣運が向つたのである。其他種々の講習會を催す事や、社會奉仕、視察見學等は各郡市共實施されたのである。此の郡市聯合によつて各町村は其の内容の比較が顯著になり、各自己の團を反省し採長補短、奮起を促すに相當の効果があつたのである。かくして活動の範圍が一段と擴張されたのである。

熊本縣青年團各郡市別狀況 (大正十三年三月末現在)

郡市聯合青年團調 (表中括弧内は團數)

團名	團長氏名	團長種別	副團長氏名	副團長種別	創立年月日	聯合團員數	正團員數	年齡範圍	大正十三年豫算補助額	事業ノ概要
熊本市青年團	高橋守雄	市長	佐々木乙助	市助	大正十年九月一日	一、二二三	一、五二三	一、五三	四	一、講演會二、講習會三、體育會四、夜學五、圖書閱覽
飽託郡聯合青年團	實美郡長	郡長	大保長野	二人郡視學社主事補	大正七年十月三日	三、五、三三	一、三、二五	一、五三	四	全指導者講習會三、各種奉仕事業四、共同貯金五、檢閱會六、體育會

全球磨郡	全北郡	全八代郡	全下益城郡	全上益城郡	全阿蘇郡	全菊池郡	全鹿本郡	全玉名郡	全宇土郡
後藤 九州彦	梁井 淳二	迫 靜吾	西岡 乙平	高橋 爲雄	高田 龜喜	入江 景正	堀 眞策	桐野 森吉全	園川 喜代太全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
藤川 正連	佐藤 新吾	木原 不二人 齊藤 唯夫	卜部 義高	赤城 安熊	津幡 隆	立山 松次	山來 嘉富 内村 次人	稻野 務	中島 市雄
望家 望家	望家 望家	社會教育 主事	全	全	全	視學	社會視學 主事補	視學	社會視學 主事補
大正七年 四月	大正六年 十月一日	大正六年 七月四日	大正六年 三月七日	大正七年 三月五日	大正七年 三月五日	大正七年 九月	大正六年 七月九日	大正七年 三月廿日	大正六年 二月二日
三五	二	三	一八	二六	二六	三五	七	四	三
五、一〇〇	二、四〇〇	六、六六六	四、六〇〇	四、四四五	四、七〇三	六、〇五二	五、二八四	六、三五	二、七九
二五、一三五	三、一〇〇	三、一三五	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	一、四一五
一、七三七	八九〇	一、七八	六〇五	六七〇	六三	一、〇〇〇	六六	一、〇五	七九〇
三三	二〇〇	三五〇	一五〇	一六〇	一九	三五〇	三〇〇	二四〇	二四〇
一、講演會二、講習會三、 體育會四、表彰五、視察六、 總會	一、講演會二、講習會三、 運動會四、表彰	一、體育會二、表彰三、 講習會四、品評會展覽	一、講演會二、幹部養成講 習會三、點呼四、體育會 五、表彰六、總會	一、講演會二、講習會三、 集三、講習會四、視察旅 行五、表彰體育會	一、講演會二、講習會三、 總會四、體育會五、體育指 導會六、視察七、表彰	一、講演會二、講習會三、 巡回文庫四、幹部講習會三 七、教育召集六、品評會	一、幹部養成講習會二、 視察見學三、總會四、 支部講習會五、研究調查六、 精神作製詔書講習會八	一、幹部講習會二、總會 三、體育講習會四、視察五、 年歌懸賞集	一、總會二、幹部養成講 習會三、夜講習會四、 溫習會五、體育會六、 視察七、神社崇拜八、朝起會

計一三	全市長一 一、二	古市 清男	助視學 市視學 郡視學 社會教育 主事	大正六年 十一月	三、一〇〇 (五〇) 二、一〇〇 (二七)	一、九八〇	四八三	一、總會二、講習會三、 體育會四、品評會 見學七、品評會
-----	-------------	-------	---------------------------------	-------------	--------------------------------	-------	-----	------------------------------------

八 縣聯合青年團狀況

各郡市聯合青年團の發展と充實とは、縣聯合青年團の組織を促進せしめ大正

十年十月廿三日いよゝ聯合組織成り聯合青年團規則を設けて活動を始めたのである。縣は之れに一千圓を補助して活動を助けたのである。重なる事業としては、雑誌「青年と處女」發行、總會、體育大會、指導者講習會、團長會等である。

總會と體育大會は同時に行はれ體育會には各郡市對抗の競技を行ひ、優勝旗の爭奪戦をやつたのである。この優勝者中から、明治神宮競技大會に選手を選拔し出場せしめたのである。

大正十三年の縣聯合青年團の調並に團則を擧ぐれば左の如くである。

熊本縣聯合青年團々則

第一章 總則

- 第一條 本團ハ縣内各郡市聯合青年團ノ連絡及之カ指導ニ昂メ其ノ向上發展ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本團ハ熊本縣聯合青年團ト稱シ事務所ヲ熊本縣廳内ニ置ク
- 第三條 本團ハ縣内各郡市聯合青年團ヲ以テ組織ス

第四條 本團ハ其ノ目的ヲ達セムカ爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一 講習會講演會展覽會等ノ開設
- 二 雜誌ノ發刊
- 三 模範青年及優良青年團ノ表彰
- 四 視察員ノ派遣
- 五 其ノ他必要ナル一切ノ事業

第二章 役員

第五條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁	一名	副總裁	一名
團長	一名	副團長	二名
評議員	二六名	理事	若干名
專任書記	一名		

第六條 總裁ニハ本縣知事ヲ副總裁ニハ本縣內務部長ヲ推戴ス

團長ニハ本縣學務課長ヲ副團長一名ハ縣社會教育主事ヲ之ニ充テ他ノ一名ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ之ヲ選舉ス

評議員ハ各郡市聯合青年團二名トシ各聯合青年團ニ於テ一名ハ團長又ハ副團長ヨリ他ノ一名ハ其ノ他ノ役員又ハ團員中ヨリ之ヲ選出ス

理事ハ團長之ヲ囑託ス
書記ハ團長之ヲ任免ス

選舉ニ依ル役員ノ任期ハ各三箇年トス

第七條 團長ハ團務ヲ總理シ本團ヲ代表シ又ハ會議ノ議長トナル

副團長ハ團長ヲ輔佐シ團長事故アルトキハ之ヲ代理ス

理事及書記ハ團長ノ指揮ヲ受ケ團務ニ從事ス

第八條 本團ニ顧問若干名ヲ置キ學識名望アル者又ハ本團ニ功勞アリト認メタル者ヲ團長之ニ推舉ス

第三章 會議

第九條 會議ヲ分チテ總會評議員會理事會ノ三種トス

第十條 總會ハ必要ニ應ジ開キ、講演談話討論體育演武其ノ他團長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ舉行ス

第十一條 評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ團長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時開會スルコトアルヘシ

評議員會ニ於テ議決又ハ舉行スヘキ事項ノ概目ハ左ノ如シ

- 一 歳入歳出豫算ノ議決及決算ノ認定
- 二 團則ノ變更
- 三 郡市聯合青年團ヨリ提出シタル事項
- 四 其ノ他團長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十二條 理事會ハ隨時之ヲ開キ本團ノ事業其ノ外團長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ調査審議ス

第十三條 議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ定メ可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

第十四條 本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十五條 本團ノ經費ハ各郡市聯合青年團ノ負擔金補助金及其ノ他ノ收入金ヲ以テ之ヲ支辨ス

第四章 會計

第十五條 本團ノ經費ハ各郡市聯合青年團ノ負擔金補助金及其ノ他ノ收入金ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十六條 本團ノ經費ハ各郡市聯合青年團ノ負擔金補助金及其ノ他ノ收入金ヲ以テ之ヲ支辨ス

附則 團長ハ必要ナル細則ヲ定ムルコトヲ得
熊本縣聯合青年團調 (大正十三年三月末現在)

團名	團長氏名	團長種別	副團長 氏名	副團長種別	創立聯合 年月日	團員數	正團員	其他 團員	計	正團員 年齡範圍	大正十縣 預算補助額	資產 中全上 本基 產財額	事業ノ概要 雜誌「青年」 處女發行、總 會、體育大會、 指導者講習 會、團長會等
	熊本縣 聯合青年團 中村恒三郎	理事官森實美郡 學務課長福家徳衛社會教育主事 長 大正十年五月十日											

七 青年訓練

1 青年訓練所の創設 歐洲の大戦は物質上經濟上にも非常な變革をもたらした時であつたが、思想界精神界にも亦未曾有の變動を來した時であつた。即自由平等の思想は輸入され、都鄙の別なく非常なる速度を以て彌漫した。之の思想は財界の好景氣と相通し、其の余弊は人心著しく弛緩し眞に憂慮すべき社會相となつた。之の弊風打開策として政府が採つた教化運動が謂所民風作興の施設であつた。故に青年の心身を鍛練して、健全なる國民善良なる公民としての資質を涵養することは、當時の情勢に鑑み特に必要なることであつた。從來青年教養の施設は年と共に發達し、亦相當の効績を收めては來たが、尙未だ充分ならざるものがあつたので大正十五年七月より全國一齊に青年訓練所を設け、一般青年に適切なる訓練を行ふこととなつた。次に其の要點並に關係法規を示すと

○青年ノ心身ヲ鍛練シテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ資質ヲ涵養スルハ我カ國內外ノ情勢ニ鑑ミ

頗ル緊切ナルヲ覺ユ然ルニ現下青年教養ノ施設ハ逐年發達ノ趨勢ニアリト雖尙未タ十分ナラサルモノアリコレ今回青年訓練ノ制ヲ定メ一般青年ニ對シテ適切ナル訓練ヲ行ハントスル所以ナリ而モ本訓練ノ結果ハ兵役ニ服スル者ニ對シ在營年限ノ短縮ヲ伴フカ故ニ其ノ國家産業ノ進展ニ及ホスヘキ効果モ亦頗ル大ナルモノアルヘシ

○訓練ノ時期ニ關シテハ青年ノ生業ヲ妨ケサルコトヲ期シ適當ノ季節ヲ選ヒテ之ヲ行ハシムヘシ而モ本施設ハ四年ヲ通シテ持續的ニ青年ノ心身ヲ鍛練スルヲ要旨トスルカ故ニ全課程ヲ一時ニ壓縮シテ之ヲ授クルカ如キコトナキヲ要スルヤ言フ俟タス

○訓練ヲ受クル者ニシテ相當ノ素養アルモノ等ニ對シ一部ノ項目ヲ免除スルノ途ヲ開キタルハ青年訓練ヲ受クルコトヲ得ル者ニシテ或ハ中等教育ノ修了者又ハ半途退學者ノ如キ或ハ實業補習教育ヲ受ケタル者ノ如キ更ニ本施設ニ於ケル全部ノ項目ヲ授クルヲ要セサル者アルカ故ナリ而モ修身及公民科並教練ハ本施設ノ目的ニ鑑ミ他ノ項目ト同一ニ取扱フヘキモニアラサルヲ以テ特定ニ定ムル場合ノ外ハ之ヲ缺クコトナカルヘシ

○本施設ト實業補習學校トノ關係ニ就キテハ本施設ハ大体ニ於テ實業補習學校前期ヲ修了シタル者又ハ高等小學校ヲ卒業シタル者ニ對シ更ニ適當ノ訓練ヲ行ヒ實業補習學校ノ後期以上ノ課程ヲ修メタル者ニハ一部ノ課程ハ之ヲ缺クヲ得シムルコト、シ殊ニ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ區域内ニ於テ青年訓練ヲ受クルコトヲ得ル者概ネ其ノ區域内ノ公立實業補習學校ニ在學シ且當該

學校ノ課程ニシテ青年所ノ課程ト同等以上ナル場合ハ當該學校ハ之ヲ以テ青年訓練所ニ充ツルコトヲ得シメ又現ニ學校ニ在學シ青年訓練所ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムル者ハ之ヲ青年訓練所ノ訓練ヲ受クル者ト看做スコト、ナシタルカ故ニ本施設ハ寧ロ實業補習教育ヲ補充促進スヘキモノタリ。サレバ兩者ハ相俟テ充分ノ効果ヲ收メンコトヲ期スヘク、尙義務教育終了者ニ對シテハ成ルヘク高等小學又ハ實業補習學校等ニ入學スルコトヲ獎勵シ以テ本施設ノ趣旨ヲ達成セシムルコトニカムヘシ

○本施設ト青年團トノ關係ニ就キテハ青年訓練ヲ受クル者ノ多數ハ青年團員タルヘキヲ以テ本施設ハ青年團ノ修養機關ノ一トシテ相互ノ聯絡ヲ密接ナラシメ、以テ兩者ノ圓滿ナル調和的發達ヲ期スヘシ。

○本施設ハ市町村等ニ之ヲ強制スルノ趣旨ニアラスト雖之カ實施ハ時勢ノ實情ニ鑑ミ正ニ喫緊ノ事タルヲ以テ事情ノ許ス限リ進ンテ之ガ普及發達ニカムヘク又青年ヲシテ不斷ニ其ノ修養ヲ勵ミ心身ヲ鍛鍊スルノ最緊切ナルヲ思ヒ自ラ進ンテ訓練所ニ入所セシムルノ風ヲ馴致スルト共ニ或ハ青年團ノ後援ニ依リ或ハ青年使備者等ノ協力ニ俟テ以テ其ノ徹底ヲ期スヘシ。

○青年訓練所令

(大正十五年四月二十日勅令第七十號)

第一條 青年訓練所ハ青年ノ心身ヲ鍛鍊シテ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス
第二條 青年訓練所ニ於テ訓練ヲ受クルコトヲ得ル者ハ概ネ十六歳ヨリ二十歳迄ノ男子トス

第三條 市町村市町村學校組合及町村學校組合ハ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得

第四條 私人ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得

第五條 青年訓練所ノ訓練項目ハ修身及公民科教練普通學科職業科トス

普通學科及職業科ノ科目ハ文部大臣之ヲ定ム

特別ノ事情アル者ニハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ訓練項目ノ一部ヲ課セサルコトヲ得

第六條 青年訓練所ニ主事及指導員ヲ置ク

第七條 青年訓練所ニ於テハ訓練ヲ受クル者ヨリ費用ヲ徵收スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

此ノ限ニ在ラズ

第八條 青年訓練所ハ地方長官之ヲ監督ス

第九條 青年訓練所ノ設置廢止、訓練ノ課程其ノ他必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

○青年訓練所規程

(大正十五年四月二十日
文部省令第十六號)

第一條 青年訓練所ノ訓練期間ハ四年トス

第二條 青年訓練所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ其ノ年三月三十一日ニ於テ十六才以上十七才未滿ノ者トス 但シ特別ノ事情アル者ハ十七才以上ニシテ入所スルコトヲ得

第三條 青年訓練所ノ入所期ハ毎年四月トス 但シ特別ノ事情アル者ハ中途之ヲ入所セシムルコトヲ得

第四條 青年訓練所ノ訓練項目中普通學科並職業科ノ科目及其ノ程度ハ高等小學校卒業ノ程度ヲ基準トシ地方ノ情

況ニ應シ實際生活ニ適切ナル事項ヲ選ビテ之ヲ授クルモノトス

第五條 青年訓練所ノ訓練時數ハ四年ヲ通シテ修身及公民科百時教練四百時普通學科二百時職業科百時ヲ下ラサル

モノトス

- 第六條 市町村市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ區域内ニ於テ青年訓練ヲ受クルコトヲ得ル者概ネ其ノ區域内ノ公立實業補習學校ニ在學シ且地方長官ニ於テ當該實業補習學校ノ課程ヲ青年訓練所ノ課程ト同等以上ト認ムル場合ハ當該實業補習學校ヲ以テ青年訓練所ニ充ツルコトヲ得
- 第七條 現ニ學校ニ在學スル者若ハ相當ノ學力アリト認メラレタル者又ハ特別ノ事由アル者ニ對シテハ一部ノ訓練項目ヲ課セザルコトヲ得
- 第八條 現ニ學校ニ在學シ地方長官ニ於テ青年訓練所ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムル者ハ之ヲ青年訓練所ノ訓練ヲ受クル者ト看做ス
- 第九條 公立青年訓練所ハ當該市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ區域内ニ居住スル者ヲ入所セシムルヲ常例トス
- 第十條 公立青年訓練所ハ實業補習學校又ハ小學校ニ併置スルヲ常例トス
- 第十一條 青年訓練所ノ訓練ハ土地ノ情況ニ應ジ適當ナル季節ヲ選ヒテ之ヲ行フコトヲ得
- 第十二條 私人ハ工場 鑛山 商店等ニ於テ青年訓練ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ多數ニ使傭スル場合ニ限り青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得
- 第十三條 青年訓練所ヲ設置セムトスルトキハ左記事項ヲ具シ公立青年訓練所ニ在リテハ管理者ニ於テ私立青年訓練所ニ在リテハ其ノ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
 - 一 名稱
 - 二 位置
 - 三 規則
 - 四 青年訓練ヲ受クル者ノ概數
 - 五 開設年月日
 - 六 經費及維持ノ方法
- 第十四條 前項第一號乃至第三號ノ變更ハ地方長官ニ開申スヘシ
- 第十五條 青年訓練所ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

- 第十五條 青年訓練所ノ主事ハ所務ヲ掌理シ指導員ハ主事ノ指導ヲ受ケ訓練ヲ擔當ス
 - 第十六條 公立青年訓練所ノ主事ハ實業補習學校長又ハ小學校長ニ指導員ハ實業補習學校又ハ小學校ノ教員、在郷軍人其ノ他適當ト認メタル者ニ地方長官之ヲ囑託ス
 - 公立青年訓練所ノ主事及指導員ニハ手當ヲ給スルコトヲ得
 - 私立青年訓練所ノ主事及指導員ハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムベシ
 - 第十七條 青年訓練所ハ別表ノ様式ニ依リ青年訓練名簿ヲ調製スベシ (別表ノ様式略ス)
 - 第十八條 青年訓練所ハ訓練ヲ受クル者ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスベシ
 - 第十九條 青年訓練所ハ訓練ヲ受クル者ヲシテ青年訓練手帳ヲ所持セシムベシ
 - 青年訓練手帳ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第二十條 青年訓練所ハ青年訓練ノ課程ヲ修了シタル者ニ修了證ヲ授與スベシ 但シ訓練ヲ受クルコト概ネ四年ニシテ第五條ニ定ムル時數ノ訓練ヲ受ケタル後入營スル者ニ對シテハ修了證ヲ授與スベシ
- 附 則
- 大正十五年ニ限り大正十五年七月一日迄ニ入所シタル者ハ同年一月入所シタルモノト看做ス
- 附 則 (昭和三年文部省令第十八號)
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 現ニ青年訓練所ニ在スル者ノ修了期ハ従前ノ規定ニ依ル
- 昭和三年十一月三十日ニ於テ十六才以上十七才未滿ノ者ニシテ昭和四年三月三十一日ニ於テ十七才以上ニ達スベキモノハ其ノ年ノ四月ニ入所スルコトヲ得ルモノトス

○ 青年訓練所訓練要旨

(大正十五年五月四日 文部省訓令第十四號)

修身及公民科ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キテ道德上ノ思想及情操ヲ涵養シ時代ノ趨勢ニ鑑ミテ國民生活ニ必須ナル心得ヲ授ケ實踐窮行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス
修身及公民科ハ特ニ國家的觀念及立憲ノ本義ヲ明徴ナラシメ公民トシテノ責務ヲ完カラシムルニ必要ナル事項ニ留意シテ之ヲ授クヘシ

注意

- 一 修身及公民科ヲ授クル際ニハ青年ノ年齢境遇ニ適應セシメ特ニ實際生活ニ適切ナル事例ヲ引用スヘシ
- 一 忠良賢哲ノ記念日、國民ノ記念スヘキ日及教訓ニ資スヘキ事件ノ偶發シタル場合等ニ於テハ之ニ因ミテ適宜教導スヘシ
- 一 授業ノ際濫ニ時事ヲ批議スル等ノ事ナカルヘシ

教練

教練ハ心身ヲ鍛練シ堅忍剛毅ノ精神ト規律ヲ重ンジ協同ヲ尙フノ慣習トヲ養フヲ以テ要旨トス
教練ニ於テハ凡ソ左ノ事項ヲ授クヘシ

各個教練、部隊教練、陣中勤務、旗信號、距離測量、軍事講話等

注意

教練ヲ授クル際ニハ適宜休操ヲ課シ尙競技ヲ加フルコトヲ等

普通學科

普通學科ハ日常必須ノ智能ヲ増進セシムルヲ以テ要旨トス

普通學科ハ國語、數學、歴史、地理、理科等ニ關スル事項ニ就キ適宜之ヲ授クヘシ

注意

- 一 國語、數學、理科等ニ關スル事項ハ職業ニ適切ナルモノニ留意シテ之ヲ授クヘシ
- 一 歴史及地理ハ特ニ修身及公民科トノ聯絡ヲ保チ我カ國体及國勢ヲ知ラシメ國民精神ヲ涵養スルニ必要ナル事項ニ留意シテ之ヲ授クヘシ

職業科

職業科ハ職業ニ關スル智能ヲ授ケ兼テ職業ニ對スル趣味ト勤勞ヲ重ンスル習性トヲ養フヲ以テ要旨トス
職業科ハ農業、工業、商業等ノ中ニ就キ土地ノ情况ニ適切ナル事項ヲ授クヘシ

注意

- 一 職業科ニ於テハ能率増進ニ關スル事項ニ留意シテ之ヲ授クヘシ
- 一 職業科ニ於テハ成ルベク實習ヲ指導シ且見學等ヲ爲サシムヘシ

○ 青年訓練所教練查閱規程 (大正十五年六月二十六日 陸軍省令第八號)

第一條 大正十五年勅令第七十八號ニ依リ青年訓練所ニ於ケル教練ヲ查閱セシムル將校ヲ青年教練查閱官ト稱ス

第二條 青年教練查閱官ハ師團長其ノ部下將校ノ中ヨリ之ヲ命ス 但シ師團長ハ部下ニ非サル將校ニ當該將校ノ在職スル部隊ノ長ト協議シ青年教練查閱官ヲ命スルコトヲ得

第三條 青年訓練所(青年訓練所ニ充テタル實業補習學校及地方長官ニ於テ青年訓練所ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムル者ノ在學スル學校ヲ含ム以下同シ)ニ於ケル教練ノ查閱ハ聯隊區毎ニ若干名ノ青年教練查閱官ヲシテ分擔查閱セシム

第四條 師團長ハ當該師管内ノ教練ノ查閱ヲ指揮監督ス

第五條 師團長ハ教練ノ查閱ニ關シ查閱ノ要領其ノ他必要ナル事項ヲ青年教練查閱官ニ指示スヘシ

第六條 教練ノ査閲ハ各青年訓練所ニ付二年内ニ少クモ一回之ヲ行フヲ例トス

第七條 師團長ハ關係ノ地方長官ト協議シ教練ノ査閲ノ時期ヲ概定シ青年教練査閲官ノ官氏名ト共ニ之ヲ聯隊區司令官ニ達スヘシ

第八條 聯隊區司令官ハ青年訓練所教練査閲日割表ノ調製並査閲場所ノ選定ニ關シ支廳長、管理者、學校長又ハ設立者ト協議スヘシ

第九條 聯隊區司令官ハ青年教練査閲官ノ擔任スヘキ青年訓練所、査閲ノ場所及査閲日割ヲ定メテ師團長ノ認可ヲ受ケ之ヲ地方長官及青年教練査閲官ニ通知スヘシ

第十條 師團長ハ豫メ聯隊區毎ニ分チタル青年訓練所教練査閲日割表ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ
前項ノ教練査閲日割表ハ當該年ノモノヲ數次ニ分チ報告スルコトヲ得

第十一條 青年教練査閲官教練ヲ査閲シタルトキハ當該青年訓練所ノ管理者（設立者ヲ含ム）及主事（學校長ヲ含ム）立會ノ上教練指導員（教練教師ヲ含ム以下同シ）ニ對シ所見ヲ開示スヘシ

第十二條 青年教練査閲官ハ査閲ノ結果ニ基キ其ノ全般並各青年訓練所ノ教練ニ付左ノ事項ヲ記載シタル報告書三通ヲ調製シ査閲終了後二十日以内ニ師團長ニ提出スヘシ

- 一 査閲ノ方法
- 二 教練ノ成績並教練ヲ受クル者ノ心身ノ鍛鍊上ニ及ホシタル影響
- 三 教練指導員ニ開示シタル所見
- 四 將來ニ關スル意見
- 五 其ノ他必要ト認ムル事項

第十三條 師團長ハ前條ノ報告書ノ内一通ヲ當該青年訓練所所在地ノ聯隊區司令官ニ交付シ他ノ一通ヲ當該青年訓練所管ノ地方長官ニ移スベシ

第十四條 師團長ハ毎年左ノ事項ヲ記載シタル師管内青年訓練所教練査閲報告書ヲ調製シ三月三十一日迄ニ陸軍大臣ニ提出スヘシ 但シ三月三十一日迄ニ全部ノ報告ヲ提出シ難キ場合ニ於テハ同日迄ニ管内青年訓練所教練査閲ノ概要ヲ報告シ爾余ノ査閲報告書ハ五月十日迄ニ提出スルコトヲ得

- 一 第五條ノ規定ニ依リ指示シタル査閲ノ要領及其ノ他ノ事項
 - 二 教練一般ノ成績並教練ヲ受クル者ノ心身ノ鍛鍊ニ及ホシタル影響
 - 三 將來ニ關スル意見
 - 四 其ノ他必要ト認ムル事項
- 前項各號ノ事項中特ニ必要ト認ムルモノニ付テハ各青年訓練所毎ニ詳述スヘシ

附 則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

2 大正十五年以前の本縣青年訓練狀況 人心著しく弛緩したる社會相と、浮華文弱に陥らんとする

青年の實況を見るに及んで、心ある者は一般村民特に青年に一層規律的訓練を施して、質實剛健なる縣民性の美風を發揮せんことを力説する者年と共に多きを加へて來た。本主張は青年團又は補習學校の事業として、兵式訓練又は軍事教練等の名の下に毎週又は毎月日を定め計画的に恒久的に、現在の青年訓練所の教練と殆んど同一の精神と方法とを以て、訓練を行ふこととなつた。本運動は次第に強烈となり大正十二三年頃には斯る訓練を行ふ青年團又は補習學校が縣下に於ては數十を數ふるに至つた。中には

此の頃より服装を一定し、少なくとも年一回は教育召集の名の下に現在行れつゝある査閲と殆んど同一の方法を以て青年團長又は軍部の査閲を行ふ所も決して少なくなかつた。斯る機運に向つてゐた時、該會青年訓練所令が公布されたので、之が設置は極めて容易であり亦速かであつた。其當時の概況は次の項に於て述べることにして、茲には當時制定された關係法規中特に關係深き部分を摘録することとする。

○ 青年訓練所施行規程

(大正十五年五月二十日 縣令第四十四號一部摘録)

第三章 訓練項目、訓練時數、訓練日數及訓練季節

第九條 訓練項目ハ教練ヲ除ク外適宜分合シテ之ヲ授クルコトヲ得

普通學科ノ科目ハ國語、數學、歴史、地理、理科トシ尙音樂ヲ加フルコトヲ得

職業科ノ科目ハ農業、商業、工業トシ尙水産ヲ加フルコトヲ得

二科目以上ノ職業課目ヲ設ケタル場合ニハ訓練ヲ受クル者一人ニ對シ理科目ヲ課スルコトヲ常例トス

第十條 各訓練課項目ノ訓練時數ハ一箇年ニ於テ修身及公民科ニ二十五時間教練百時間普通學科五十時間職業科二十五時間ヲ下ラサルモノトス 但シ普通學科ニ在リテハ國語、數學各十二時間、地理歴史各八時間理科十時間ヲ下ルコトヲ得ス

第十一條 訓練課程ハ別表ノ通り之ヲ定ム

第十二條 主事ハ青年訓練所訓練要旨並課程ニ基キ訓練細目ヲ編製スヘシ

第十三條 一箇年ノ訓練日數ハ五十日以上トス

第十四條 訓練ハ晝間ニ於テ行フヲ常例トス

第十五條 一日ノ訓練時數ハ一時間乃至四時間トス 但シ野外演習、實習等ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 訓練ノ時間ハ一箇年ヲ通シテ毎週ニ配當スヘシ 但シ土地ノ情況ニ依リ適當ナル季節ニ之ヲ配當スルコトヲ得

第十七條 訓練季節、訓練日及毎訓練日ノ訓練始終ノ時刻ハ土地ノ情況ニ應シ適當主事ニ於テ定ムヘシ

第七章 職員

第四十一條 公立青年訓練所ノ主事ハ管理者ノ申請ニ依リ知事之ヲ囑託ス公立青年訓練所ノ指導員ハ主事ノ申請ニヨリ知事之ヲ囑託ス但シ市ニ在リテハ市長ノ申請ニヨリ知事之ヲ囑託ス

私立青年訓練所ノ主事及指導員ハ設立者ニ於テ知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第四十二條 教練ノ指導員ハ軍隊教育ヲ受ケタル者ニシテ在營期間長ク且軍事教育ノ程度高キ者タルヘシ

教練ニ就キテハ指導員ノ外ニ助教ヲ置クコトヲ得

助教ハ主事之ヲ囑託ス 但シ市ニ在リテハ市長之ヲ囑託ス

第四十三條 公立青年訓練所ノ主事及指導員ニハ手當ヲ支給シ公務ノ爲メ出張シタルトキハ旅費ヲ給スヘシ

旅費支給ニ關シテハ小學校教員ノ例ニ據ル

特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八章 經費

第四十四條 市町村、市町村學校組合、町村學校組合及私人ハ其ノ設置又ハ設立ニ係ル青年訓練所ニ必要ナル經費ヲ支出スハシ

○ 青年訓練所施行規程實施要項

(大正十五年六月四日 縣訓令第二十號一部摘録)

訓練ノ方針ニ關スル件

- 一 主事及指導員ハ常ニ青年訓練所ノ目的ヲ体シ訓練ノ方法ニ留意シ訓練ヲ受クル者ヲシテ自覺奮勵ノ態度ニ出テムヘシ
- 一 各訓練項目ニ於テ國家的觀念、献身奉仕、自主自立、責任、規律、節制、協同、命令服從、堅忍敢爲等ノ諸徳ノ養成ニ就キ特ニ留意スヘシ
- 一 常ニ訓練ヲ受クル者ノ身体ノ發達鍛鍊ニ努メ保健衛生ニ留意シテ強健ナル体力ノ養成ニカムヘシ
- 一 教練以外ノ各訓練項目ニ就テハ土地ノ狀況ニ應ジ訓練ヲ受クル者ノ實際生活ニ適切ナル事項ヲ選擇スヘシ
- 一 四大節等ニハ儀式ヲ舉行スヘク其ノ他休日、祭日、記念日等ノ機會ニ於テ儀式、訓話、野外演習、武道、競技、展覽會等ヲ舉行スヘシ
- 一 各訓練項目相互ノ連絡ニ留意スヘシ
- 一 實業補習學校、青年團、在郷軍人會竝ニ軍部トノ關係ヲ密ニシ以テ實踐ノ向上ニ努ムヘシ
- 一 經費ニ關スル件
 - 一 公立青年訓練所ノ主事及專任指導員ノ手當ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ計上スヘシ

主事	年額	參拾圓以上
指導員	年額	六拾圓以上
 - 一 私立青年訓練所ノ主事及指導員ノ手當モ前項ニ準ス

3 開所當時の本縣青年訓練所の狀況 前に述べた通り本縣に於ては青年訓練の氣運漸く熟して居た所に青年訓練所令が公布され、縣も亦之に關する諸法規を制定し、銳意之が設置獎勵に力めた結果大正十五年度に於て青年訓練の設置を見ざる町村は一個町村だにない狀況となつた。今當時の概況を述べる

と、公立青年訓練所の數四百四拾貳、私立青年訓練所の數三、計四百四拾五の訓練所が設立された。青年訓練適齡者總數四万四千四百七十九人中、之に入所した者が二萬九千四百六十二人、入所歩合六十六%である。大正十五年七月より十月迄四ヶ月の出席率は八〇%以上のもの二百十四訓練所、七〇%以上八〇%未滿のもの百三十訓練所、六〇%以上七〇%未滿のもの五十二訓練所、五〇%以上六〇%未滿のもの二十九訓練所、残り十七訓練所は五〇%未滿の出席率であつた。職員は主事四百四十五名、指導員二千百五十人に及んだ。之の國家的施設に對し、訓練生の費用の負擔を成るべく輕減する爲、被服教科書代の補助金を交付する町村も多數に上り、縣民の多大なる期待の裡に目出度く開所することとなつた。

4 青年訓練所生徒服の制定 青年訓練生の容儀を端生にし、動作を機敏ならしむる點より考へて、適當なる服を一定するは青年訓練上極めて緊要なことである。故に大正十五年六月一日學第四一四號を以て「青年團服を青年訓練所生徒服と制定する」旨通牒を發した。

5 青年訓練生表彰徽章制定 縣下數千人の青年訓練生中には一個年又は二個年等の無欠席の精勤者も多く、又其人物性行等他の模範となるべき訓練生も決して尠なくない。之等の優良訓練生を表彰し之を表示する徽章を佩用せしむることは、指導上甚だ有益なことであるので、本縣に於ては昭和二年三月三日左の通り精勤並に優良生表彰徽章を制定することとなつた。

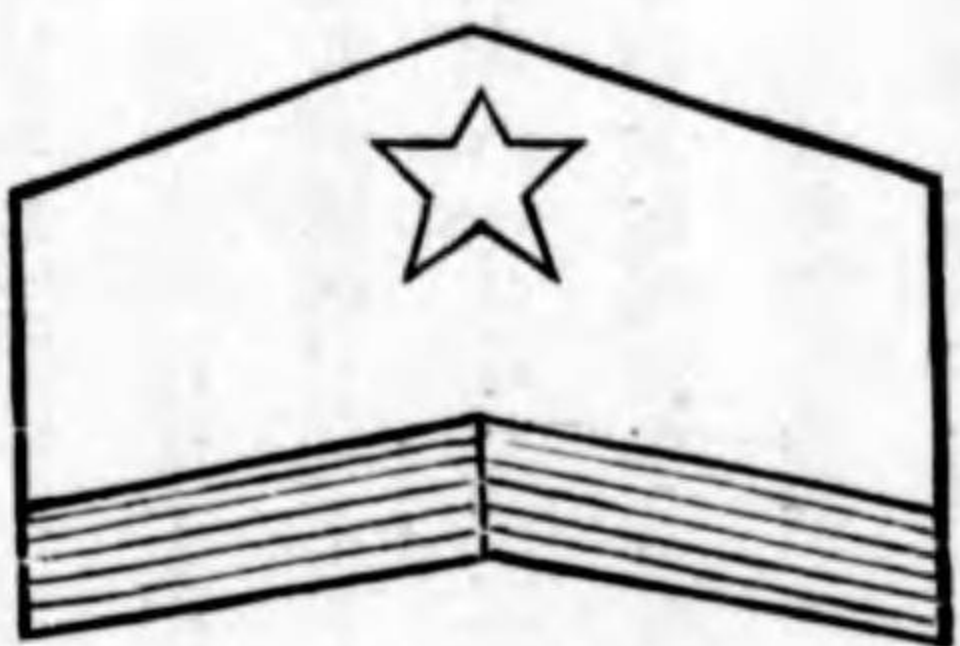
○ 青年訓練生表彰徽章制定ニ關スル件

今般青年訓練所生徒ニ對シ別紙ノ通り精勤者並ニ善行者ニ關シ之ヲ表示スル徽章ヲ制定相成候ニツイテハ御了知ノ上
昨年度ノ該當者ヨリ實施相成様致度此段依命及通牒候也

追テ精勤者ト稱スルハ學科教練共一日ノ欠席ナキモノ善行者ト稱スルハ人物性行行蹟等衆生ノ模範トナルベキモノ
ニシテ其表彰方ニ關シテハ訓練所主事之ヲ行ヒ其ノ都度該概況ヲ記シ當廳ヘ報告相成度
尙實業補習學校ヲ以テ青年訓練所ニ充當シタル場合ニアリテハ當該補習學校生徒ニ本徽章適用相成度

精勤章

善行者腕章



品質 上部緋絨、下部平織
金線
製式 茶褐絨ノ臺地ヲ附ス
左臂ニ縫着ス 位置ハ肩ノ
縫目ヨリ下ルコト約四寸



品質 緋絨
製式 茶褐絨ノ臺地ヲ附ス
右臂ニ縫着ス 其ノ位置ハ肩ノ縫目
ヨリ下グルコト約四寸
二個以上ノ場合ハ一分五厘ノ距離ヲ
置キ漸次下方ニ縫着ス

6 青年訓練所旗の制定 青年訓練所開設當時より訓練所旗制定の議諸方に起り、之を縣當局に懲懲
する者もあり、氣運漸く熟して來たから縣に於ては昭和三年三月九日左の通り愈青年訓練所旗を制定す
るこてゝなつた。

○ 青年訓練所旗制定ニ關スル件

青年訓練所旗ノ制定ニ就テハ曩ニ大正十五年九月十一日社會發第五二二號ヲ以テ通牒致置候處其後各郡
市青年訓練所ヨリ縣ニ向ツテ其ノ制定方ニツキ請求ノ次第モ有之縣ニ於テモ其ノ必要ヲ認メ今回別紙ノ
通り制定シ奉送迎及集會等訓練所ヲ表示スル場合ニ使用スルコトニ致シ候ニ付將來作製ノ向ハ全然之ニ
準據セラレ度此段及通牒候也

附

青年訓練所旗ノ圖ヲ省キ略述スレバ横三尺二寸五分、縦二尺二寸五分ノ白布ニ十六ノ旭光ヲ染出シテ
中央ニ星章ヲ畫キソノ中ニ『青』ノ字ヲ置キ、右下ニハ横四寸五分、縦六寸五分ノ青訓所名記入の余白
ヲ殘シ布ノ周圍ニハ四寸ノ總ヲ下ク

7 青年訓練振興策

イ 青年訓練協議會 青年訓練所創設當時に於ては、訓練の目的、精神の徹底、並に關係諸法規の趣旨了
得及訓練所經營上に關する指示事項等附議すべき問題も多かつたので、縣は大正十五年度に於て各郡市
毎に關係者を召集し協議する所があつた。而して其翌年即ち昭和二年より全三年迄は少なくとも年一回

は必ず斯種の會合を催し縣の意志を指示することとなつてゐる。

ロ 指導員講習會 青年訓練所は縣民の多大なる期待と希望とに依り、容易に而も速に設立を見るに至つたことは前に述べた通りである。設立後の本縣青年訓練所は内容充實へ一路邁進すべき時となつた。内容の充實の方法固より一つではないが、指導員の實力向上は急務中の急務であつた。茲に於て本縣に於ては大正十五年に縣下の各青年訓練所の指導員を歩兵第十三聯隊の營舎に召集し、現役將校並に縣官等適當なる人を講師として數日間の講習を積ましめた許りでなく、之の機會を利用して縣下の優良青年訓練所生の教練の演習を行はしめ、會員の批評研究に資する等あらゆる方法を講じて指導員の實力向上に努めた。其後縣主催又は郡教育會主催等に依つて各郡に右全様の會合を少なくとも毎年一回開催して今日に及んでゐる。

ハ 優良指導員の表彰 大正十五年青年訓練所令公布以前に於て、青年團又は補習學校等の事業として現在の青年訓練所の教練に相當する訓練を施してゐたことは前に述べた通りであるが、之等の青年團中に於て訓練實施の古き點に於て成績の優良なる點に於て、菊池郡龍門青年團は縣下に於て一頭地を抜くに至つた。龍門青年團は大正十一年の頃より團服を一定し教練を實施してゐたが之主として指導員柱松義乘の提唱の結果であつた。君は團員を導くに窮行實踐以て範を示し熱心親切に教導したから、團員の信頼は年と共に厚く訓練の實績は年々向上し、郡内は勿論遠近より視察者次第に増加し名實共に縣下優良青年團となつた。會大正十五年より青年訓練所の開設せらるるに及んで益々内容の充實に努めた結果、村民の期待は益々加はつた。之れ主として柱松の犠牲的精神の結果である。茲に於て本縣は昭和二年二月十一日の紀元節の佳辰に當り優良指導員として最初の表彰をなした。

ニ 査閲 青年訓練所の査閲は經費時間等の都合上、縣下全訓練所を折半し、其の半數を本年残り半數を翌年査閲するの方針の下に、大正十五年及昭和二年の兩年度は實施された。然る所査閲を翌年に殘されたる青年訓練所に於ては之に甘んずることが出來ず、准査閲と稱し之が實施方を縣に懇請する者續出するに至つた。之の熱誠に感じたる縣並に軍部當局は出來得る限りの便宜を與へ、懇請し來つた青年訓練所の殆んど全部の査閲を終了するに至つた。之の狀況に鑑み昭和三年よりは縣下全訓練所を毎年一回査閲することとなつた。尙本査閲は單に教練査閲のみならず、學科査閲をも施行されてゐることを附記して置く。

8 本縣青年訓練の現況 青年訓練が由來質實剛健にして尙武の精神に富んでゐる我が熊本縣の青年に歡迎されたことは當然のことである。其の上本縣は第六師團司令部の所在地である關係上、軍部の指導後援等他の地方の容易に企て及ぶことの出來ない事情と、各町村在郷軍人會等の後援等の爲に、本縣の青年訓練所は入所率に於て出席率に於て全國中優秀な地位にあることは、洵に祝福に堪へない所である。今昭和三年度に於ける本縣青年訓練の狀況をば統計を以て示すと次の通りである。

青年訓練所費調

郡市	青年訓練所費總額	内				其他
		主事、指導員、助教手當	全上旅費	備品費	消耗品費	
熊本市	一一、〇六八	五、九四八	一六	七三	三九三	三、七七一
飽託郡	一三、〇五九	六、六六一	一、〇七五	一九三	二九二	三、二〇九
宇土郡	五、九〇六	三、〇三三	七五	七五	一四	一、二八一
玉名郡	二五、一九九	一一、六六七	二、六九九	二、五六四	四九九	七、八九〇
鹿本郡	一七、一四〇	七、四七三	一、六〇〇	二、六九七	四一九	四、八九一
菊池郡	一三、七四四	六、七六三	四七四	二、〇一八	四九九	四、〇〇〇
阿蘇郡	一四、六三三	六、三五五	一、六六七	二、三〇九	二七三	三、九一九
上益城郡	一三、七七七	六、三〇一	一、三五三	一、八九三	三六	三、九一四
下益城郡	一四、三七八	六、五九〇	一、六六六	二、八三三	二八四	二、九七六
八代郡	二三、八六六	九、五八〇	二、二〇〇	二、七八八	五三〇	八、八八八

青年訓練所職員手當調

(昭和三年四月末現在)

葦北郡	八、〇三三	三、七二二	一、〇七八	一、〇五八	二六六	一、九〇九
球磨郡	二二、〇四六	九、一四四	二、一〇一	四、一三八	五〇一	五、〇五三
天草郡	二七、一三六	一三、五一〇	三、三六一	三、四二一	六九〇	六、一六六
計	二〇八、九六六	六六、七二五	二〇、一八六	二九、二二六	五、〇〇七	五七、九五三

郡市	主事手當年額平均	指導員手當年額平均	助教手當年額平均
熊本市	八〇、〇〇〇	二九、八〇〇	六〇、〇〇〇
飽託郡	三八、四八四	四三、六六七	三四、〇〇八
宇土郡	三〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	三五、一八五
玉名郡	二九、六〇〇	三四、〇七九	三七、七四七
鹿本郡	二六、九六四	二六、一九〇	三五、九四五
菊池郡	二九、四一二	二二、六五六	三五、四〇四

郡市	訓練所生徒数				計數
	一年次	二年次	三年次	四年次	
阿蘇郡	二八、八八九	三一、〇〇〇	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	三二、八〇七
上益城郡	三〇、〇七七	三〇、〇七七	二二、一一九	二二、一一九	三〇、七三六
下益城郡	三〇、六九二	三〇、〇七七	四三、四〇九	四三、四〇九	三三、四七六
八代郡	三〇、三七〇	三〇、六九二	三一、二七一	三一、二七一	四二、九〇九
葦北郡	三一、〇九一	三〇、三七〇	五〇、〇六一	五〇、〇六一	三二、〇九三
球磨郡	二九、八五一	三一、〇九一	四一、三九六	四一、三九六	四一、六九五
天草郡	三二、七一五	二九、八五一	三〇、四三五	三〇、四三五	三八、〇二八
平均	三二、七一五	三二、七一五	三二、七六六	三二、七六六	三六、七四〇

青年訓練所生徒状況 (昭和三年四月末現在)

郡市	訓練所生徒数				計數
	一年次	二年次	三年次	四年次	
熊本市	二五一	一四二	二七五	一	六六八
飽託郡	五四二	五〇七	八五七	七〇	一、九七六

郡市	訓練所生徒数				計數
	一年次	二年次	三年次	四年次	
宇土郡	二五〇	二四〇	三一七	六三	八七〇
玉名郡	九二九	八九五	一、二〇一	三三七	三、三六二
鹿本郡	五四三	四四二	六七三	二一九	一、八七七
菊池郡	五五九	五四一	七五四	一三六	一、九九〇
阿蘇郡	四八三	四六三	六三二	二二二	一、七九九
上益城郡	四七七	四七五	八〇二	一三八	一、八九二
下益城郡	四五六	四一九	六二二	一四三	一、六四〇
八代郡	五六五	五〇八	六七六	二六〇	二、〇〇九
葦北郡	三〇八	三六三	三七〇	二五五	一、二九六
球磨郡	七〇五	六一四	八三六	三二六	二、四八一
天草郡	一、一五六	一、〇四九	一、〇四〇	八二八	四、〇七三
計	七、二二四	六、六五八	九、〇五五	二、九九六	二五、九三三

○ 青年訓練所入所者及修了者調

郡市	修了者(昭和二年度)	入所者(昭和三年度)	訓練所生ニシテ補習教育ヲ受ケル者	全上受ケザル者
熊本市	九三	二八三	三五七	三一
鮎託郡	二四一	五七〇	一、七一八	一一八
宇土郡	六六	二四〇	八一六	五六
玉名郡	四七二	九一四	三、〇三六	三二九
鹿本郡	二二五	五二四	一、七〇〇	二三一
菊池郡	二三六	五〇六	一、九四五	七七
阿蘇郡	二九三	四七八	一、六五九	五七
上益城郡	二九七	五八四	一、七四八	二四
下益城郡	二四八	三八〇	一、六一二	一〇
八代郡	二九〇	六三一	一、七二七	二二二

八 處 女 會

1 本期に於ける處女會概況 處女會の組織設置は總べて青年團に一步後れて實現したのは、全國歩みを同じくしてゐるが、本縣に於ても全く同様である。而し其の發達の狀態に於ては短期にも拘はらず形式、内容共著しき向上進展を見、青年團と肩を列べたる觀がある。縣としても政府の意圖に則り或は標準を示し又は郡市視學會議等に於て其の内容充實に關する指示をなし極力指導獎勵に努めた。かくして從來活動範圍の狭かりし婦人が團体的活動によつて知徳体の三方面の修養によつて、漸次自覺を高めた。かくして社會的地位を高めたのである。かくの如く本期に於ける處女會の活動は婦人の自覺時代と言つてもよいと思ふ。

郡市	員数	活動回数	修了者
葦北郡	一五〇	三一二	一、〇四四
球磨郡	二九四	六二五	二、三六五
天草郡	三五〇	一、二〇七	三、四二三
計	三、二五五	七、一五四	二二、一五〇

2 處女會設置標準示さる 歐洲戰亂後時代の趨勢は國民の自覺を促し、殊に婦人をして國民的自覺を必要とし、内外の情勢は處女會の勃興を急務とするに至つた。政府の獎勵と相俟つて縣當局も鋭意其

の組織設置に力を注いだ。本期の初頭の状況を察するに団体數二百十三、會員數二萬人を起えてゐたが設置未だ殆く普及せず、既設の団体に於ても亦其の組織經營等内容の改善を必要とするものが多かつた。茲に縣は處女會設置に關する標準を制定して率由する所を明にし之が普及振興を圖つた。其の内容を示せば左の通りである。

○ 處女會設置ニ關スル標準

一 目的

處女會ハ處女ノ團体的訓練ニヨリテ日本婦人タルノ美德ヲ涵養シ貞淑ニシテ健全ナル良妻賢母タルノ素養ヲ得セシメ家庭及社會ノ實際生活ニ適切ナル知能ヲ修得セシムルヲ以テ目的トス
今其ノ綱領ヲ示セバ左ノ如シ

- 一 國家的精神ノ涵養ニ努メ忠孝ノ本義ヲ体得シ處女ノ品性ヲ向上セシムルコト
- 二 實際的生活ニ須要ナル知能ヲ修得シ簡素精勵ノ氣風ヲ養ヒ以テ健全ナル主婦タルノ素養ヲ得シムルコト
- 三 貞淑溫良ナル徳操ト強壯ナル身体トヲ鍛鍊シ以テ良妻賢母タルノ素質ヲ養フコト

二 組織

- 一 名稱 處女會ノ名稱ハ某市町村處女會（支部ハ某市町村處女會支部）ト稱シ必ス市町村名ヲ冠シ他ノ団体ト區別スヘシ

- 二 區域 處女會ノ設置區域ハ市町村ヲ單位トスルヲ常例トシ地方ノ情況ニ依リテハ部落若ハ小學校通學區域ヲ以テ組織スルコトヲ得 但シ此場合ニ於テハ町村聯合處女會ヲ設クルモノトス

- 三 年齡 處女會ハ當該市町村ニ居住スル處女ニシテ義務教育ヲ了ヘタル者又ハ之ト同年齡以上ノ未婚ノ女子ヲ以

- テ組織ス 但シ婦人會等設置アル市町村ニ於テハ同會處女部トシテ組織スルコトヲ得

三 指導者及援助者

指導者ハ設置區域並組織又ハ地方ノ情況ニ依リ女教員篤志婦人若クハ小學校長町村長其ノ他名望アル者ノ中ニツキ最モ適當ト認ムル者ヲシテ之ニ當ラシメ市町村吏員學校職員名望家宗教家等適當ト認ムル者ニ協力シテ援助指導セシムベシ

四 事業

處女會ノ主タル目的ハ修養ニアリ故ニ各般ノ施設ト事業トハ其ノ修養ノ方便トシテ最モ適切ナルモノヲ選擇スルヲ要ス今處女會ノ施設事項トシテ適當ナルモノヲ舉クレハ左ノ如シ

- 補習教育 風紀ノ改善 家庭改良 慈善救濟 敬神尊祖 産業ノ改善 副業獎勵講習會 品評會 運動會 敬老會 謝恩會 見學視察等

五 維持ノ方法

會ノ經費ハ補助金寄附金等ヲ以テ之ニ充ツルヲ妨ケサルモ努メテ會員ノ勤勞ニ依ル收入ヲ以テ之ヲ支辨シ且ツ團體ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル爲適宜ノ方法ニ依リ基本財産ノ蓄積ヲナスヘシ

六 賞 罰

會員ニシテ他ノ模範トナスニ足ル者アルトキハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ
會員ニシテ會員タルノ休面ヲ汚辱スルノ行爲アル者ニ對シテハ相當處置ヲナスヘシ 但シ其ノ程度ハ除名ニ止メシムルコトヲ要ス

七 處女會ト他ノ団体トノ聯絡

處女會ハ當該市町村内ニ於ケル他ノ各種修養ノ機關ト互ニ聯絡ヲ保チ相提携シテ其ノ目的ノ達成ニ努ムヘシ

- (一) 處女會ハ可成自治的ニ經營セシメ常ニ向上發展ノ促進ニ努ムヘシ
- (二) 處女會ハ可成家庭的郷土的ニ發達セシムヘシト雖彼等ヲシテ國民精神ヲ強烈ニ修養セシムルコトニ留意スヘシ
- (三) 處女會ニ關スル細則ハ團体ニ於テ適宜之ヲ設クヘシ

かくして其の後漸次會數を増加し或は組織を改善したるものが少くなかつたが將來益々設置を獎勵する爲め、大正十一年一月の郡視學會議に於て次の様な事項を指示してゐる。

- (一) 現在處女會數ハ二百三十四團体ニシテ殆ント部落又ハ小學校通學區域ヲ以テ之レヲ組織セルモノナルカ故ニ未タ設置セサル市町村極メテ多シサレハ明年度ハ之レカ設置ニ關シテ努力ヲ望ム即未設置ノ町村ニアリテハ之ヲ興シ部落又ハ小學校通學區域ヲ以テ組織シタル從來ノ處女會ハ之ヲ支部トシテ市町村處女會ヲ以テ之カ統一ヲ圖ルヘキコト
- (二) 年齡ハ當該市町村ニ居住スル處女ニシテ義務教育ヲ了ヘタル者又ハ之ト同年齡以上ノ未婚ノ女子ヲ以テ組織シ婦人會ノ設置アル市町村ニ於テハ同會處女部トシテ設置スルヲ妨ケズ
- (三) 從來會長ノ數最モ多キハ小學校長町村長ナルカコレ創業ノ際止ムヲ得サル事情ト認ムルモ可成將來ハ女教師篤志婦人等ヲ直接其ノ衝ニ當ラシムルハ正ニ是レ時代ノ要求ニ基キ婦人ノ覺醒ヲ促ス所以ナリ而シテ町村長小學校長職員宗教家名望家等ハ相協力シテ後授誘導ノ責任ヲ完フスルニ努メシムヘキコト
- (四) 尙指導監督ニ關シテハ
 - (1) 指導後援者ハ克ク處女會ノ本旨ヲ休シ先ツ自己修養ニ努メ實踐躬行範ヲ會員ニ示シテ善良ナル會風ヲ馴致セシムルコト
 - (2) 婦人ノ通弊トシテ依頼心ニ厚ク且ツ公共心ニ乏シキハ女子教育上留意ヲ要スヘキ點ナリサレハ可成自治的ニ經營セシメ常ニ協力一致以テ團体ノ向上發展ニ努メシムルコト
 - (3) 處女會ハ可成家庭的郷土的ニ發達セシムヘシト雖モ會員ヲシテ國民的自覺ヲ促シ日本婦人タルノ美德ヲ涵養シ貞淑ニシテ健全ナル良妻賢母タルノ素養ヲ得シムルハ勿論社會ノ實務ニ就キ活動シ得ル知能ヲ修得セシムベキコト
 - (4) 處女會ノ事業其ノ他諸般ノ施設ニ就テハ訓令ノ趣旨ヲ休シ之ガ徹底ヲ期スベキコト

これによつて見れば先づ時代趨勢に應じて國民的の自覺と向上とを必要とし、其の組織活動に於ては自主自立の精神を發揮せしめん事に努めたことが窺はれる。

在職當時の女子社會教育の一端

金 崎 シ ズ モ

私が本縣二師代用附屬を辭しましてから最早七年を經過してしまひました。其間女子社會教育方面には何れの方面にも驚く程の發展を見ましたが今より十余年前即私が在職當時然も社會教育の一端たる處女會設立當時の状況を顧みますと、うたゝ涙するものがあります。恰度私が當校へ赴任しましたのは大正九年四月で當時縣は頻に處女會の必要を叫びつゝ有つた際に、早速着手する事になりました。今の出水町は未だ村で御承知の様に當村は遊覽地の水前寺を中心とする十一の部落に分れ砂取町と水前寺門前の三部落の他は皆農村で處女會員たるべき者は農を生業とする者、商をする者、製糸工場や專賣局に通ふ者、電話交換手あり、或は農事試驗場、産業試驗場等に勤める者、或るは水前寺境内の店に働く者等多種多様で従つて教育の程度も高女出身、高等小學校卒業或は尋常小學校卒業等尤大部分は尋常小學校卒業でしたが自ら女性の尊さも覺らず修養の期なる事も知らず處女會の何たる事も分らぬ者が